

令和 5 年度 国の予算編成等に対する提案

**令和 4 年 7 月
兵 庫 県**



<提案項目>

I 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化	1
1 感染再拡大の抑制に向けた感染防止対策の充実・強化	1
2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・充実	8
3 事業継続・雇用確保対策の充実	8
4 生活に困窮されている方への支援	15
II 新たな価値を生む兵庫経済の構築	16
1 駆動力を持った兵庫経済の確立	16
2 地域を支える産業の振興	18
3 新たな観光戦略の展開	20
4 農林水産業の基幹産業化	23
5 持続可能な地域環境の創造	30
III 安全安心社会の先導	38
1 災害リスクへの備えの強化	38
2 防災体制の充実	50
3 医療確保と健康づくり	55
4 高齢者支援の充実	67
5 ユニバーサル社会づくり	70
6 生活保護等のセーフティネットの構築	75
7 地域安全対策の強化	76
IV 未来を創る人づくり	83
1 子育て支援の充実	83
2 新しい時代に対応する学びの環境づくり	89
3 多様な人材の活躍推進	101
V 個性を磨く地域づくり	106
1 地方創生の推進	106
2 デジタル化の本格的推進	111
3 交流基盤の整備促進	115
4 スポーツ、芸術文化の振興	129
5 地方分権改革の推進	130
VI 地方税財政の充実・強化等	132

省庁略称 内閣官房、デジタル庁：デジタル、内閣府、警察庁：警察、消費者庁：消費、復興庁：復興、総務省：総務、消防庁：消防、法務省：法務、外務省：外務、財務省：財務、文部科学省：文科、文化庁：文化、スポーツ庁：スポーツ、厚生労働省：厚労、農林水産省：農水、経済産業省：経産、国土交通省：国交、観光庁：観光、気象庁：気象、海上保安庁：海保、環境省：環境、原子力規制庁：原子力、防衛省：防衛

I 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化

1 感染再拡大の抑制に向けた感染防止対策の強化

重点(1) 感染動向に対する分析と具体的対策の提示

【厚労】

- 新・新たな変異株への置き換わり等により、新規感染者数が再び増加する中、専門家の知見を踏まえた分析を行い、感染抑制と社会経済活動の両立に資する具体的な対策を提示すること。
- 新たな変異株など感染状況に応じて、科学的な知見に基づいた保健・医療提供体制を具体的に示すこと
 - まん延防止等重点措置については、感染状況等に応じた具体的かつ多様な対策をメニュー化し、各都道府県知事が地域の実情を踏まえて効果的・効率的な対策を選択出来るよう、エビデンスに基づき早急に見直すこと
 - 感染症法上の位置づけ、感染者・濃厚接触者の療養期間の見直し等について検討すること

(2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の所要額確保等

【厚労】

① 入院病床や宿泊療養施設の確保に対する支援

- ・新型コロナウイルスに感染した場合の医療提供体制を引き続き適切に確保するため、空床補償の経費や宿泊療養施設借り上げ等に要する経費について、令和5年度以降も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による支援を継続・充実させること

② 対象事業の拡充、補助上限額の撤廃等

- ・感染拡大防止のために医療・検査体制の確保・強化を図っているが、対象事業が限定的であるため、以下のような、地域の実情に応じた取組を行えるよう、対象事業を拡充すること

○高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査に伴う費用

○入院医療機関に対する運営経費支援

　<本県の対応：入院患者一人当たり12,000円/日(GW期間中24,000円/日)を支援>

○回復者を受け入れる医療機関や社会福祉施設に対する支援

　〔本県の対応：①受入一人当たり100,000円を支援
　　　②人工呼吸器等の転院受入に要する整備費を支援
　　　　(1病床増加あたり600万円)〕

○自宅待機者へ介護・障害福祉サービスを提供する事業者に対する支援

　<本県の対応：(訪問介護の場合)1日当たり訪問介護38,000円を支援>

○長期休暇中に診療を行う医療機関や薬局に対する運営経費支援

　<本県の対応：年末年始及びGW期間中、1日当たり15,000円を支援>

○流行抑制のための血清疫学調査・研究事業

　<本県の対応：神戸大学と連携し、抗体保有者の調査・研究を実施>

○医療機関等に配布することを目的とした医療用資材の購入、配送及び保管・備蓄倉庫を確保する費用

○市町が県と協力して行う感染者へのフォローアップに必要な事業経費

(3) ワクチン接種の推進

【厚労】

① 国産ワクチンの研究開発の推進

- ・国産ワクチン及び治療薬の研究開発を後押しするため、海外諸国に匹敵する十分な研究費を安定的かつ長期的に確保すること
(cf. 研究開発に関するR2年度三次補正予算：1,606億円)
- ・薬事承認プロセスの迅速化や国内外における治験の充実・迅速化を図ること

重点② ワクチン4回目接種の推進

- ・市町村の接種計画が円滑に進むよう、希望するワクチン量を確実に確保すること
- 新**・予防接種法に基づく臨時接種の実施期間(現行9月末まで)が延長される場合には、接種体制等を整備する必要があるため、早期に方針を示すこと
- 新**・現在国から提示されたワクチン配分数について、モデルナワクチンの配分がファイザーワクチンの配分よりも極端に多く、市町からは配分の見直しを求められていることから、市町の希望に沿い、ファイザーワクチンの配分を増やすこと
- 新**・接種対象者は、様々な情報を収集しながら検討するとされているが、対象者を増やす場合には、接種券の送付等の作業が発生するため、早期に情報提供とともに、準備時間を十分に確保できることにする

重点③ ワクチン接種の今後のあり方・方針

- 新**・ワクチン接種の有効性に係るこれまでの効果検証を踏まえ、今後のワクチン接種のあり方・方針を早期に示すこと

④ ワクチン接種に対する正確な情報発信

- 新**・新型コロナワクチンの有効性・安全性等について強力な情報発信を行うこと

(4) 新型コロナウイルス感染症治療の推進

【厚労】

- ・重症化防止に効果が期待できる中和抗体薬や経口抗ウイルス薬について、必要な患者へ投与が行えるよう薬剤を確実に確保し、迅速な供給を行なうこと

(5) 水際対策の強化

【内閣官房、法務、厚労】

① 入国者健康確認センターの維持及び強化

- ・保健所における業務軽減のため、設置された「入国者健康確認センター」による自宅等待機者への健康フォローアップ支援を感染状況が落ち着くまで継続すること

② 外国人患者に対応する保健所の負担軽減

- ・医療機関の外国人対応を支援する「電話医療通訳サービス」等を、保健所の積極的疫学調査や健康観察にも活用するなど、外国人の陽性患者等に対する保健所の負担軽減を図る方策を講じること

(6) 変異株対策の強化

【内閣官房、厚労、法務】

① 入国者に関する情報管理、フォローアップの徹底等

- ・入国者に関する都道府県への情報提供を迅速かつ的確に行なうとともに、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握などに取り組むこと

- ・健康観察期間中に有症状になった場合は、症状の程度に関わらず、漏らすことなく把握し、管轄保健所への迅速な通知と必ず医療機関を受診させるよう、フォローアップの徹底を図ること

【提案の背景】

- ・入国者及び帰国者は水際対策の強化に係る措置に基づき、一定期間厚労省が設置する国の「入国者健康確認センター」に健康状態を報告し、自宅待機期間中に有症状となった場合は、県・保健所設置市に連絡する体制となっている(R4.4)。
- ・有症状者の医療機関受診は、最終的には本人の意思(自主性)に委ねられている。特に軽症状(熱が出たがすぐに下がった等)の場合や症状が持続している場合、連絡体制が機能しないケースもあることから、十分なフォローが必要である。

② スクリーニング検査、ゲノム解析の推進

- ・変異株のスクリーニング検査が地域で実施できるよう、新たな変異株を識別できる抗原キット等試薬の開発や自治体への速やかな配分、国が実施している民間検査機関への変異株スクリーニング検査委託箇所数の拡充を行うこと
- ・全ての地方衛生研究所において全ゲノム解析を実施できるよう、解析機器の無償供与、国立感染症研究所による技術研修の実施、検査室の改修など施設整備に対する補助制度の創設、試薬の安定供給体制確保等の支援を行うこと
- ・上記に要する経費は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加するなど、国において全額財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・現行、県内の地方衛生研究所におけるゲノム解析は、兵庫県立健康科学研究所(加古川市)、神戸市健康科学研究所と姫路市環境衛生研究所で可能であり、ゲノム解析を導入できる体制が整っていない研究所に対する技術支援や施設整備等の支援が必要である。

(7) 医療体制の強化

【厚労】

① 医療物資・検査資機材等の調達・供給

- ・「診療・検査医療機関」におけるマスク、消毒液、防護服、スワブ（医療用綿棒）等の医療物資や、検査機器・検査試薬の確保について、市場の状況を随時把握し、国の責任（※）において医療現場が混乱しないよう確実に調達・供給すること
- 〔※ 国はG-mis(新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム)を通じて医療機関から緊急要請があった場合に、随時対応(特に緊急を要する場合等は県保管分を提供し、後日、国から県に補充〕

② HER-SYS 等の改善

- ・診療・検査医療機関が入力することが義務づけられているHER-SYSやG-MIS等の使い勝手の改善を図るとともに、電子カルテ等との連絡等による入力事務の効率化及び負担軽減やデータのインポート・エクスエポート機能に汎用性を持たせるなど積極的かつ有効に活用できるようシステム構築に取り組むこと
- ・医療機関の入力促進のため、診療報酬の加算などインセンティブ充実を検討すること

③ 適正な検査の推進

- 新**・各種検査方法に係る精度管理が重要となることから、偽陽性や判定が難しい事例など診断の参考となるデータ等の情報提供や、医療機関向けの診断マニュアル等を作成すること
- 新**・PCR検査における適正なカットオフ値の設定のため、ウイルスの感染性と検査判定等の研究に取組むこと
- 新**・現在、特例的に承認されている新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットのOTC化（医師の処方せんがなくても、薬局・薬店で購入できる一般用医薬品）を図り、セルフメディケーション（健康の自己管理）を推進すること
- 新**・研究用抗原検査キット及び抗体検査キットは国が承認した体外診断用医薬品でなく、国においては自己検査であっても使用を推奨していないが、自動販売機での販売や格安店での店頭販売など入手が容易な環境であるため、販売に係る取り締まりなどの対策を講じること

④ 医療チーム、医療人材の育成

- ・DMAT（災害派遣医療チーム）を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応し、治療支援などを行う医療チーム等の育成に取り組むこと

⑤ 適切なコロナ患者推計モデルの構築

- ・新型コロナウイルス感染症患者の国が示した患者推計モデルは、その算出要素に、都道府県個別の人口密度や発生状況が加味されておらず、受入病床確保の指標としては不十分である。
一般医療に支障を来さないためにも、基礎となるデータを開示した上で、より精密なデータに基づくコロナ患者推計モデルを構築すること。

(8) 医療機関等への支援の継続・充実

【総務、厚労】

① 医療機関等の経営維持に対する支援

ア 医療機関の経営支援

- ・新型コロナウイルス感染症対応の診療科はもとより、それ以外の診療科においても受診控え等により患者数が大幅に減少し、厳しい経営状況に陥っている。
これらの経営悪化による減収について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、医療機関の経営維持に対する支援措置を講じること。
- ・薬局や施術所（接骨院、鍼灸院など）等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより厳しい経営状況となっているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付対象とするなど、経営維持に対する支援措置を講じること

イ 看護師等養成所における臨床実習中止措置への対応

- ・県内の看護師等養成施設において、学生からの感染拡大を懸念し、医療機関等での臨床実習が中止になった事例が相次ぎ、次年度も実習受け入れ中止を検討している医療機関も出ている。学生は、現場の雰囲気やスタッフの動きを十分理解できないまま就業先を決定することとなり、就業後の離職者増加が懸念される。

また、実習の受入れを行う場合であっても、密集を避けるため実習グループを細分化して少人数単位で実施する等の配慮から、受入れ医療機関において、より多くの看護職員を指導員に任命する必要があるが、これにより本来業務に従事する看護職員が不足し、1人あたり業務量の増加が見込まれる。

臨床実習や就職後の院内研修を適切に実施するため、コロナ禍により既存体制での実習等の実施が困難となっている医療機関等に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、以下の支援を行うこと。

- 実習学生を受入れる医療機関等における、実習学生による院内感染を防止するための設備整備(パーテーション、空気清浄機等)や、実習受入れにより追加的に発生する人件費について支援措置を講じること
- 4月以降に各医療機関で、従来の学生が臨床実習で修得してきた内容を追加して適切な院内研修が行えるよう、追加的に発生する教育担当者の人件費等の教育に必要な経費について、支援措置を講じること

② 診療・検査医療機関等に対する支援の充実

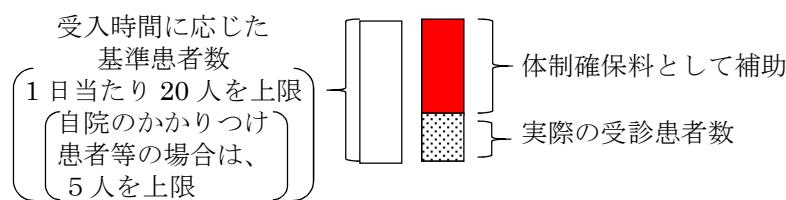
- 新**・かかりつけ医による診療・検査を更に推進するため、時限的措置とされている診療報酬上の特例的な対応(※)の感染状況を踏まえた継続・加算や、令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業と同様の制度の創設など、診療・検査医療機関等に対する支援を充実させること

※診療報酬上の特例的な対応（令和4年3月16日付事務連絡による）

区分		診療報酬の加算
疑い患者	検査	+ 250点(県HPで公表した機関のみ計上) (延長)<令和4年7月31日までの措置>
患者	外来での治療	+ 950点<臨時的な措置>
患者	往診での治療	+2,850点(+950点から拡充)<臨時的な措置>

※令和2年度外来診療・検査体制確保支援事業

- ・ 診療・検査医療機関が、発熱患者専用の診察室等を設けて、発熱患者等を受け入れる体制をとった場合に、外来診療・検査体制確保に要する費用を補助
[補助基準額]13,447円/人・日×(受入時間に応じた基準患者数-実際の発熱患者等の受診患者数)



(9) 症例分析結果を踏まえた医療現場での活用方策の構築

【厚労】

- ・HER-SYS や国立国際医療研究センターをはじめとする新型コロナウイルスにかかる医療機関情報を活用した解析を進め、「病原体検査の指針」「診療の手引き」等ガイドラインに迅速に反映できる支援体制を構築すること

(10) 保健所機能の強化等

【法務、厚労】

① 保健所業務に注力するためのその他業務の効率化

- ・各機関が求められる保健医療機能を十分に発揮できるよう、保健所や医療機関から国への各種報告義務等の省略可・見直し等の効率化を図り、業務負担の軽減を図ること

② 積極的疫学調査等の実施体制の充実

- ・感染拡大期においては、疫学調査の重点化も必要になることから、国立感染症研究所感染症疫学センターの新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和3年1月8日版)の充実を図ること

重点 (11) 国又は広域エリアの疾病管理予防センター（CDC）の設置

【厚労】

- ・日本版CDCの創設や内閣感染症危機管理庁の設置にあたっては、地域ごとの感染状況や医療提供体制等を踏まえた取組が推進されるよう、地方の意見を反映できる仕組みを導入すること

(12) 医療従事者や感染者等の人権対策の強化

【法務】

- ・デマの拡散や差別・偏見は、人権侵害や新たに感染が確認された場合の情報提供・公開を躊躇することにもつながるため、継続的な広報や啓発の実施など、医療従事者や感染者及びその家族等の人権を守る対策を講じること

(13) 感染症情報の公表・共有

【厚労】

① 感染症情報の公表基準の検討

- 新**・感染症法では感染症情報は積極的に公表するよう定められているが、新型コロナウイルス感染症患者の公表については、国の一類感染症患者の公表にかかる基本方針を参考に自治体の判断で公表しているため、自治体ごとに公表情報が異なっている。また、死亡にかかる公表については公表項目等の基準もなく各自治体の判断となっているが、全国的に統一した公表基準を示すべきである。

② 都道府県と市町間の感染者情報の共有

- 新**・感染症法では、在宅患者の生活支援等について、都道府県と市町との連携の努力義務が定められているが、市町との連携は個人情報の共有が必要なことから、市町が必要な患者の個人情報を入手するための法令整備等を行うこと

(14) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の見直し等

【内閣官房】

① 社会活動規制

- ・国の基準に基づいて都道府県が休業要請をした場合、その対象業種に対しては、国の責任において、休業協力支援金等の財政措置を行うこと

② 国民への周知・啓発の強化

- ・国として、分科会で示された感染リスクが高まる5つの場面や感染リスクを下げる工夫など、国民の諸活動における注意事項の周知徹底を行うこと

(15) 被災地応援職員・ボランティアへの行政検査の実施

【厚労】

- ・感染症対策と災害対応の両立を図るため、被災地への応援職員はもとより、ボランティアの方に対してもPCR検査を自己負担のない行政検査として実施すること

<大規模災害ボランティアへのPCR検査の実施>

コロナ禍における大規模災害被災地での感染を予防し、ボランティアの安全を図るために、ひょうごボランタリープラザが派遣する災害ボランティアに対し、県立健康科学研究所を活用したPCR検査の受検支援体制を整備

- ・対象者 ひょうごボランタリープラザが、①大規模災害発生時に緊急を要すると判断し、②被災地の災害ボランティアセンターへ派遣する災害ボランティア
- ・実施方法 ひょうごボランタリープラザから県立健康科学研究所に検査を委託
- ・自己負担額 なし 検査に要する費用を「大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト（財源：ふるさとひょうご寄附金）」により支援し、実質無償とする。

(16) 社会福祉施設等における感染対策の強化

【厚労】

① 感染対策の強化

- ・職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも、継続的に福祉サービスが提供できるよう、財政支援など必要な措置を講じること
- ・感染者が発生した高齢者や障害者の福祉サービス事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合の必要な経費については、サービス継続支援事業の補助対象となっているが、濃厚接触者が発生した事業所・施設に対し応援職員を派遣した場合についても、補助対象として認めるとともに引き続き財源を確保すること
- ・利用者及び施設職員が感染防御を行い、安心安全に施設が利用できるよう、引き続きのマスク・手袋の継続配布のほか、消毒液等の衛生資材の備蓄に対する財政支援を行うこと

② PCR検査の地方負担分に対する財政措置

- ・高齢者施設等の入所者及び従事者へのPCR検査や抗原検査については、感染防止対策の観点から積極的な実施を国より要請されていることから、その行政検査費用に係る地方負担分について、従来の感染症予防事業費等負担金での全額国負担、または新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象事業に追加する等、必要な財政措置を行うこと

(17) 警察装備資機材の整備等

【警察】

- ・新型コロナウイルスに関連した事案への対応時に、警察職員の二次感染を防止するため、警察装備資機材等の整備を進めること
- ・被留置者及び看守勤務員の感染予防に伴う衛生用品等の配備強化を行うこと
- ・感染予防のための空調設備や陰圧機能を持つ留置室、介護用ベッド等が設置された介護室、感染の疑いのある被留置者を処遇した看守勤務員を一定期間宿泊させる看守勤務員宿泊施設等を備えた感染予防専用留置施設を設置すること
- ・部外通訳人、各種講習等の民間委託業者等の感染防止対策を行うこと

【提案の背景】

- ・看守勤務員は閉鎖された空間である留置施設において被留置者の処遇を行わなければならず、ウイルス感染予防のための備品が未だ不足している。
- ・感染拡大を防止するため、留置開始時から感染の疑いのある被留置者を陰圧室などを備えた感染予防専用留置施設へ留置するなど適切に処遇する必要がある。

【提案する装備資機材等】

- ・感染症防護キット2,000着
- ・自動手指消毒器　・非接触型体温計　・加湿器及び次亜塩素酸空気除菌脱臭機
- ・紫外線殺菌機　・陰圧機付護送車両
- ・マスク、アルコール消毒液　・抗原検査キット
- ・アルコール感知器

重点2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・充実**(1) 令和5年度における支援の継続・充実****【内閣官房、内閣府】**

- ・原油価格・物価高騰等の収束は予想がつかず、またコロナ禍からの経済・雇用情勢の本格的な回復等にも期間を要すると考えられることから、令和4年度において増額するとともに、令和5年度以降においても、地方創生臨時交付金による支援を継続・充実させること。
- ・加えて、原油価格・物価高騰対策をはじめとした地域の実情に応じた対策を継続的かつ機動的に実施できるよう必要な財源措置を講じるとともに、学校をはじめとした県立施設の冷暖房費等の高騰に対して交付金の充当を可能とするなどさらなる柔軟な枠の見直しや、基金積み立て要件の弾力化など機動的な運用、手続きの簡素化などを図ること。

3 事業継続・雇用確保対策の充実**(1) 更なる消費喚起対策の推進****【内閣府、農水、経産、観光】**

- ・商店街の活性化など各地域における更なる消費を喚起するための新たな取組や、観光業や飲食業など地域経済の活性化を図るG o T o キャンペーン実施後においても、国において更なる消費喚起対策を強力に推進すること

(2) 事業継続に向けた支援の充実**【内閣官房、経産】**

- ・第6波の感染再拡大の影響等により、地域経済の見通しは不透明感を増している。戦後最悪のマイナス成長となった令和2年4~6月期のような急激な悪化を防ぐためにも、事業継続を強力に支援し、地域経済を下支えする必要があることから、以下について提案する。

①持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給

- ・昨年2月に申請期間が終了した持続化給付金及び家賃支援給付金について、再度の支給を行うこと

②迅速な給付

- ・事業者へ支援金を支給する際は、可能な限り早期に必要な支援を受けることができるよう、人員等の体制強化や審査の簡素化などを図ること

③ 資金繰り支援の強化**ア セーフティネット(SN)保証4号の指定期間の延長**

- ・融資制度の延長にあたっては信用保証制度の延長が前提であるため、SN保証4号の指定期間(※)を延長すること

(※ 指定期間 SN保証4号：9月末まで)

イ セーフティネット(SN)保証5号の指定対象業種の継続拡大

- ・SN保証5号の指定対象業種について、コロナ禍の長期化に加え、円安やウクライナ情勢

の影響による原油・原材料価格の高騰により、幅広い事業者がより厳しい状況に立たされていることから、対象業種を再び拡大すること

ウ 返済猶予や弾力的な返済条件の変更等

- 新型コロナウイルスの感染収束が見通せない中で事業者は既往債務の据置期間終了などに直面しているため、条件変更及び借換に伴う追加保証料の補助等事業者の返済負担軽減策を講じるとともに、返済猶予や返済条件の変更等への弾力的な対応について、金融機関への指導を強化すること。また、資本支援の強化など抜本的な融資支援策を講じること。

エ 損失補償に対する支援

- 融資実績の増に伴い、県の信用保証協会への損失補償も多額にのぼることが懸念されるため、(一社)全国信用保証協会連合会からの補助割合を引き上げるなど、支援措置を講じること
- 融資残高の増に伴い、金融機関への預託金調達のためのコスト増も見込まれるため、国庫補助金の創設等の支援措置を講じること

【提案の背景】

・新型コロナウイルス感染症に関する中小企業向け融資制度については、既に過去に例のない規模の融資額となっている。これにより、今後の県損失補償額も多額にのぼると見込まれる。

<損失補償割合> (R4.4以降に代位弁済となった新型コロナウイルス感染症対応資金の場合)

区分	損失補償割合
SN 保証 4号 (100%保証)	日本政策金融公庫 80%、県 4%、全国信用保証協会連合会 16%
危機関連保証(100%保証)	日本政策金融公庫 90%、県 4%、全国信用保証協会連合会 6%

重点④中小企業等における経営改善の支援

- 新**・民間金融機関を通じた無利子・無担保融資(ゼロゼロ融資)の利子負担が令和5年5月から随時開始することを踏まえ、事業者の実情に十分配慮した経営改善の支援を講じること

[本県が実施している「中小企業等における経営改善・成長力強化への支援事業」の概要]

(R4 新規事業 : 12 億円)

金融機関が、地域の中小企業支援機関として事業者に対して実施する金融・非金融両面の総合的な伴走支援に補助を行う。

- 補助対象 ゼロゼロ融資を受けた中小企業・小規模事業者
- 実施方法 金融機関への補助 (ゼロゼロ融資を受けた事業者に対して伴走支援を実施)
- 上限金額 10万円/1事業者

[信用保証制度の概要]

信用保証の種類	対象	売上要件	保証割合	指定期間
SN 保証 4号	地域指定(現在、全国指定)	△20%	100%	9月30日
SN 保証 5号	業種指定 R2.5～R3.7月:1,145業種 (全業種) R3.8～12月:535業種 R4.1～3月:560業種 4～6月:473業種 7～9月:599業種	△ 5%	80%	—

[新型コロナに関する兵庫県中小企業制度融資]

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス対策貸付 (R2. 2. 25～R4. 10. 31)	SN 保証の別枠利用	一般保証 SN 保証4号 SN 保証5号	0.70% (0.80%※1)	2.8 億円	10年(2年) 以内
②経営活性化資金 (R2. 3. 16～R4. 10. 31)	迅速な融資審査		金融機関所定 (0.80%※1)	5,000 万円	10年(1年) 以内
③借換等貸付 (R2. 3. 16～R4. 10. 31)	県制度融資の借換		0.70% (0.80%※1)	2.8 億円	
④伴走型経営支援特別貸付 (R4. 4. 1～R5. 3. 31)	経営改善等を行う場合の保証料負担軽減	SN 保証4号 SN 保証5号 一般保証	0.90% (0.20%※2)	6,000 万円	10年(5年) 以内

※1 SN 保証を利用する場合 (一般保証を利用する場合は、第5区分で 1.15%)

※2 SN 保証を利用する場合 (一般保証を利用する場合は、第5区分で 0.60%)

⑤ 商工会・商工会議所に対する支援の充実

- コロナ禍により増加している窓口相談等に対応するため、令和2年度に実施した「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業(※)」と同様に予算額を確保し、十分な支援を行うこと

〔※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業

・R2 二次補正額 114 億円

・事業内容 ①経営相談体制の強化

　　商工会・商工会議所で経営相談に対応する相談員の配置 等

②専門家派遣体制の強化

　　地域プラットフォーム(注)が、専門家を無料で派遣する体制を強化 等〕

重点(3) 観光事業者に対する支援等

【農水、経産、観光】

① 地域の観光需要喚起の推進

- 新
- 全国旅行支援後に都道府県が実施する旅行・宿泊割引支援事業について、事業期間、割引率等の制度設計を早期に行うこと
 - Go To トラベル事業と同様に、感染拡大時のキャンセル料に対する補填費用も対象経費として認めるなど、柔軟かつ弾力的な運用を行うこと

② 実効性ある全国旅行支援事業等の展開（国実施）

- 全国旅行支援事業等について、感染状況を見定めつつ、開始時期・実施期間を早期に示すこと
- 事業の実施にあたっては、再開・一時停止に関する具体的な判断基準を設けること
- 国民に対して、HPをはじめとする多様な広報媒体により、分かりやすく制度の周知を図ること
- 更なる対策を講じる際には、事業効果や課題等を検証し、人気観光地への利用が集中しないスキームなど、事業設計について改めて検討すること

(4) 飲食店に対する支援

【農水】

- ・Go To イートの食事券について、5月15日に利用期限を迎えた事業を終了しているが、緊急事態宣言等の長期化により大きな影響を受けた飲食店を支援するためにも、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること

(5) 商店街に対する支援

【経産】

- ・商店街の活性化に向けて、ECサイトの活用や共同宅配など、ポストコロナを見据えた新たな事業展開に取り組む商店街を支援するため、新たな支援策を創設すること
- ・プレミアム付商品券などの消費喚起対策を地方公共団体が継続的に実施できるよう、令和4年度以降も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による支援を行うこと
- ・外出自粛等の長期化の影響を受けた商店街の活気を取り戻すため、商店街イベント等を支援するがんばろう商店街事業の再開時には十分な事業期間を確保するとともに、令和4年度以降の継続的な支援など、更なる対策を講じること

(6) 交通事業者に対する支援

【国交、経産】

① 燃料価格高騰対策の拡充

- 新・軽油、LPガス価格の高騰により影響を受けるバス・タクシー・トラック等の運輸・交通事業者に対する「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の基準価格(ガソリン 168円/ℓ)の更なる引き下げなど制度の拡充を含め、十分な支援を行うこと

② 感染症対策に資する実証運行支援事業の拡充

- ・乗客の密度を上げないよう輸送人員減による減便回避のための「地域公共交通経営改善支援事業」(国 R3補正予算)について、輸送人員の減少が長期化している現状を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が収束するまで支援を継続すること

③ 感染症拡大防止対策のための設備等の導入に対する支援の拡充

- ・鉄道・バス・タクシー事業者等の高性能空気清浄機の導入のための「地域公共交通経営改善支援事業」(国 R3補正予算)について、十分な予算額を確保し追加募集を行うとともに、補助率(1/2)の引上げを行うこと

④ 鉄道事業者に対する支援の充実

- ・収支悪化により、老朽化対策等の先送りを余儀なくされている鉄道事業者に対し、計画的な更新等が行えるよう、指定公共機関も含めた事業者に支援を拡充するとともに、予算を十分に確保すること
- ・国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」で定めているとおり、指定公共機関(特に、輸送人員が減少する中でも運行継続しているJR等の鉄道事業者)の事業継続に必要な支援を行うこと

【提案の背景】

指定公共機関の事業継続に政府が必要な支援を行うとしているにも関わらず、JR等の鉄道事業者への十分な支援がなされておらず、コロナ禍による経営悪化によりローカル線の存続が問題視される状況となっている。

⑤ バス事業者に対する支援の充実

- ・利用者が大幅に減少している路線バス事業者に対して、地域公共交通確保維持改善事業費補助の補助対象限度額(経常経費の 9/20)の撤廃や、輸送量要件の緩和（現行：15 人以上→提案：2 人以上）など支援措置を講じること

⑥ 航空事業者に対する支援の充実

- ・航空事業者の運航欠損に係る地方公共団体の負担に対する財政措置を講じること

〔※本県 但馬一伊丹路線の安定的な運航維持のため、運航会社の前年度欠損について、
県が補助 [R4 当初予算額：2 億 2,608 万円]〕

(7) 芸術文化活動に対する支援

【文化】

- ・本格的な芸術文化活動の再開・実施には相当期間を要すると考えられるため、令和3年度補正予算で計上された文化庁の「ARTS for the future ! 2 (コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業)」「文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業」について、令和5年度も継続・充実して実施すること

<文化庁 R3. 補正予算 ARTS for the future ! 2 (556 億円) >

- ・対象者 文化芸術関係団体・文化施設
- ・対象活動 「有料」で不特定多数を集客する公演や展覧会
- ・補助上限額 2,500 万円/1 団体（団体規模等に応じて、異なる）

<文化庁 R3. 補正予算 文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業 (24 億円) >

- ・対象事業者 文化施設（設置者・管理者）等
- ・補助率 1/2
- ・対象経費 消毒液・マスク、赤外線カメラ、空気清浄機などの感染対策、システム環境や課金システムなど、配信等の環境整備 等

(8) 女性支援の継続

【内閣府】

- ・孤独・孤立で不安を抱える女性が、N P O 等の知見を活用したきめ細かい支援を受けて、社会との絆・つながりを回復することができるよう、地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）等の必要な財源を確保し、令和5年度以降も継続して支援すること

【提案の背景】

- ・新型コロナの影響により、望まない孤独・孤立で不安や困難を抱える女性を支援する相談窓口の設置や女性用品配布事業については、N P O 法人等に自治体が委託した場合、地域女性活躍推進交付金の交付対象となっているが、感染拡大の影響が長引く中、引き続きの支援が求められる。

(9) 農林水産事業者への支援

【農水】

① 農林水産事業者への支援の継続、充実

- ・消費拡大に向けた大胆なキャンペーンを展開するとともに、令和3年度補正予算で計上された特定水産物供給平準化事業、学校給食への食材提供等を支援する国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業を令和5年度も継続・充実するなど、農林水産事業者への支援を行うこと

<R3 補正予算 特定水産物供給平準化事業 (20 億円) >

- ・支援内容 漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分、保管分、入出庫料、加工料、運搬料を支援

<R3 補正予算 国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業 (200 億円) >

- ・支援内容 学校給食・子ども食堂等への食材提供に係る食材調達費、資材費、輸送費等を支援

② 農業者への支援

ア 酒米生産者への支援

- ・酒米については、新型コロナウイルス感染症の影響により清酒消費量の減退など今後も需要の減少が想定されるため、酒米から新規需要米等への転換支援を拡充すること

イ 肥料価格高騰に対する支援

- 新 ■ 肥料価格高騰に対する緊急的な措置として、施設園芸等燃油高騰対策と同様、化学肥料の施用量を一定量低減する農業者に対する影響緩和のため、肥料費増加分を助成する等のセーフティネットの仕組みについて早急に検討するとともに、農業者が利用しやすい簡易な事務手続きとすること
- 新 ■ 必要な肥料原料が安定的に確保できるよう関係団体に対して引き続き働きかけること
- 新 ■ 高騰する化学肥料の代替となる堆肥の活用を促進するため、既存の機械で低コストに散布できる安価なペレット堆肥の製造技術を確立すること
- 新 ■ 肥料価格の高騰により生産費が急増しているが、環境保全型農業直接支払交付金の対象活動には、環境負荷の軽減のほか、施肥量低減に資する活動（堆肥施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培等）があるため、交付額の減額を行わないよう、十分な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・平成20年度にも原油及び肥料等資材価格が高騰し、肥料・燃油高騰対応緊急対策事業が実施されたが、現在の施設園芸等燃油高騰対策では肥料が支援対象となっていないことから、平成20年度同様に肥料価格の高騰に対する支援を要望。
- ・環境保全型農業支払交付金について、要望を満たす国庫配分がされないことがある。
(要望に対する配分率 H30 : 94% → R1 : 96% → R2 : 100% → R3 : 98%)

③ 畜産業者への支援

- ・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された畜産経営に関する支援策を拡充するとともに、令和5年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

【国補正予算で措置された主な事業】

- ・国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業（学校給食への食材提供等）

- ・枝肉価格の下落等による収入減を補填する「肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)」について、3年間程度の時限措置として、生産者の負担割合(1/4)の国負担や補填割合の拡充(9割→10割)など、生産者の経営安定化を図ること

- 新 ■ 国際的な穀物価格高騰等により配合飼料価格が高騰する中、畜産経営への影響を緩和するための「配合飼料価格安定制度」について、異常補填の発動基準の更なる緩和や、必要な予算確保等により、充分に補填金が支給されるよう改善を図ること

【提案の背景】

- ・現在の配合飼料価格安定制度は、基準輸入原料価格の直前1年の平均と当該四半期の差を補填額としている。
- ・配合飼料価格が高止まり若しくは緩慢に上昇した場合、直前1年の平均と当該四半期の差が少くなるため、補填額が少額となり畜産農家の経営状況の厳しさが増すことになる。

④ 水産業者への支援

- ・外食機会の減少など、新型コロナウイルスによる影響の長期化が懸念されるため、国補正予算で措置された漁業経営に関する支援策を拡充するとともに、令和5年度においても継続するなど、必要な予算を確保すること

[国補正予算で措置された主な事業]

- ・特定水産物供給平準化事業
 - 〔漁業者団体等が、過剰供給分を相場価格で買取・冷凍保管(調整保管)する際の買取資金の金利相当分)保管分、入出庫料、加工料、運搬料を助成〕
- ・国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業
 - (漁業団体等が行う販売促進の取組(学校給食への提供を含む)を支援)

- ・魚価の下落等による収入減を補填する「積立ぶらす」について、3年間程度の時限措置として、漁業者の負担割合(1/4)の国負担や補填割合の拡充(9割→10割)など、漁業者の経営安定化を図ること
- ・原油価格の高騰が続く中、コロナ収束後の漁業経営の安定を図るため、「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、発動基準の更なる緩和や必要予算の確保等により、燃油価格が上昇した場合に充分に補填金が支給されるよう改善を図ること

(10) 雇用確保対策の推進等

【厚労】

① 雇用調整助成金に係る柔軟な対応

- ・雇用調整助成金について、今後の感染状況に応じた適切な運用を図りつつ、雇用情勢に応じて柔軟に対応すること

判定基礎期間の初日		令和3年		令和4年	
		～4月末	5～12月	1・2月	3～9月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	業況特例(※1) 地域特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	業況特例(※1) 地域特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

注 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

※1 売上高等の生産指標が最近3か月平均で前年又は前々同期に比べ30%減少している事業主

※2 緊急事態宣言の実施区域、又はまん延防止等重点装置の対象区域(職業安定局長が定める区域)において都道府県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する事業主

- ・学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること

(11) 総需要対策の実施

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

- ・新型コロナの感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するために、補正予算編成や予備費の充当などにより、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講ずること

- 具体的には、公的施設における感染防止のための改修、基幹道路ネットワークの整備や防災・減災対策等を推進するための公共事業費の大幅な上積み、情報通信基盤の整備等のハード事業に関する交付金の創設など、総需要を増やす対策を行う必要があり、建設国債も活用し、早期に相当規模の経済対策を実施すること

4 生活に困窮されている方への支援

(1) 生活福祉資金の継続等

【厚労】

- 現下の厳しい経済・雇用情勢等を踏まえ、生活福祉資金の緊急貸付等の受付期間を8月以降も継続し、その貸付原資を迅速かつ十分に交付すること
- 償還免除の適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、償還時において所得の減少が続くなど、貸付時と状況の変化がない者まで拡充すること
- 県及び各市町社会福祉協議会においては大量の貸付相談や、増加する生活困窮相談に対応するため、本来業務に支障が生じている。運営体制を確保するため、人件費など十分な予算措置を行うこと

(2) 住居確保給付金の要件緩和等

【厚労】

- 住居確保給付金の収入要件が厳しく支給対象とならない方が多くいることから、生活保護基準と同程度に収入要件を緩和するとともに、手続きを簡素化すること

※ 収入要件
 申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）
 + 家賃額以下であること（家賃額は、住宅扶助基準に基づく額が上限）
- 住居確保給付金や一時生活支援事業の地方負担の増加が見込まれるため、適切な財政措置を講じること

(3) 大学生等に対する支援の充実

【文科】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、アルバイト収入が減少するなど経済的に困窮している大学生・専門学校生等を支援するため、高校生の就学支援より要件が厳しい修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）の要件緩和を図るなど、支援を強化すること

※ 収入要件（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安）
 ・高校生：世帯年収約910万円未満
 ・大学生等：世帯年収約380万円未満

(4) 私立高等学校授業料の軽減

【文科】

- 前年から当年にかけて家計急変が生じた世帯の授業料軽減を行う私立高等学校等経常費助成費補助金（授業料減免事業等支援特別経費）について、新型コロナウイルス感染症の影響による場合は、全額国負担（現行：国1/2）で負担すること

II 新たな価値を生む兵庫経済の構築

1 駆動力を持った兵庫経済の確立

(1) 国内サプライチェーン網の強化

【経産】

- ・サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金については、予算額と補助希望額が大きく乖離しているため(※)、予算枠の拡充を図るとともに、令和5年度以降も継続して支援すること

※ 予算額、補助希望額の状況

予算額	補助希望額（申請総額）
5,218億円 [内訳] ・R2年度一次補正：2,200億円 ・R2年度予備費：860億円 ・R2年度三次補正：2,108億円 →R3, R4年度へ(事故)繰越 ・R4年度予備費：50億円	【第一次公募(R2.5.22～7.22)】 1兆8,636億円
	【第二次公募(R3.3.12～5.7)】 3,118億円
	【第三次公募(R4.3.1～5.20)】 2,452億円

<国・県支援制度の比較>

区分	国内投資促進事業費補助金(R3.3次公募) [経済産業省]	産業立地条例に基づく支援 [県]
対象	・海外へ集中度が高い重要な製品・部素材の国内生産拠点 ・国民が健康な生活を営む上で重要なものの生産拠点	・海外自社生産施設に類する生産施設の県内新增設 ・特定国に依存する部品等の生産施設の県内新增設 ・医療物資、医療機器などの生産施設の新增設
支援	・建物、設備等の1/4～1/2以内 (中小：1/4～2/3以内) ・上限：100億円 (補助対象経費に応じて段階的に低減)	・不動産取得税1/2(3/4)、法人事業税1/2(3/4)軽減 ・設備投資補助 6%(10%)、雇用補助 新規正規45万円/人 (新規正規90、新規非正規30) () 内は、但馬・丹波・淡路等)

(2) 起業・創業・新事業展開の活性化等 【内閣官房、内閣府、金融、総務、経産】

重点① スタートアップの支援

- ・「スタートアップ創出元年」にふさわしい起業支援に関する予算規模を確保すること
- ・内閣府の指定するグローバル拠点都市の自治体が実施するスタートアップ創出・支援施策に対して、自由度の高い交付金制度を創設して支援すること
- ・国際金融都市形成の動きも見据え、神戸市と連携して取り組むスタートアップ関連等の外国・外資系企業や人材の誘致促進に向け税負担の軽減や、在留資格等の緩和など環境整備への支援を行なうこと

(参考) 内閣府 スタートアップ・エコシステム拠点都市機能強化プログラム [令和3年度補正予算]

- ・スタートアップ・エコシステム拠点都市毎に、スタートアップを育成するための環境整備の状況は様々。自治体等が自らの強み・弱みを踏まえて 拠点都市としての海外との連携機能強化に必要な取組案を作成し、それを基に有望なものを支援

【執行スキーム】

JETRO 地方事務所が各エコシステムと共同で事業計画を作成、事業を運営、業務委託先企業等に直接発注を行い、支出行為を行う。

- ・起業プラザひょうご(※)をはじめ、地域を拠点に活動する起業家が成長・事業拡大をめざす際に活用できる新たな支援策を創設すること

※ 起業プラザひょうご

- ・起業の場や交流機能を備えた起業支援拠点（平成29年開設）。令和2年、三井住友銀行神戸本部ビル内に移転し、協定を締結している三井住友銀行の神戸本部ビル2階に移転。同行との連携による成長支援機能、オープンイノベーション促進機能を強化。
- ・姫路市、尼崎市にも拠点を新たに設け、約190名（令和4年3月時点）の会員が起業準備や起業後の事業拡大に取組む。

- 新** • 小中高生に対するアントレプレナーシップ教育など、自治体が行う起業の裾野拡大の取組に対して支援を行うこと

[本県が実施しているアントレプレナーシップ教育の概要]

- ・社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成するため、学生等の若年層を対象にアントレプレナーシップ教育を展開する「ひょうごスタートアップアカデミー」を実施
- ・県内6校の中学校・高校で、起業家精神やビジネス・金融の基本について学ぶシリコンバレー生まれの実践型教育プログラム「BizWorld」を導入し、単なる事業計画の策定にとどまらず、資金調達、製品の試作・量産、マーケティング、販売まで、事業活動全体を体験可能なプログラムを展開

② 航空産業非破壊検査員の育成に対する支援

- ・国の航空機産業競争力強化に必要な、航空産業非破壊検査員の育成を産業政策、雇用政策の両面から推し進めるため、検査員養成講習費用に対する助成金等の支援を拡充すること
- ・検査員資格取得に必要なOJTを受け入れる企業が増えるよう、効果的な施策を講ずること

【提案の背景】

- ・厚生労働省「人材開発支援助成金」の活用が可能であるが、受講料の一部（3割）を補助するにすぎない。（参考：受講者（H29からの合計）：55人（うち県外31人））
- ・中小企業が国内で国際基準に準拠した航空産業に係る非破壊検査技術者の資格を取得するには、有資格者のいる企業においてOJTを受講する必要があるが、受け入れ企業が少なく、資格取得の障害となっている。

[航空産業非破壊検査トレーニングセンターの概要]

- ・航空機産業における非破壊検査員を養成することを目的として、平成29年11月、県立工業技術センターに航空産業非破壊検査トレーニングセンターを開設
- ※ 国際認証規格（NAS410）に準拠した訓練機関としては、国内初
- ・非破壊検査のうち浸透探傷（PT）、磁粉探傷（MT）、超音波探傷（UT）のトレーニングを実施（講習費用）

区分	基礎講習	応用講習	計
浸透探傷(PT)	235,000円	141,000円	376,000円
磁粉探傷(MT)	380,000円	290,000円	670,000円
超音波探傷(UT)	447,000円	205,000円	652,000円

(3) 関西全域で取り組む中堅・中小企業の技術開発支援体制（広域的プラットフォーム）の構築に向けた支援 **【経産】**

- ・在関西の出先機関・研究機関の連携促進や設置・運営に関する財政支援など、産業競争力強化に資する取組に対して必要な措置を講じること

(4) 「富岳」などスーパーコンピュータの産業利用の促進

【文科、経産】

① 「富岳」一部資源の産業入門用としての活用

- ・「京」における（公財）計算科学振興財団の実績やノウハウ、ネットワークを最大限に活用するため、財団が「富岳」を活用した産業界ユーザー向けのアプリケーション実証など、トレーニング事業を実施できるようにすること（「富岳」の一部資源を産業入門用として財団に供与）

② スーパーコンピュータによるDX推進に対する支援

- 新** • スーパーコンピュータによる材料開発や設計工程におけるDX（Digital Transformation）を推進し産業競争力を強化するため、企業に対するシミュレーション技術等の普及や人材開発を行う（公財）計算科学振興財団への支援と、中小企業等へのスーパーコンピュータ活用に係る財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・「富岳」を中心とする「HPCI」や「FOCUSスパコン」などスーパーコンピュータを活用したMI（Materials Informatics）・CAE（Computer Aided Engineering）の導入等により、新規材料開発や製品設計の迅速化を図るなど、産業競争力の強化が必要である。

(5) 大型放射光施設「SPring-8」の高度化推進

【文科】

- ・新材料開発など放射光を活用した国際的な研究開発での優位性を保つため、国家プロジェクトとして次世代「SPring-8」の開発整備の検討を開始すること

【提案の背景】

- ・デジタル社会を支える先端半導体や、脱炭素社会の実現に不可欠な次世代電池分野の重要性が増しており、SPring-8等の科学技術基盤を活用したさらなる研究開発が期待されている。
- ・各国で新たな放射光施設の建設や整備計画が検討されている中、供用開始から20年以上が経過し老朽化が進むSPring-8の優位性の低下が懸念されている。

2 地域を支える産業の振興

(1) 中小企業等への支援の充実

【総務、経産、中企、国交、環境】

① 小規模企業者への支援に関する財源措置の拡充

- ・経営指導員等の設置経費に対する財源措置について、業務増にあわせて十分に拡充すること

【国制度の問題点】

- ・商工会・商工会議所では、経営発達支援計画を策定して国の認定を受けた際に、計画に位置付けた事業に対して経費補助が受けられる。
- ・計画の作成や事業実施に関する業務が増加し、これに対応する経営指導員等が不足する状況になっているが、人件費については補助対象となっていない。

② 地場産業に対する総合的な支援

ア 地場産業に特化した支援制度の創設及び予算の拡充

- ・新製品や新技術開発、国内外の販路開拓に対する支援など地場産業に特化した支援制度の創設や「皮革産業振興対策事業」などの予算の拡充を行うこと

【提案の背景】

- ・郷土の歴史と伝統に培われ、地域において重要な役割を果たしている播州織、淡路瓦などの地場産業の振興には、既存の支援制度では不十分のため、特化した支援制度の創設や予算の拡充を行うべきである。
- ・皮革産業は、消費者ニーズの多様化、海外製品の輸入増等による経営環境の悪化から、出荷額や企業数が減少の一途を辿っており、高付加価値化、ブランド力の強化及び販路開拓を進めため、消費者ニーズに対応した取組強化や「ひょうごレザー」のブランド化が必要である。

イ 皮革排水の処理に要する経費への財政支援の充実

- ・皮革排水の処理に関する支援制度を充実すること
 - 関係市町の財政負担を軽減する特別交付税措置の継続
 - 補助金の創設 等

【提案の背景】

- ・皮革排水は汚濁度が高く、多額の処理経費を要する。特別交付税措置もあるが、十分ではなく、関係市町の負担軽減のため、県単独の補助制度を設けている。

③ 信用補完制度の安定的な運営

- ・ 信用保証協会の保証料率を全体に引き下げ、信用保証料の負担を軽減すること
- ・ 日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額することにより、同公庫が信用保証協会から徴収している保険料率を引き下げるこ

【提案の背景】

- ・ 金融機関から資金調達する際、相対的に高止まった保証料が中小企業等の負担となっている。
- ・ 中小企業の資金需要に適時適切に対応し、経営の安定と地域経済の発展に資する。

④ 中小企業高度化資金で発生する違約金の減免

- 新** • 延滞貸付先が当資金を完済した際に生じる違約金について、違約金利率見直し等による減免を認める柔軟な運用を行うこと

【提案の背景】

- ・ 完済後に当初貸付額と同額以上の違約金が生じる貸付先もあり、事業承継への大きな負担や事業継続意欲の減退等が発生。

(2) 規制緩和による成長戦略の推進 【内閣官房、内閣府、文科、厚労、農水、経産、国交】

① 関西圏国家戦略特区の推進

- ・ 国際企業（外国・外資系企業）において、労使間で合意が得られた場合は、午後10時から午前5時までの勤務に対する割増賃金の支払いを不要とすること

【提案の背景】

- ・ 関西における医療等の国際イノベーション拠点の形成及び国際的ビジネス拠点の形成に向けて企業が機動的に事業展開できるよう大胆な規制緩和等が必要である。
- ・ 外国に本社や取引先のある国際企業においては、時差のある外国と業務を実施していることから、労使間の合意を前提に、割増賃金を必要としない勤務形態を提供することが必要である。

② 養父市国家戦略特区の推進

- ・ 中小企業信用保険制度の対象業種に農業を追加すること

【提案の背景】

- ・ 高齢化の進展、耕作放棄地の増大等の課題を抱える中山間地域の活性化の全国モデルとして、特区を活用した農業・地域振興を迅速かつ効果的に実現することが必要である。
- ・ そのため、農地所有適格法人や中小企業の農業に参入を推進しているが、中小企業信用保険制度の対象業種に農業がないことから、資金調達に支障が生じている。

[中小企業信用保険制度の概要]

- ・ 担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者が金融機関からの借入等により事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証について保険を行う制度

③ あわじ環境未来島特区（地域活性化総合特区）の推進

「あわじ環境未来島特区」の推進に向けて、以下のような支援措置を講じること

ア 再生可能エネルギーの創出及びエネルギーの地産地消の推進

- ・ バイオマスエネルギーの利用促進に向け、実証実験の実施や基盤整備に必要な財政支援を行うこと
- ・ 再生可能エネルギーを活用したエネルギーの地産地消を重点的に促進するため、発電・蓄電設備の設置等への支援措置を充実すること

【提案の背景】

- ・ 淡路島では豊富な資源を活用した再生可能エネルギーの創出が進んでいるが、更なるエネルギー創出には、より一層事業者の負担を軽減し、新規参入しやすい環境整備が求められる。
- ・ エネルギー自立のためには、発電した電気を広域的なマネジメントのもとで自家消費する仕組みを確立する必要があるが、設備費用が高額であり、普及促進の妨げとなっている。

イ 水素エネルギーの活用など脱炭素に向けた温室効果ガス排出削減の推進

- F C V (燃料電池自動車)、F C バス (燃料電池バス) などの水素モビリティの普及及び水素ステーションの整備促進に向けて支援措置を充実すること
- E V (電気自動車) の普及及び充電設備の整備促進に向けて支援措置を充実すること

【提案の背景】

- FCVやFCバスの車両価格、水素ステーションの整備費・運営費が高額であり、利用者側・供給側とも導入には多大な経費が必要となっている。
- 一般ユーザーのEV購入を加速させるためには更なる補助制度の拡充が求められる。
- EV保有者を増加させるため、ガソリン車の燃料補給と遜色ないように充電インフラ設備の増設を進めることができが不可欠である。

3 新たな観光戦略の展開

(1) ベイエリアの活性化に向けた海上交通の充実【国交、観光、文科、経産、環境】

① ベイエリアにおけるクルーズツーリズムの促進

- 船舶を活用したツアー実施に対する補助制度の創設など、クルーズツーリズムの促進策を実施すること

【提案の背景】

- ベイエリアの認知度向上による誘客促進を図るため、DMOが中心となって行う、地域の関係者が連携して観光客の広域周遊、滞在を図る取組の充実により誘客促進を図る必要がある。
- 国のDMOに対する財政支援策が不安定であり、DMOの安定的運営を圧迫しており、自律を促進する制度となっていない。DMOの持続可能な基盤形成による誘客促進を図る必要がある。
- 近年、クルーズツーリズムは注目を集めており、ベイエリアの観光振興のために更なる推進に取り組みたいが国の補助制度がない。

重点② インバウンド船旅振興制度の日数延長

- インバウンド船旅振興制度における、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を、大阪・関西万博の全ての期間中に対応できるよう、30日から180日間に延長すること

注 インバウンド船旅振興制度

インバウンド旅客の個人旅行化の進展を踏まえ、「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路運送に関して、一定の条件(既存の生活航路の運航に影響を及ぼさない等)を満たす観光航路を、年間30日間まで運航可能とする「インバウンド船旅振興制度」が2019年4月に創設された。

重点③ 船員法の一律適用の見直し

- 新・操船に従事しない船内での飲食提供や物販販売など乗客へのサービス提供を行う人員に対しては、船員法等の適用外にすること

〔現行制度の問題点〕

船員法第1条で「船員」は船舶に乗り込む船長及び海員と定義されているが、同法第1条第2項において、港のみを運航する船舶は含まないとされている。船員は、船員法の規定により船員手帳の所有(同法第50条)や船員手帳の審査判定3ヶ月以内の健康診断受診(同法第83条)が必要となる。さらに、船員保険法第2条の規定により船員保険に加入する必要があり、例えば、神戸から大阪までチャーター便が運航する場合でも、外洋に出る場合と同様の手続き及び費用が必要となる。

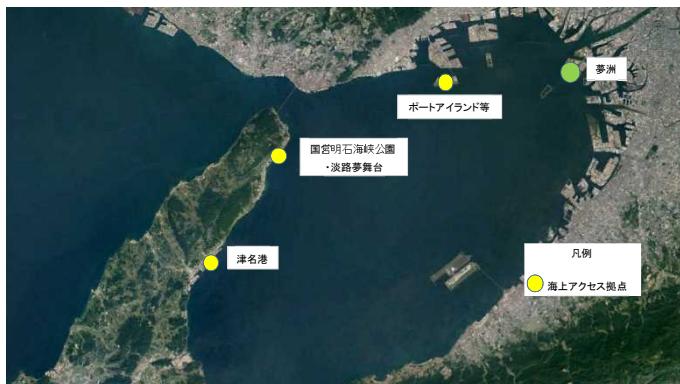
(2) 2025年大阪・関西万博開催の効果を周辺地域に波及させる取組の推進 【経産、国交、観光】

重点① 万博会場と連携した取組への支援の検討

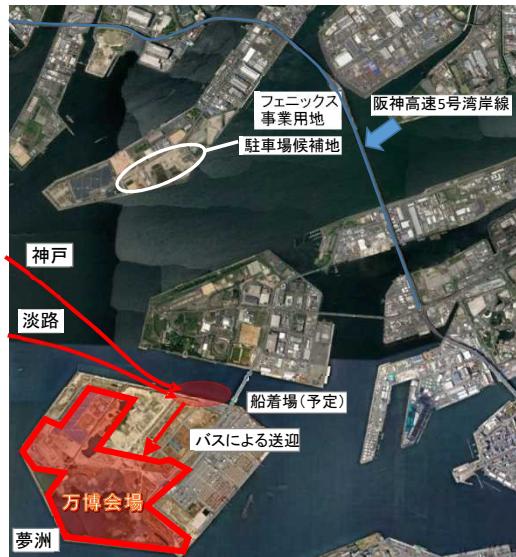
- 期間中、関西全域で実施する万博会場と連携した取組（関連イベントの実施等）を支援すること

重点② 兵庫県以西、四国等から万博会場へのアクセス強化

- マイカー利用者のパーク＆ライドを円滑に実施するため、駐車場周辺道路の混雑緩和措置、神戸・淡路島と会場を結ぶ海上アクセスルートの実現に向けた船着場の整備等を支援すること



出典：国土地理院



【会場周辺地図】

③ 名神湾岸連絡線等の早期整備による広域的な高速道路ネットワークの形成

- 関西圏の環状高速道路ネットワークの形成、大規模災害等に備えた強靭な国土づくりなど、大阪・関西の成長基盤となる広域的な高速道路ネットワークの形成を図ること
- 特に、大阪湾ベイエリアと名神高速道路を結び、バス・物流車両等の速達性や定時性を確保し、阪神高速3号神戸線等の渋滞緩和に資する重要な路線である名神湾岸連絡線を大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通に向け早期に整備すること

重点④ 空飛ぶクルマの研究開発支援

- 新
- 万博開催時に実用化が期待される空飛ぶクルマについて、機体の研究開発や実証事業などへの技術的・財政的支援を行うこと

(3) 統合型リゾート（IR）推進に伴うカジノ対策

【内閣官房】

- カジノ施設の立地が住民生活に悪影響を及ぼさないよう、以下について、実効性のある対策を講じること

○ ギャンブル依存症対策、青少年等の入場規制、マネーロンダリング対策

[特定複合観光施設区域整備法の概要]

区域	上限3	※認定申請に当たっては都道府県議会の議決及び立地市町村の同意が必要
事業者	カジノ管理委員会の免許制	
入 場	日本人は7日間で3回、連続する28日間で10回に制限	
入場料	6千円/回 (24時間毎)	国3千円+都道府県3千円

[ギャンブル等依存症対策基本法の概要]

- ・政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定（3年毎に見直し）
内閣にギャンブル等依存症対策推進本部を設置
- ・都道府県にギャンブル等依存症対策推進計画の策定の努力義務
- ・具体的な対策案
 - 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの導入
 - 都道府県、政令市における専門医療機関、治療拠点、相談拠点の整備
 - 中・高・大学生向けの啓発
 - 貸金業、銀行業における貸付自粛制度の整備 等

- ・カジノ事業者が行う特定金融業務について、①貸付限度額が事業者の決定に委ねられていること、②無利子かつ返済期限が2ヶ月先となっていることから、過剰な貸付けとなりギャンブルへの依存を助長する恐れがあるため見直すこと

[特定複合観光施設区域整備法における特定金融業務の概要]

貸付対象者	日本に住居を有しない外国人、一定の金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者
貸付限度額	返済能力に関する調査に基づき顧客毎に決定（貸金業法の適用外であり、個人の借入総額が、原則、年収等の3分の1までに制限される総量規制がかかるない）
返済期間	カジノ事業者は返済期間が2ヶ月を超える特定貸付契約を締結してはならない
利息	利息を付することを内容とする特定資金貸付契約の締結、利息の受領、支払いの要求はしてはならない。
延滞金	年14.6%

(4) 外国人旅行客等の受入環境の整備 【内閣府、法務、総務、厚労、観光、文化】**① 海外からの訪日観光旅行に関する査証発給要件の更なる緩和**

- ・2025年大阪・関西万博等の国際的イベント開催期間中の観光査証発給条件を緩和すること

② 観光人材確保対策の推進

- ・観光産業の人材確保対策や就労環境改善に対する支援制度を創設すること
 - 旅館等への就職を促進するセミナーの開催
 - 保育所整備、職員宿舎の整備 等

【提案の背景】

- ・国では、経営人材や中核人材などマネジメント層の人材育成事業はあるが、旅館等の現場の人材確保対策や就労環境改善に対する支援がない。
- ・訪日外国人観光客に日本らしいおもてなしを提供できるよう、ホテル・旅館等をはじめとした観光産業に対する支援が必要である。

③ 訪日外国人消費動向調査の調査地点等の拡充

- ・訪日外国人消費動向調査について、調査方法が外国人旅行者への聞き取りであり調査地点や調査母数が少なく、適切に実態を把握できていないため、調査母数の拡充など調査方法の見直しを検討すること

【国制度の問題点】

- ・「平成30年訪日外国人消費動向調査」では、全国17の空港約8,000人の調査から、地域調査等28空港を加えた約35,000人からの聞き取り調査となつたが、訪日外国人旅行者が急増しているにもかかわらず、調査地点などがあまり変わっていないため、外国人旅行者の訪問地や消費額が適切に把握できていない。
- ・各地へのインバウンド誘客に関する基礎データが整備されることにより、インバウンド推進施策をより的確かつ戦略的に展開することが可能となる。

④ 国際観光旅客税の地方への配分

- ・国際観光旅客税について、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまで地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることから、税収の一定割合を交付金等により地方団体に配分すること

【国制度の問題点】

- ・国際観光旅客税（H31年1月7日施行）は、①国が運営する空港のみならず地方が運営する空港においても出国者から徴収される税であること、②これまで地方は観光資源の魅力向上等について様々な取組を行っていることの2点を踏まえ、地方へしっかりと配分されるべきである。
(参考) 本県の観光施策に関するR3年度予算額 5,498百万

(5) 宿泊旅行統計調査の調査結果公表範囲の拡充

【観光】

- ・宿泊旅行統計調査について、公表されるデータは都道府県別であり、地域の実情を適切に把握できないため、市町ごとのデータも公表するなど調査結果公表範囲の拡充を検討すること

【国制度の問題点】

- ・「宿泊旅行統計調査」では、宿泊施設タイプや居住地ごとの宿泊者数・客室稼働率等が公表されているが、いずれも都道府県ごとの公表にとどまっている。
- ・DMOにはデータ収集・分析が求められているが、市町ごとの統計データを活用することで地域特性をふまえた分析が可能になり、各種施策をより的確かつ戦略的に展開することが可能となる。

4 農林水産業の基幹産業化

(1) 貿易自由化への対応

【内閣官房、農水】

- ・EPAやFTAなど貿易自由化の進展に対して以下のような適切な対応に努めること
 - 貿易自由化に関する交渉の内容や状況、国内への影響等について、国民へ正確かつ迅速な情報発信
 - 「総合的なTPP等関連政策大綱」の確実な実行はもとより、状況の変化を柔軟に捉えた対策の機動的な実施

(2) 農業の経営基盤の強化

【内閣府、総務、財務、農水、国交】

① 法人農地取得事業の一般制度化

- ・養父市国家戦略特区の法人農地取得事業の一般制度化を検討すること

【提案の背景】

- ・R3年4月の法改正で特例期間が2年間延長され、R3年度から、特区区域以外での制ニーズや問題点の調査、その結果を踏まえた全国への適用拡大の検討が行われることとなった。
- ・一般制度化に向けては、特区における法人の取得農地の活用状況の検証・評価や、政府の調査結果等をふまえ、慎重に見極めていくことが必要である。
- ・一方で、養父市が主張するように、農業の担い手が不足する中山間地域では、多様な担い手の確保・育成は急務であることから、参入企業が地域に根ざし長期安定的な農業経営の実現を図るために、農地取得にかかる選択肢を広げることも必要であると考える。

【養父市国家戦略特区で行われている「法人農地取得事業」の概要】

- ・農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」が次の要件を満たす場合には、市を経由して農地取得が可能(法施行後5年間に限り手続きができる)
 - 農地が適正に利用されていない場合、市へ所有権移転する旨を契約に明記
 - 業務執行役員のうち1名以上が耕作等に従事すると認められる 等

<法人農地取得事業の流れ>			
農地所有者	養父市	法人	
所有権 土地代金	所有権 土地代金		
[農地取得を行う法人(H28.11.9、H29.2.21、H30.3.9、R2.3.18、R4計画認定予定)]			
法人名	生産作物	元会社	
(株)Amnak	酒米を生産	山陽Amnak(株)(外壁タイル施工、住宅リフォーム等)	
ナカバヤシ(株)	ニンニクを生産	印刷製本、アルバム製造等	
株やぶの花	リンドウを生産	姫路生花卸売市場(花卉)	
住環境システム協同組合	レタス等の水耕栽培	木材・住宅関連会社による協同組合	
株マイファームハニー	蜜源レンゲ等	(株)マイファーム(農業サービス業)	
養父町開発(株)	桑の栽培	養父市・マルゴ緑化園(株)等	
やぶの農家	加工用米、ニンニク等	福井建設(株)、(株)オーク(建設業)	

重点② スマート農業の推進

- ・大規模担い手農家における省力化や低コスト化に加え、多くの農家の負担になっている草刈り・水管理作業の負担軽減や、中山間地など作業効率の悪い地域にもスマート農業機械等の導入を進め、持続的な農業を営んでいけるよう、スマート農業機械の導入や普及を支援する予算を令和5年度も引き続き確保すること
- ・スマート農業技術の導入に向け、各自治体が実施している先導的な取組を支援すること

<スマート農業関連実証事業の国予算・採択件数の推移>									
区分	R1		R2				R3		R4
国予算	R30補正	R1当初	R1補正	R2当初	R2.1次 補正	R2.3次 補正	R3当初	R3補正	R4当初
	6,153	505	7,150	1,500	1,050	6,200	1,359	4,850	1,404
採択件数 (うち兵庫)	69(1)		52(0)			24(1)	34(2)		20(0)

③ 農地の有効活用の促進

- ・農地の有効活用や担い手への集積を図るため、①効率的な農地の耕作状況把握モデル構築、②地域での話し合い促進、③農地利用図の作成、④生産から消費まで一貫して担う地域組織の機械導入や人材確保など、地域の農地管理を総合的に支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- ・農業就業人口の減少や高齢化により不耕作農地が増加している。地域内での話し合いの機会が減少しているほか、農業者等は優良農地のまとまった農地を希望する一方、農地所有者は一区画が小さく段々の田畠などを提供することを望んでいるため、大きなギャップが生じている。

【本県が実施している「いきいき農地バンク方式推進事業」の概要】

- ・担い手と地域の役割分担による農地の有効活用が図られるよう、地域での話し合いの促進や担い手と新たな担い手が生産から販売まで一貫して担う取組を選んで実施する環境整備をメニュー化して支援

(支援内容)

支援メニュー	事業内容
効率的な農地耕作状況の把握	衛星データ等を活用した農地の耕作状況把握モデルを構築
守るべき農地の明確化への支援と農地活用施策のコーディネート	コーディネーターが地域主導の話し合いを促し、守るべき農地の明確化とその維持・活用に向けた事業メニュー等を提案
新たな担い手を呼び込むための支援の強化 〔不耕作農地の短期保全管理支援、新たな担い手を呼び込むための支援〕	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手のいない不耕作地等の耕耘等、農地管理に関する負担を軽減 ・定住支援や技術習得先など地域の受入体制を農業サイト等で発信担い手の負担軽減のため、地域による効率的な草刈体制を確立

小規模農家の営農継続や 担い手への農地集積	・小規模農家の農作業をサポートする農業法人等に活動費を助成 ・いきいき農地バンク方式による営農継続や農地の流動化、担い手への集積に向けた地域活動に対し助成
耕作を引き受けた担い手 への支援	・規模を拡大する際に必要となる農業機械の導入費を助成 ・作物の生産・販売など規模拡大にかかる人件費等を助成

④ 地域計画（人・農地プラン）の策定・達成

- 新・改正農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定について、具体的な内容、事務手順を早急に整理し、市町を含め丁寧に説明すること
- 新・市町、農業委員会の事務負担が軽減されるよう、人・農地プラン作成に向けた関係者によるこれまでの取組や、各機関が整備してきたシステム等が活かされる仕組みとすること
- 新・地域計画の策定に必要な地域の話し合いをコーディネートする専門家の派遣、アンケート調査、地域計画の達成に向けた農地の権利設定事務等に係る予算を十分に確保すること。また、地域の実情を踏まえ十分な策定期間を設定すること

【提案の背景】

- 令和4年度国事業「人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業」、「農地利用効率化等支援交付金」等の活用にあたり、すでに地域計画を見据えた対応を求められているが、詳細情報も与えられない中、市町が対応に苦慮している。各自治体が円滑に制度移行できるよう、詳細情報が早急に提示されることが必要。また、制度移行に伴う関係機関の作業が最小限となるよう設計されることが必要。
- 地域計画の策定には、多数ある集落・地域における話し合いが必要であり、話し合いの促進、とりまとめには、市町、農業委員会その他関係機関の多くの労力と時間を要するため、それらの支援にかかる十分な予算及び期間の確保が必要。また、計画の達成に向けては、農地バンクによる農地の権利設定事務の大幅な増加が見込まれるため、予算措置による支援が必要。

⑤ 農業高校の施設整備の充実・促進

- ・新規就農者育成総合対策において、高度な経営を目指す者を育成できるよう農業高校等での就農技術の習得に必要な施設の整備や改修等に対する支援を拡充し、国費負担を大きく拡充すること。

【提案の背景】

- 農業機械や簡易パイプハウスの導入など生産面での支援メニューがあるが、将来、6次産業化を目指す者が加工技術を習得するための施設整備への支援が必要。
- 国R3補正において、一度限りで研修に係る施設整備の支援メニューが設けられ、兵庫県からは、農業高校等5施設で補助金173,500千円要望したが不採択となった。

⑥ 世界農業遺産認定に向けた協力体制の構築

- ・但馬牛の魅力と歴史を国内外へ情報発信し地域の活性化を図るため、「牛と人が共生する美方地域の統合的な農業システム」の世界農業遺産認定に向け、国連食糧農業機関（FAO）への働きかけや協力体制を構築すること

〔世界農業遺産 認定申請の概要〕

- 申請者 「美方郡産但馬牛」世界・日本農業遺産推進協議会（会長：香美町長）
- 申請日 第1回（R1.10.8）：農林水産省を通じて国連食糧農業機関（FAO）
に申請中

・内 容

- 但馬牛とともに維持発展してきた兵庫美方地域の環境・農業・暮らし
- 全国に先駆けて「牛籍簿（ぎゅうせきぼ）」（牛の戸籍簿）を整備
- 郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源を保全

⑦ 農畜水産物の輸出促進

ア 輸出障壁の撤廃

- ・中国をはじめ輸出相手国の植物や動物の検疫条件など、我が国からの輸出品目を制限する輸出障壁の撤廃を要請すること

【輸出国別の規制品目の例】

中国	リンゴ・ナシ・米以外の農産物全て：輸出不可 家きん肉・豚肉・牛肉・羊肉：輸出不可 水産物：中国向け施設の登録、衛生証明書が必要
シンガポール	牡蠣：輸出不可（冷凍牡蠣のみ衛生証明書添付で可） 牛肉・豚肉・鶏卵：シンガポール政府認定食肉処理施設による加工以外は不可
米国	牛肉・家きん卵・その他農林水産物 ：許可証発行が必要など、様々な規制あり 水産物：HACCP導入施設での加工以外輸出不可 着色料（ケチナシ、紅花、紅粧）は使用不可
E U	畜産物（豚肉・それらを原料とする加工食品）：輸出不可 水産物：HACCP導入施設からの出荷以外輸出不可 着色料（ケチナシ、紅花、紅粧）は使用不可

イ 都道府県が行う販売促進活動等への支援

- ・オールジャパンで行う輸出促進の取組に加え、地方が独自で行う販売促進活動等の輸出拡大に向けた取組に対し、財政支援を行うこと

ウ 海外ECサイトでの販売機会の提供

- ・多様な都道府県食材を集めて販売する海外ECサイトを国が創設し、海外の消費者が常時購入出来るようにすること

⑧ 卸売市場の整備の推進

- ・卸売市場の施設更新に当たって、生鮮食品の品質管理の高度化や物流の効率化等を図るために行う施設整備を支援する予算を確保すること

【提案の背景】

- ・神戸市卸売市場が、施設全体の移転再整備などの大規模な施設整備を予定しており、事業主体の負担軽減を図る必要がある。

<各市場の全体整備計画>

[神戸市卸売市場] 建て替えにより閉鎖型低温化施設にし、市場機能強化を図る。

年度	総事業費(千円)	国庫(千円)	整備内容
R2-R4	683, 801	126, 750	実施設計[水産卸棟、冷蔵庫等] 建設工事[水産卸棟]
R5	54, 570	9, 861	建設工事[水産卸棟]
R6-R10	7, 873, 314	1, 923, 064	実施設計[水産仲卸棟等] 建設工事[水産仲卸棟、冷蔵庫等]
計	8, 611, 685	2, 059, 675	

(3) 資源循環型林業の展開

【総務、農水、国交】

① 地域材の利用拡大と生産供給体制強化への支援

ア CLT工法による建築物の整備促進

- ・CLTを活用した中高層建築については高額な費用が必要なことから、CLT工法等による建築物の施工例を一定程度確保できるまでの間、補助率の嵩上げ(現行50%)等の負担軽減策を講じること

- ・近年、木材の耐火性能を確保する方法として、石膏ボード等の不燃材料で被覆する従来の仕様によらず、薬液注入により難燃処理した木材でCLT材を被覆するなどの技術が開発され、実証実験により現行法令の耐火基準に適合する技術が確立されつつあることから、防火地域内において、4階建て以上の建築物の外壁等で構造部材としての木材をそのまま見せることが可能となるよう、さらなる耐火基準の緩和を行うこと

【提案の背景】

- ・当面、事業主体の負担軽減を図ることにより、都市部の中高層建築物や防火地域の建築物においてCLT工法等の活用が促進され、価格の低減や施工実績の増加につながる。

[CLTを活用したモデル建築物]

- ・CLTを活用したモデル建築物として兵庫県林業会館(神戸市中央区)の建替(5階建)を支援
- ・(CLT活用の意義)木材があまり使われていなかった中高層建築物でのCLTの活用・普及を図り県産木材の利用を促進

イ 県産木材の生産・供給体制強化

- ・県産木材の生産・供給体制を強化するため、高性能林業機械の導入や製材工場の乾燥機等の設備投資を支援する予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- ・北米での住宅着工戸数の増加等の影響による輸入木材の価格上昇(ウッドショック)により、県内工務店等の製材品調達が逼迫し、代替材として、国産木材の引き合いが強くなっている。
- ・影響が継続した場合、建築コストの上昇、工期の遅れによる資金繰りの悪化、さらには木材離れにつながるおそれがあるため、県産木材の生産・供給体制を早急に整備する必要がある。
- ・しかし、林業機械の導入や製材加工流通施設の整備を支援する国補助事業の採択実績は、直近5年のうち4年で要望額を大幅に下回っている。

(単位：千円)

区分	H30当初+H29補正		R1当初+H30補正		R2当初+R1補正		R3当初+R2補正		R4当初+R3補正	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
要望	6	56,496	14	136,464	6	43,025	11	220,630	5	172,106
実績	4	21,775	14	136,368	4	23,400	4	141,190	4	142,625

<参考：林業・木材産業成長産業化促進対策>

- ・原木の安定供給に向けて、生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入を支援
[補助率] 1/3以内(一部機械においては4/10以内)
- ・県産木製品等の安定供給体制強化に向けて、木材加工流通施設の整備を支援
[補助率] 建物建築費及び構築物設置費の1/2以内

② 木質バイオマス発電に係る固定買取価格制度の柔軟な売電価格の設定

- 新**・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく木質バイオマス発電事業の売電価格(FIT制度)について、価格が固定されている20年間においても発電原料となる燃料(チップ用木材)価格の高騰に応じて売電価格が変動する仕組みに見直すこと

【提案の背景】

- ・ FIT制度に基づく木材に係るバイオマス発電の売電価格は20年間一定価格で固定されている。
- ・ 一方で発電の原料となる、チップ用の木材価格はウッドショックにより高騰しているが、チップ加工事業者はチップ買取価格に転嫁できず、苦しい経営に迫られている。
(売電価格が固定されているため発電事業者もチップを高く買い取りできない)



③ 林業公社の経営改善に対する支援の強化

ア 林業公社向け資金の負担軽減

- ・ 日本政策金融公庫の林業公社向け資金(利用間伐推進資金)について、貸付決定期限が令和4年度までとされていることから、延長を図るとともに、以下のような負担軽減を図ること
 - 償還期間の延長（現行20年→35年）
 - 利息等の貸付対象化
 - 利率の更なる低減

【提案の背景】

- ・ 林業公社が担う事業は、本格的な伐採時期を迎えるまでの間は収益が見込めないことから、経営安定化のために、長期間の資金調達や利息負担の軽減は不可欠である。

【日本政策金融公庫貸付（利用間伐推進資金）のスキーム】

区分	貸付対象経費	利率の低減対策
対象	利用間伐に伴う事業費	有（無利子資金の併用貸し）
対象外	既往公庫資金の約定償還元金の9割	無

イ 特別交付税措置の継続

- ・ 県から林業公社に対する貸付や利子補給に関する特別交付税措置(充当率50%、上限額5億円)について、県に対する支援を継続すること

【国制度の問題点】

- ・ 公益的機能の高度発揮を目指した森林整備を進めるために継続的な支援が不可欠であるが、平成18年総務省・林野庁通知により5年間措置された後は、期限を定めず毎年度継続されている状況にあり措置期間が未定である。

- ・ 分収造林事業の簿価を下回る主伐に対して、県から林業公社に赤字補填する交付金を特別交付税措置の対象とするなど、林業公社に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 分収造林事業の主伐により単年度収益は見込まれても、コロナの感染拡大等による突発的な木材価格の下落等が発生した場合には、簿価(これまでの分収造林事業に要した経費等)を下回り、林業公社の正味財産に赤字が発生し、計画的な主伐の実施が困難となる。
- ・ 林業公社が分収造林事業に要した借入元金349億円(借入金647億円、うち利息298億円)への償還には主伐収益が必要であり、木材価格が著しく下回った場合は県の支援が不可欠である。

(4) 瀬戸内海の豊かで美しい里海としての再生

【農水、国交、環境】

① 広域的な調査研究及び取組実施機関の整備

- ・瀬戸内海において栄養塩類(窒素、りん)の適切な管理を具体化するため、国、県及び地域の実情に通じた研究者等の連携による広域的な調査研究及び取組の実施機関を整備すること

② 栄養塩類等の調査の推進

- ・栄養塩類増加措置による周辺環境への影響を把握するためのモニタリング体制の充実、評価手法の確立などに対する財政的、技術的支援を行うこと

③ 水産資源に与える影響の解明と管理手法の開発

- ・アサリ・イカナゴなどの水産資源を回復するため、栄養塩類の減少、偏在等が水産資源に与える影響を速やかに解明し、栄養塩類の適切な管理手法を開発すること

【提案の背景】

- ・海域の物質循環に重要な役割を担っている
アサリの資源量は平成10年頃から激減しており、
兵庫県漁連等による天然海域での生育実験の結果、
栄養塩類濃度が低い海域(大阪湾西部等)では、
餌料となる植物プランクトンが十分に発生できず、
アサリが成長できないことが判明した。
- ・瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するためには、
栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査を行い、それが水産資源に与える影響を解明し、適切な管理手法を開発する必要がある。



④ 良好な生態系の維持に向けた栄養塩類の供給

重点ア 栄養塩類供給のための調査研究の推進

- ・様々な発生源からの栄養塩類供給の増加に向けた研究及び取組を支援すること

重点イ 漁業者等の取組に対する支援

- ・漁業者などが行う海底耕うん等を支援する「水産多面的機能発揮対策事業」について、
国の財政的支援を充実するとともに、漁場の生産力向上等のために漁業者自らが実施する
海域への栄養塩添加等の取組(施肥)を支援すること

【提案の背景】

- ・貧栄養化の進行により、海域の生産力が低下しているため、漁業者自らが施肥などを実施できる
補助事業の創設、拡充に対する要望が高まっている。
- ・水産多面的機能発揮対策交付金では、藻場や干潟等、浅場の保全のための活動は対象となるが、
海域の生産力向上や生態系の機能回復を目的とした活動は対象外となっている。
- ・また、水産多面的機能発揮対策事業の近年の予算削減により活動が十分に実施できない状況が発生している。

ウ 藻場・干潟等の再生・創出に対する支援

- ・直立護岸に比べ勾配が緩やかで海生生物や藻場が生息・生育しやすい環境配慮型の護岸
を整備する民間工場等に対して補助制度を設け、海域の生物多様性の保全を図ること

⑤ 総量削減制度の見直し

- 新
- ・瀬戸内法改正により設けられた栄養塩類管理制度と整合が図られるよう総量削減制度
の枠組みを見直すこと

【提案の背景】

- ・栄養塩類管理計画に位置づけられた栄養塩類増加措置実施者は、栄養塩類に関する総量規制基準
が適用除外となり、規制基準値を上回る排出が可能になるため、栄養塩類増加措置実施者となつた事業者が規制基準値を超えて排出した分だけ、総量削減計画の削減目標量も増加する。
- ・このため、増加措置実施者の追加など栄養塩類管理計画を変更する度に、総量削減計画の変更や
国との協議など総量削減制度の手続きが煩雑となる。
- ・総量削減制度の枠組の中で、栄養塩類増加措置実施者と総量規制対象事業者を同等に若しくは切り離して、削減目標量や各年度の実績値を設定・算定することは、制度として矛盾が生じる。

5 持続可能な地域環境の創造

(1) 地球温暖化対策と環境保全対策の推進

【農水、経産、環境】

重点① 地球温暖化対策の強化

- ・2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガス排出量が多い事業活動について、各事業者の取組を加速するため、再生可能エネルギーなど温室効果ガス排出量が少ないエネルギーへの転換や先端技術の開発に対する財政支援を充実すること
- 新・カーボンプライシング等の制度検討に当たっては、業種間での公平性を確保するとともに、環境配慮製品やソリューションの需要拡大を図るための支援等、脱炭素経営にかかる負担を軽減し、中小企業を含む産業界全体で取り組めるよう配慮すること
- 新・CO₂フリー水素等の導入・転換にかかる技術的支援に加え、多量に必要となる代替エネルギーの安定的な確保や価格変動の抑制など、石炭火力発電の段階的な廃止の実行性を高めるための支援を強化すること

(2) エネルギー対策の推進

【総務、農水、経産、環境、国交】

改正地球温暖化対策推進法では、環境配慮や地域貢献など地域の求める方針に適合する再生可能エネルギー活用事業を市町村が認定する制度を導入し、円滑な合意形成を促すことで、再生可能エネルギーの導入の促進をめざしている。

一方、再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、環境保全や防災面での適正な配慮や近隣住民の理解も不可欠であるため、下記について提案する。

① FIT法手続の厳格化

- ・太陽光発電施設や風力発電施設の設置の際の地域住民への事前説明の義務付けなど、FIT法に基づく事業計画認定手続を厳格化する法整備を行うこと
- ・特に、大規模な森林伐採や希少な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う施設であつて、地域住民の理解を得られない施設に対して、厳格に対応すること

<本県の太陽光条例（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例）の概要>

区分	内容
手 続	<ul style="list-style-type: none">・事前に近隣関係者へ説明の上、工事着手の60日前までに事業計画の届出を義務付け・工事完了時、廃止時等にも届出を義務付け
届出対象	<ul style="list-style-type: none">・事業区域の面積が原則5,000m²以上の太陽光発電施設の設置工事・出力が原則1,500kW*以上の風力発電施設の設置工事(H30.10月に追加)
施設基準	<ul style="list-style-type: none">・景観との調和及び緑地の保全、防災上の措置、安全性の確保、廃止後の措置、その他(保守点検・維持管理、動植物の保全)について基準化

*自然環境など特に保全すべき地域(特別地域)：500kW [R3年度 事業計画の届出実績：29件]

<県内における懸案事例>

区分	内容
太陽光	<ul style="list-style-type: none">・姫路市内の県立自然公園を含む自然豊かな山林において、広大な森林伐採を伴う大規模施設（事業区域：約170ha、出力：約70MW）の設置計画あり ↓ ・防災面や自然環境破壊への懸念などから、地元住民の反対運動が起こった。・採算性の確保が困難との理由から事業を中止し、大規模開発要綱に基づく事前協議を取下げ
風 力	新温泉町の山林において、森林伐採を伴う大型風力発電施設（基数：21基、出力：約92MW）の設置計画あり ※絶滅危惧種であるイヌワシが当該地域に生息しており、バードストライクが起こった場合、県内での絶滅につながる可能性が高い。

② 再生可能エネルギー活用の普及支援

ア 再生可能エネルギーの需要の拡大

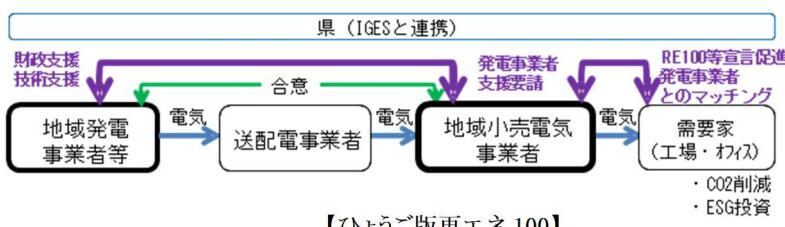
- ・ 住宅用太陽光発電設備・家庭用燃料電池（エネファーム）・蓄電池単体での設備設置補助を行うこと
- ・ 再生可能エネルギーにより発電した電力に関する託送料金の低減を行うこと
- ・ 営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）や、ため池を活用した水上太陽光発電に対する支援について、架台等の設置費用が割高になることから補助対象とすること

③ 地域主導型再生可能エネルギー利用の促進

- ・ 地域で創出された再生可能エネルギーを、RE100等を宣言した事業者が利用しやすくなるため、財政面での支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 本県では、RE100等への県内企業の参加や地域発電事業者の創出・育成を促進する“ひょうご版再エネ100”を推進している。



- ・ 地域主導型再エネ発電事業を促進するには、RE100等宣言をした企業が同一県内の発電事業者から再エネ電力を調達する場合にインセンティブが必要。

④ 水素社会推進に向けた取組への支援

重点ア 国補助事業の拡充等

- ・ グリーンイノベーション基金の規模拡大など、水素に関する技術開発やインフラ整備等への支援を強化すること
- ・ 燃料電池車（F C V）、F C バス、F C Vタクシー、F C フォークリフト等の水素モビリティの導入を加速するため、一般的な車両との販売価格差が実質的に補填されるよう購入補助を拡充すること

【提案の背景】

- ・ F C VやF C バスは、同車格のハイブリッド車等と比べ車両価格が高く、普及が進んでいない。
 - 2025年国目標：20万台 ⇄ 現状（2021年3月末）：5,278台（うち兵庫県：103台）
 - 現在、F C Vとハイブリッド車の価格差は約300万円

[本県のF C V車導入支援に関する取組]

- ・ 国の補助に加え、市町が補助する額の1/2(上限100万円)を補助
- ・ 国の補助に加え、F C バスを導入する民間運送事業者等に対し1,000万円(定額)を補助
- ・ 国の補助に加え、F C Vタクシーを導入する事業者等に対し50万円(定額)を補助

- ・ 水素ステーションの新設及び水素供給設備等（F C バス対応など）の機能強化、運営に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること
(例：自治体の補助なしでガソリンスタンド等と同程度の費用負担になるよう、国の補助額を拡充)

【提案の背景】

- ・水素ステーションは、整備費・運営費が高額であり、自立化に向けたコスト低減が必要である。
 - 2020年代後半の水素ステーション事業自立化に向け、整備費・運営費の大幅な削減が必要
 - 整備費：3.3億円（2019年実績）→2億円（2025年国目標）
 - 運営費：3,100万円（2019年実績）→1,500万円（2025年国目標）
 - 県内の水素ステーション：3基（2022年3月末：尼崎市、神戸市、姫路市）

[本県の水素ステーションの整備支援に関する取組]

- ・国の補助に加え、上限5,000万円の整備補助を県単独で実施（神戸市、姫路市も5,000万円を上限に補助）

イ 水素ステーション等に関する規制緩和の推進

- ・コスト低減を図るため、安全性を検証した上で、技術基準（障壁の高さ、常用圧力の上限等）を含む水素ステーション等に関する規制の見直しを進めること

【提案の背景】

- ・国の規制改革実施計画において、水素ステーションの保有量上限の撤廃や公道とディスペンサー等の離隔距離の性能規定化等、設置に関する規制の見直しが進められており、平成29年6月及びR2年7月の規制見直しで、ガソリンスタンドとの併設、公道と充填装置間の距離の短縮等は可能となつた。

ウ 水素社会実現に向けた水素発電所等への支援制度の創設

- ・水素サプライチェーンを構築し、液化水素受入基地や水素発電所の整備を推進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援制度を創設すること
- ・水素発電の商用化に向けた実証施設については、多様な発電施設が立地する研究開発の拠点がある兵庫県内に整備すること
- ・ガスタービン発電における高効率の燃焼器の開発など、水素発電技術のさらなる向上に向けた支援を行うこと

【提案の背景】

- ・水素社会の実現には、水素の調達、供給コストの低減が不可欠である。オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造した後、液化して専用船で輸送し、火力発電所で大量消費する国際的な水素サプライチェーンの構築が有望視されている。
- ・火力発電施設が立地し水素関連産業が集積する本県がそれらの拠点となることで、水素社会に向けた動きは一層加速することが期待されることから、商用化に向けた実証を着実に促進するため、大型液化水素タンクの整備や既存発電所設備の改良等に要する費用の支援が必要である。

[県内で実施されている「水素サプライチェーン構築実証事業」の概要]

概 要	製造・貯蔵・輸送・利用が一体となった水素サプライチェーンを構築するため、オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭から水素を製造する「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の開発を実施
主 体	技術研究組合CO ₂ フリー水素サプライチェーン推進機構（川崎重工業㈱、岩谷産業㈱、シェルジャパン㈱、電源開発㈱、丸紅㈱、ENEOS㈱、川崎汽船㈱）

[「既設火力発電所を活用した水素発電の実現に向けた取組」の概要]

概 要	既設火力発電設備を活用し、水素の混焼発電及び専焼発電を実現するため、水素の受入・貯蔵設備から発電に至るまでの運用技術を確立するための調査・実証
主 体	関西電力㈱

重点工 カーボンニュートラルポートの形成

- 新・カーボンニュートラルポートの形成計画の策定や同計画に基づく水素等次世代エネルギーの受入拠点整備などの取組に対して支援すること

<本県のCNP形成に向けた取組状況>

姫路港を中心とする播磨臨海地域において、カーボンニュートラルポート形成計画の策定に着手

オ 水素関連製品試験機関の整備

- ・水素関連製品の開発に必要な評価試験が迅速にできるよう、試験機関の追加整備を行うこと。その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること

【提案の背景】

- ・極低温（-253℃）下で使用される液化水素関連機器の性能評価等の試験を行う公的機関が必要であり、液化水素貯蔵施設が整備され、水素関連産業が集積する兵庫県がその適地である。

[「水素エネルギー製品研究試験センター」の概要（全国で福岡県のみ：H22.4～）]

運営	公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター
基本財産	70百万円（福岡県 50百万円、寄付金 20百万円）
建設費	44億円（一部経費を除き全額国庫補助）
実施事業	中小・ベンチャー企業の水素エネルギー新産業への参入支援のための事業 ①水素エネルギー関連製品の製品試験事業 ②水素エネルギー関連製品の試験方法の研究開発事業 ③水素エネルギー関連製品の開発 ④水素エネルギーに関する研究交流事業（セミナー開催・施設見学等）

重点力 万博を見据えた水素の先導的取組に対する支援

- ・2025年大阪・関西万博は、将来の水素社会の姿を人々に示す絶好の機会であり、万博を見据えた先導的取組に対して支援すること

⑤ 環境低負荷型の社会を実現する電気自動車の普及促進

- ・電気自動車（EV）の充電器の整備に対する補助率及び補助金限度額を拡充すること
- ・EVと一般的な乗用車との販売価格差を補填する購入補助を拡充すること
- ・再エネの自家消費を促進するだけでなく、災害時のレジリエンスも高めるV2H（Vehicle to Home）機器の購入補助を拡充すること

【提案の背景】

- ・EVと一般的なガソリン車との価格差は100万円以上あるが、国の補助額は「補助単価(2,250～3,000円/km) × 一充電走行距離(km) + 5万円（上限45～55万円）」であり、さらなる補助の拡充が必要である。

[本県の電気自動車導入支援に関する取組]

- ・国の補助に加え、市町が補助する額の1/2（上限100万円）を補助
(例(神戸市(上限額)の場合) : 12万円(神戸市) + 12万円(県) = 24万円を補助)
- ・自ら居住する県内の既築住宅にV2Hを新たに設置する者（既設の太陽光発電システムがあることが要件）に対し、10万円（定額）を補助

⑥ 下水道脱炭素化に向けた取組への支援

- 新**・温室効果ガス削減に資する先進的な創エネ事業を支援する「下水道脱炭素化推進事業」の予算額を拡充するなど、取組に対してさらなる支援をすること

<本県の取組例>

兵庫東流域下水汚泥広域処理場において従来は下水汚泥を焼却埋立処分していたものを、焼却炉2基の更新に際し、バイオガス化及び固形燃料化施設の新設により下水汚泥エネルギーを有効利用（完成目標R8年度 総事業費480億円）

⑦ 広域ガスピープラインの整備

- ・ガス販売の自由化及び供給体制の強靭化を促進するため、広域ガスピープラインに関する国の整備方針を策定し、舞鶴～三田間を整備方針に位置づけること

- ・ 広域ガスパイプライン整備に関する事業主体等の制度的枠組や公的支援のあり方について早急に検討し、示すこと

【提案の背景】

- ・ 国の整備方針が策定されておらず、富山以西の日本海側の天然ガスインフラ整備が大きく遅れている。産業基盤の強化と国土強靭化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ機能を担うためには、日本海側と太平洋側を結ぶ舞鶴～三田間を整備方針へ位置付け、整備を推進することが必要。
- ・ 整備方針の策定と合わせて、制度的枠組みの決定や公的支援による戦略的な整備の推進が必要。

[「エネルギー基本計画」(R3.10閣議決定)におけるガスパイプラインに関する記載内容]

「ガスのカーボンニュートラルの達成に向けては、ガス体エネルギーの変遷、需要の量・分布等に応じて最適なネットワークを整備し、供給を行うことが必要である。具体的には、2016年策定の「今後の天然ガスパイプライン整備に関する指針」や、需要の量・分布等に応じた民間事業者の経済性・事業性の判断も踏まえながら、天然ガスパイプライン等のインフラの整備を進めていくことが重要である。」

⑧ 日本海におけるメタンハイドレートの商業化に向けた研究開発の促進

- ・ 日本海側に賦存する表層型メタンハイドレートについて、商業化に向け、生産技術の開発や海洋調査等を着実に実施し、早期に海洋産出試験に取り組むこと

【提案の背景】

- ・ エネルギーの安定供給や国土強靭化だけではなく日本海側の産業や経済の活性化を図る観点からもメタンハイドレートの開発を一層促進させる必要がある。

[「海洋エネルギー鉱物資源開発計画」(H31.2経産省)における開発目標（表層型）]

「将来の商業生産を可能とするための技術開発を進め、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度の間に民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクトが開始されることを目指す」

(3) 資源循環型社会の構築

【消費、農水、環境】

① 低濃度PCB廃棄物早期処理に向けた財政支援措置の拡充

- ・ 低濃度PCB廃棄物保有者への処理費用に対する財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- ・ PCB特措法では、低濃度PCB廃棄物の処分期限が令和9年3月31日と定められている。
- ・ 低濃度PCB廃棄物は種類が多岐にわたり分析が必要とされるケースが多く、処分費用に加え分析費用も必要となり、保有者の経済的負担が大きいため、財政支援の拡充を提案する。

② 不法投棄に関する恒久的な支援制度の構築

- ・ 不法投棄された産業廃棄物の撤去費用について、地方公共団体負担が増加しないよう恒久的な支援制度を早期に構築すること

【提案の背景】

- ・ 原因者が支障除去等の措置をとらず、やむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合について、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の基金から必要な費用を支援する制度がある。
- ・ 平成25年度の見直しにより、産業界の負担が大きかったことを理由に、国25%→30%、都道府県25%→30%、民間50%→40%と、国・都道府県の負担割合が引き上げられた。

③ 循環型社会形成推進交付金の充実

- ・ 净化槽設置整備事業において、浄化槽を更新及び改修する場合も「循環型社会形成推進交付金」の対象とすること

【提案の背景】

- ・H31年度当初予算分から汚水衛生処理率の向上に寄与しないとして、個人設置型浄化槽の更新についてでは交付金の対象外となった。（下水道では、主要な施設や管路の改築に財政支援あり。）
- ・市町村が設置する公共浄化槽は更新時も補助対象となることに加え、新設時の補助額が個人設置型浄化槽より高いことから、本県では市町に対して公共浄化槽の積極的な活用を周知している。
- ・また、浄化槽が破損した際の改修費用についても交付金の対象外である。
- ・しかしながら、公共浄化槽では個別・迅速な対応が困難な場合があり、槽の破損等で公共用水域への影響も懸念されることから、個人設置型浄化槽の更新や改修も、一般のごみ処理施設と同様に財政支援が必要である。

④ 海岸漂着物等及びプラスチックごみ対策の推進

ア 漂流・海底ごみ対策の推進

- ・海岸漂着物、漂流・海底ごみ対策は、国が自ら実施若しくは国の全額負担のもと自治体等に委託することにより、国の責任において実施すること
- ・日本海沿岸の海岸漂着物等の発生抑制のため、日本海沿岸諸国に対して、国として以下のよう働きかけを行うこと
 - 廃棄物の適正処理
 - 漂着物・マイクロプラスチック等の発生原因究明とその防止及び監視体制の強化

【提案の背景】

- ・海岸漂着物等は発生源と回収・処理の主体が異なるが、その費用は回収・処理を行う自治体の負担となっているが、海岸漂着物等地域対策推進事業の自治体負担が段階的に引き上げられた。
- ・また、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され、漂流・海底ごみについて、国及び地方公共団体が円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないと規定された。
- ・しかし、漂流・海底ごみは自治体の管理の及ばない海域中でのことであり、処理責任が明確になっておらず、自治体単位での対応が難しい。
- ・このため、広域的な問題として足並みを揃えた対策が必要であり、国の責任において対応すべきである。
- ・日本海沿岸では外国からの漂着物が多数漂着しており、その発生抑制には国から沿岸諸国への働きかけが必要である。

イ プラスチックごみ対策の推進

i) 海洋ごみ対策の前提となる実態把握の早期実施

- ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、環境に与える影響や発生源、排出量、流出経路などの実態把握を早期に行うこと

ii) プラスチック製品等の抑制・代替、回収対策

- ・ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用を抑制し、再資源化可能な紙などの素材や生分解性プラスチックに代替するために必要な技術開発の促進や、生産設備等の整備に対する国庫補助制度を創設すること
- ・海洋ごみになりやすいプラスチックの分別回収を徹底するため、小規模事業者にもペットボトル等の容器のリサイクル義務を課すとともに、事業者に積極的に自主回収を行うよう働きかけること

【提案の背景】

- ・リサイクル義務の対象外となっている小規模事業者*についても、ペットボトル等の容器を製造・販売している場合には、義務を課し、リサイクルに要する費用を負担させるべきである。
〔※ 製造業等：売上高2億4,000万円以下かつ従業員20名以下
　　商業・サービス業：売上高7,000万円以下かつ従業員5名以下〕
- ・現行制度では、事業者は(公財)日本容器包装リサイクル協会(市町村が収集したもののリサイクルを実施)に委託料を支払うことで義務を果たせることになっているが、製造・販売を行う事業者の責任として回収・再商品化等を含めてリサイクルを自ら行うべきである。

- ・「プラスチック資源循環促進法」(令和4年4月施行)に明記されたプラスチック使用製品廃棄物の効率的な回収及びリサイクルが推進されるよう、製造事業者等に環境配慮設計や使用の合理化を徹底させるとともに、回収を行う市町、再資源化等を行う事業者に対して、技術的及び財政的支援を確実に行うこと

(4) 鳥獣被害対策と外来生物対策等の推進

【総務、農水、環境】

① シカ、イノシシ等の被害・捕獲対策

ア シカ、イノシシ捕獲に関する必要な予算額の確保

- ・シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるため、本県の捕獲目標(シカ46,000頭/年、イノシシ25,000頭/年)が達成できる必要額を確保すること

- 新**・県境を中心とした高標高地域等においては、捕獲条件が厳しく、シカの待避地となることから、隣接府県と連携した広域的な捕獲が可能となる事業予算を増額すること
- ・有害鳥獣捕獲個体の有効活用の推進を図るにあたり、狩猟者や処理加工施設運営者が捕獲現場から処理加工施設等まで捕獲個体を運搬する経費を補助対象とすること

【提案の背景】

- ・処理加工施設に搬入する処理頭数が多い場合、国が定める管理費・残渣処理支援の上限額を超過するため、上限額を上げる必要がある。(1施設あたりの上限額200万円→400万円)
- ・広域捕獲が可能な事業はあるが、国が定める事業費の上限額では設置できる罠の数が限られ、十分な頭数削減につなげられない。
- ・捕獲個体の食肉への利用率を高めるため、狩猟者や処理加工施設運営者が、冷蔵車等を利用して施設へ搬入するための運搬経費の補助対象化が必要である。

イ 豚熱対策

- ・安全・安心な捕獲イノシシの食肉利用を図るため、迅速なPCR検査が可能な検査機関の増設並びに検査費用の支援及び陽性確認個体の廃棄等にかかる経費を支援すること
- ・感染確認区域の解除基準を具体的に示すこと

【提案の背景】

- ・本県の観光資源であるイノシシ肉が、豚熱感染確認により、流通できない状況にある。流通させるには、豚熱PCR検査で迅速な陰性確認が必要であるが、県内に検査機関が無く、検査結果判明に約1ヶ月を要する。また、食肉処理加工施設で、個体の検査費用、陽性確認された個体の処分や保管、個体買入に費用が発生するため、支援が必要である。
- ・感染確認区域の解除基準が示されておらず、事業継続の見通しがつかないため、処理加工施設の廃業が危惧されている。

ウ 防護柵の設置に関する要件緩和と被災防護柵の復旧事業の補助対象化

- ・シカ、イノシシ等の生息域が拡大していることから、現在は農業被害が生じていない地域も含め、防護柵の迅速な設置を可能とするよう採択要件を見直すこと
- ・豪雨や雪害等の自然災害や野生動物の侵入行為の影響により、国の定める耐用年数(金属柵14年、電気柵8年)よりも早く劣化した防護柵の機能回復・再設置が円滑に進められるよう、防護柵の耐用年数を実状に合わせて見直すとともに、被災防護柵の復旧を補助対象に追加すること

【提案の背景】

- 被害の広がりの先端地等で予防対策として設置する場合は、大きな被害にまで至っていないことから、採択要件である費用対効果分析B/C=1.0以上を満たさず、実施できない場合がある。
- 国が示す防護柵の耐用年数は、農林業用の構築物（金網柵は「金属造のもの」、電気柵は「その他のもの」）を準用している。
- 被災した防護柵の復旧は、県単独事業等で対応しているが、近年自然災害発生頻度が増加しており、これまで以上の被災防護柵復旧が必要となることが想定される。
- 設置者の責によらない防護柵の劣化が生じた場合でも、耐用年数までの間、自力で修繕しているが、野生動物の影響(こじあけ、かみつき、押し倒し、掘り起こし等)による特殊事情も鑑み、防護柵の耐用年数を大幅に引き下げ、総合対策交付金を活用した再設置を可能とする必要がある。

② G I S を活用した獣害対策の強化

- 獣害対策に関するデータを一元管理するG I Sの運用及び維持管理のための予算を拡充すること

【提案の背景】

- 効果的な獣害対策は、対症療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等を科学的に分析し、将来予測を見据えた計画的な対策が必要である。
- 野生動物は広域的に移動するものであり、その痕跡や被害状況、捕獲や防護柵等の対策情報等を地図上に可視化し、被害対策の立案や効果検証に活用するには、G I Sが有用である。
- 県域を対象にG I Sを導入するには、初期経費で5,000万円程度、運用経費で500万円/年程度が新たに必要となり、現状の鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（限度額2,300万円）では対応できないため、別枠で予算の確保が必要である。

③ 野生動物の捕獲推進のための人材育成

- 狩猟者の技能向上を図る県立総合射撃場（仮称）の運営について、鳥獣被害防止対策交付金事業等の十分な予算を確保するなど、財政支援を行うこと
- 狩猟で鉛弾を使用することを早期に禁止し、狩猟者が鉛弾からスチール弾等へ切り替えるための銃の改造・買い換えに要する経費の支援を行うこと

【提案の背景】

- 県が計画している兵庫県立総合射撃場（仮称）において、各地で捕獲活動に従事する人材の育成を行うには、指導者人材経費や研修資材経費の安定的な確保が必要である。
- 環境省において、R3年9月に狩猟の鉛弾の使用を段階的に規制して、2030年までに野鳥の鉛中毒ゼロを目指す方針が示されており、鉛弾使用の早期禁止と、禁止に伴い費用が発生する狩猟者の銃の改造や買い換えの支援が必要である。

【本県の取組】

- 狩猟免許所持者を増やすため、県では狩猟免許試験の回数の増や休日開催を実施するほか、フォーラム・研修会等を開催している。

<兵庫県立総合射撃場（仮称）>

- 野生動物の個体数管理(捕獲)の担い手となる狩猟者の育成と、新規狩猟者の確保対策の強化が重要
→ ライフル銃から空気銃までの多様な射撃施設及びわな猟の本格的な練習場施設を整備

整備予定地	三木市吉川町福井、上荒川
整備施設	クレー射撃施設、標的射撃施設、研修棟、わな実践フィールド 等
総事業費	約35億円
供用開始(予定)	令和5年9月

④ 森林動物研究センター機能の充実

- 森林動物研究センターが行っている研究事業等に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- 効果的な獣害対策は、症状療法的な対応ではなく、生息数等の観測データや捕獲や対策の実施状況等の科学的な分析や戦略的な施策立案が不可欠である。
- 森林動物研究センターが長年培ってきた調査・研究成果及びデータを全国に発信し、主催する人材育成研修に関西広域連合構成団体からの受講生を受け入れるなど、科学的な根拠に基づく獣害対策を、県域を越え広域的に進めており、取組を継続するためには財政支援が必要である。

〔森林動物研究センターの主な事業（丹波市青垣町）〕

- ・ 野生動物、生息地、社会環境などに関する調査研究（イノシシ生息数推定方法の確立やツキノワグマの個体数変動など野生動物の保護管理についての調査研究など）
- ・ 調査研究成果をもとに行政施策の企画立案の支援（上記研究の事業実証など）
- ・ 行政担当者や県民の現場対応の技術支援（独自に設置している森林動物専門員による地域支援活動など）
- ・ 野生動物の計画的な保護管理を担う人材育成、捕獲技術者の育成（自治体職員の研修等人材育成事業など）

⑤ 外来生物対策の推進

新・改正予定の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、国と地方公共団体の責務が明確化され、既に定着が確認されている特定外来生物の防除の責務は都道府県が負う旨が規定された。このため、①県が責務を全うできるよう、国は十分な予算措置を講じて財政支援を行うとともに、県に対する技術支援を確実に行うこと、②県が市町と一緒に防除に取り組めるよう市町に対する財政支援を確立すること。

【提案の背景】

- ・ 改正法では、国・県・市町などの責務規定を創設、国はヒアリなど日本での定着が確認されていない又は分布が局地的である特定外来生物の防除等を行う一方、既に定着が確認されている特定外来生物の防除は都道府県が必要な措置を講じることとしたが、当該防除の責務に伴う国の支援が示されていない。
- ・ 市町については、特定外来生物の防除の責務を努力義務にとどめていることから、今後、市町からは改正法に基づき県に対して財政的・技術的支援を求められる可能性が極めて高い。
- ・ 効果的な防除手法が未確立のナガエツルノゲイトウを始め、アライグマ、アルゼンチンアリ等の特定外来生物に係る防除手法や在来種等に対する影響・被害については、全国共通のものが多いため、国が先導的な取組を推進し、その成果を、被害を受けている地元自治体へ積極的に普及していくことが必要。

III 安全安心社会の先導

1 災害リスクへの備えの強化

重点(1) 防災・減災、国土強靭化対策の推進

【内閣府、総務、農水、国交】

本県では、従来から津波防災インフラ整備計画や山地防災・土砂災害対策計画、地域総合治水推進計画などの分野別計画を策定し、南海トラフ地震や豪雨災害等への備えを強化してきた。

しかし、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえると、被害の防止・最小化を図る事前防災対策に加え、災害からの迅速な復旧・復興に必要な道路ネットワークの強化やインフラの老朽化対策も組み合わせた総合的な強靭化対策が必要である。

国土強靭化の取組を加速させるため、以下について提案する。

- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（R3～7年度）に必要十分な予算を、当初予算含め、通常予算とは別枠で計画的・安定的に確保すること
- 5か年加速化対策後も別枠で予算を確保し、対策を継続的に推進すること
- 防災・減災、国土強靭化対策は、通常予算と5か年加速化対策をあわせて実施するため、防災・安全交付金等の通常予算についても十分に確保すること

【提案の背景】

- ・防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（R3～R7）はこれまで補正予算として計上されているが、当初予算で計上することで抜本的な強靭化対策を中長期的な見通しのもと計画的に推進することができる。

〔防災・減災対策に関する本県の主な分野別計画〕

- ・津波防災インフラ整備計画（H26～R5年度）
- ・日本海津波防災インフラ整備計画（R1～R10年度）
- ・ひょうご道路防災推進10箇年計画（R1～R10年度）
- ・地域の防災道路強靭化プラン（H26～R5年度）
- ・地域総合治水推進計画[河川対策アクションプログラム]（R2年度～R10年度）
- ・兵庫県ため池防災工事等推進計画（R3～R12年度）
- ・兵庫県高潮対策10箇年計画（R1～R10年度）
- ・第4次山地防災・土砂災害対策計画（R3～R7年度）
- ・第3期ひょうご林内路網1,000km整備プラン
- ・緊急輸送道路強靭化5箇年計画（R3～R7年度）
- ・ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画（R1～R32年度）
- ・ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（R1～R10年度）
- ・兵庫県無電柱化推進計画（R1～R5年度）

〔防災・減災対策に必要な総事業費（R3～7の5年間）〕

5か年加速化対策により、総事業費約2,000億円規模の上積みを想定

※兵庫県強靭化計画(国土強靭化基本法に基づく計画、R2.3改定)のR5～10事業費

約5,000億円



(計画的・安定的な予算確保による事業効果)

区分	事業効果
治水対策	・武庫川・市川水系などの河川改修を前倒し
津波対策	・南あわじ市福良地区の湾口防波堤等の対策を推進
山地防災・土砂災害対策	・358箇所の砂防堰堤や治山ダム等を前倒しで着手
道路ネットワーク強化	・東播磨道のR6年度全線開通予定 ・緊急輸送道路の未改良区間の2車線化
老朽化対策	・道路橋の補修工事の完了を前倒し

(2) 緊急防災・減災事業債の対象拡大**【警察、総務、財務、農水、国交】**

- ・地震・津波や風水害等への対応に加え、以下の事業等にも活用できるよう、対象事業の範囲を拡大すること。
 - 感染症防止対策の改修や、感染症蔓延期及び災害発生時に円滑に業務遂行するためのテレワーク環境の整備、庁内・行政組織間でのネットワーク環境システムの整備
 - 道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業
 - 耐震化に資する公共施設の建替事業
 - 大規模災害時に拠点となる県・市町庁舎や災害発生時に大量の警察力を迅速に動員するための警察待機宿舎等の整備事業

【国制度の問題点】

- ・耐震化に資する公共施設の建替え事業は、平成29年地方債計画において創設された公共施設等適正管理推進事業債（市町村役場機能緊急保全事業）で対象とされた耐震化未実施の市町村の本庁舎の建替えを除き、対象とされていない。
- ・警察待機宿舎等は、大規模災害発生時の初期段階における集団警察力を確保するために必要な施設であるにも関わらず、その耐震化事業等に要する財政支援制度が講じられていない。

(3) 盛土等に伴う災害の防止の推進

【農水、国交】

- 新・ 危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」については、地方公共団体がその事務を担うこととなっていることから、その取組を確実に実行できるよう、今後の制度設計にあたっては以下に留意すること。
- 執行体制の確立や予算措置などが必要であるため、法施行に先立ち、基本方針や政省令、ガイドライン等を早期に示すこと
- 基礎調査の方法や特定盛土等規制区域の指定、工事の許可等の基準、市町や警察との情報共有や指導の具体的な連携方法等については、地域差が生じないよう、地方公共団体の意見を聞きながら政省令やガイドライン、マニュアル等に定めること
- 規制区域の指定については、現行法で既に権限を有し事務を行っている基礎自治体（施行時特例市等）における改正法での事務の取扱いを明示するとともに、他の法律と重複する区域についての考え方を明確化すること
- 各種検査など事務負担の増加が懸念されるため、財政的・技術的支援を重点的に図るとともに、オンライン申請等円滑な事務遂行に向けた仕組みを検討すること
- 法施行後も継続した相談体制や事例を共有する仕組みを構築すること

(4) 地震・津波対策の推進 【内閣府、総務、財務、文科、厚労、農水、国交】

① 南海トラフ地震等に備えた地震・津波対策の推進

- ・本県が策定した「津波防災インフラ整備計画」及び「日本海津波防災インフラ整備計画」に掲げる対策に必要となる予算を確保すること

[津波防災インフラ整備計画] 計画期間：H26～R5年度

(億円)

事業内容	概算事業費
レベル1津波対策（津波の越流を防ぐ）	
津波防御対策	358
防潮堤等の高さの確保	213
防潮堤等の健全性の保持	118
陸閘等の迅速・確実な閉鎖	27
避難支援対策	3
レベル2津波対策（浸水被害を軽減する）	
既存施設強化対策	221
防潮堤等の越流・引波対策	60
防潮堤等の沈下対策	131
防潮水門の耐震対策	30
津波被害軽減対策	55
防潮水門の下流への移設	55
排水機場の耐水化	
合計	約640

（重点整備地区の設定）

津波到達時間の早い淡路島（4地区）と人口・資産が集中する大阪湾沿岸（3地区）を「重点整備地区」に設定。すべての津波対策を10年間で完了予定。

重点整備地区
福良港
阿万港
沼島漁港
洲本地区
尼崎西宮芦屋港(尼崎地区)
同(鳴尾地区)
同(西宮・今津地区)

➤ **具体的の対策** 重点整備地区における湾口防波堤の整備、防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備等の津波対策

[日本海津波防災インフラ整備計画] 計画期間：R1～R10年度

(億円)

事業内容	概算事業費
河川堤防整備	17
防潮堤等整備	14
水門耐震化	1
防波堤の沈下対策	24
計	56

② 総合的な地震・津波対策の推進

- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法に基づく推進地域に指定された地方公共団体に対しては、地震防災対策特別措置法による国庫補助率の更なる拡大（1/2→2/3）や対象施設の範囲の拡大（公立病院の耐震改修等）など支援を充実すること

【提案の背景】

- ・ 南海トラフ地震対策特別措置法における推進地域は、南海トラフ地震において震度6弱以上の地域や、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域などが指定されており、本県では淡路島及び瀬戸内海沿岸市町等が指定されている。
- ・ 地震防災対策特別措置法では、消防用施設やへき地における公立診療所、公立小中学校等の耐震改修等について国庫補助率が嵩上げされるが、公立病院の耐震改修等は対象となっていない。

③ 建築物の耐震化等の推進

ア 私立学校の耐震改築事業補助の拡充措置の継続

- ・ 国庫補助率を公立学校並みへ引上げ（Is値0.3以上施設1/3→1/2（公立並）、Is値0.3未満施設1/2→2/3（公立並））、補助対象限度額（小中高：2億円、幼：1億円）の廃止措置を継続すること

イ 民間医療施設の耐震化

- ・ 入院患者のいる民間医療施設の耐震化について、移転建て替えに必要となる代替用地取得費を医療提供体制施設整備交付金の補助対象とすること

ウ ライフライン事業者への指導・監督

i) ライフライン事業者への指導・監督

- ・ 管路や施設の耐震化などによるガス・電気等ライフラインの更なる強靭化を推進するよう、ライフライン事業者を指導・監督すること

【提案の背景】

- ・ 台風21号では、電柱折損、倒木による電線接触や飛来物による電線の断線等の被害等により、県内で延べ431,000軒が停電
- ・ 平成以降の自然災害による停電では、関西電力供給エリア内では阪神・淡路大震災に次ぐ規模（軒数）

ii) 水道施設の耐震化

- ・ 水道施設の耐震化に対する補助率の引上げを図ること（現行1/3 → 一律1/2）

【提案の背景】

- ・ 南海トラフ地震をはじめ、将来起りうる自然災害に備え、早急に耐震化を進める必要があるにもかかわらず、重要な社会インフラである水道施設の基幹管路耐震化率※は3割にも満たない。

※ 導水管や送水管及び配水管本管のうち、地盤の状況に関わらず震度7級の地震に対応できる管（離脱防止継手を有する管）の割合

【生活基盤施設耐震化等交付金】水道管路耐震化等推進事業（水道管路緊急改善事業）補助率1／3

(5) 総合的な治水対策の推進

【国交、経産、厚労、農水】

① 河川の事前防災対策の推進

- ・ 本県の「河川対策アクションプログラム」に掲げる河川改修や中上流部対策などの事前防災対策の取組について、必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 治水事業が果たしている役割、効果をみれば、事前投資の有効性は明らかであり、事前防災対策に重点的に取り組むことが急務である。
- ・ 特に、武庫川の想定氾濫区域内人口・資産（約110万人・18兆円）は、二級河川では全国1位であり、ひとたび決壊すれば甚大な被害の発生が予想されるなど、重要な河川である。

<河川対策アクションプログラム>

・計画期間：R2～R10年度

・総事業費：約1,800億円

(単位：億円)

対象事業	事業内容	主な箇所	概算事業費
①河川改修等の推進	河川整備計画に基づく河川改修や都市浸水対策	武庫川 (西宮・尼崎市)	1,250
②既存ダムの有効活用	治水ダムの堤体かさ上げ等によるダム再生や放流設備新設等による洪水調節機能の強化	引原ダム (宍粟市)	220
③中上流部対策の強化	河川中上流部の河川整備計画区間外における上下流バランスを考慮した堤防かさ上げ等の局所的な対策など	六方川 (豊岡市)	70
④超過洪水に備えた堤防強化	堤防法尻の補強や堤防天端の保護による決壊しにくい堤防整備	R3完了	20
⑤堆積土砂撤去の推進	人家等が密集する地区や河川合流点付近等での計画的な堆積土砂の撤去	円山川 (養父市)	240

② 既存ダムの利活用の推進

ア ダム再生事業の推進

- 揖保川流域における浸水被害の軽減のため、洪水調節機能の増強を目的とした堤体嵩上げや放流設備の新設等を行う引原ダム再生事業の推進に必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- 揖保川流域では、平成21年等に浸水被害が度々発生している。引原ダムでは、供用開始後60年間で直近2回（平成23年9月、平成30年7月）異常洪水時防災操作を実施した。
- 国が下流から整備を進めているが、上流の引原川を含め完了には時間を要するため、早期に治水効果が期待できる対策が必要である。

イ 事前放流拡大への支援

- 事前放流の積極的導入を促すため、降雨予測技術の向上を図ること
- 事前放流に対する損失補填に要する経費の全額について、直接補助制度により措置すること。また、関係利水者の協力を得るため下記の損失補填を対象に追加すること。
 - 水道用水に係る代替水源等対策費用の増額分
 - かんがい用水に係る収益減額

【提案の背景】

- 令和2年度に国土交通省の「事前放流ガイドライン」の対象に利水ダムが追加された。
- 事前放流の実施には、利水容量を確実に回復させるための降雨予測技術の向上と回復しなかった場合の迅速な損失補填が必要である。
- 令和3年度から利水ダム等の事前放流に伴い、都道府県が行う損失補填に要する経費の8割を特別交付税により措置されることとなつたが、迅速に利水者に対して損失補填を行うためには、全額直接補助制度による措置が必要である。
- 水道は利水事業者の広報等活動費用及び給水車出動等対策費用の増額分が損失補填の対象
- かんがいは土地改良区等の番水活動費用及び代替水源対策費用等の増額分が損失補填の対象

③ 流域貯留浸透事業の推進

- 流域貯留浸透事業の採択要件を下記のとおり緩和すること。
 - 通年機能を発揮する施設→出水期に2ヶ月以上機能を発揮する施設
 - 公園、学校の公共施設等：500m³以上の貯留機能等→複数の施設を合わせ500m³以上
 - ため池等：3,000m³以上の治水容量→1,000m³以上

【提案の背景】

- 流域対策を一層推進するため、小規模施設への取組範囲を拡大することで、浸水被害の軽減を図る。

- ため池は営農への水利用を目的として設置された施設であり、農繁期（一般に8月まで）に事前水位下げ等による治水活用は困難であるが、限定的であっても、出水期（6月～10月）のうち治水活用が可能な9月～10月の2ヶ月間を積極的に活用していくことが必要。

(6) 山地防災・土砂災害対策の推進

【農水、国交】

平成30年7月豪雨や同年の台風第21号、22号では、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策等の土砂災害対策により、土石流等による被害が防止、軽減されるなどの効果が発揮された。

今後、令和3年度よりスタートした「第4次山地防災・土砂災害対策計画」を推進していくため、以下の項目を提案する。

① 治山事業、砂防関係事業の推進

- 本県の「第4次山地防災・土砂災害対策計画」に掲げる治山事業、砂防関係事業が着実に推進できるよう予算を確保すること

【提案の背景】

- 豪雨による土砂・流木災害が激甚化・頻発化する中、山地が県土の7割を占める本県では、依然として対策が必要な箇所が治山・砂防合わせ約1万4千箇所と多く残っている。
- 第4次計画では、土砂災害特別警戒区域（R区域）に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある箇所、土砂災害警戒区域（Y区域）に要配慮者利用施設や緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備していくこととしている。

[本県の第4次山地防災・土砂災害対策計画] (R3(2021)～R7(2025)年度)

区分	整備目標（着手箇所数）			合計
	砂防事業	治山事業	緊急防災林	
①人家等保全	373	365	-	738
②流木・土砂流出防止	-	220	-	220
③災害に強い森づくり	-	-	100	100
合 計	373	585	100	1,058

<重点計画箇所>

- 人家等保全：R区域内に指定された谷出口周辺やがけ直下に人家がある箇所、Y区域に要配慮者利用施設や緊急輸送道路があるなど、緊急性の高い箇所を優先して整備
- 流木・土砂流出防止：流木災害や崩壊のおそれがある箇所を重点的に整備
- 災害に強い森づくり：危険木の除去、本数調整伐などによる災害緩衝林を整備

[兵庫県の土砂災害特別警戒区域指定状況 (R4.3月末現在)]

- 12,876箇所

② 老朽化対策、機能強化対策の予算確保

- 治山ダムや砂防堰堤等の既存施設の老朽化対策、機能強化対策を着実に推進できる予算を確保すること

【提案の背景】

- 県下全体約14,000の治山施設のうち約100施設で老朽化対策が必要であり、計画的な補修工事や調査等を実施していく必要がある。
- 県下全体約4,100の砂防関係施設のうち241施設で老朽化対策が必要であり、多大な費用を要することから、計画的に老朽化対策を実施していく必要がある。

③ 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件の緩和

- 急傾斜地崩壊対策事業の採択要件を緩和すること

現行：(1) がけ高さ10m以上で、①保全人家10戸以上（避難路または要配慮者利用施設がある場合保全人家5戸以上）、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等
(2) 要配慮者利用施設かつ避難路がある場合、がけ高さ5m以上かつ保全人家5戸以上
提案：がけ高さ10m以上で、①保全人家5戸以上、または、②地域防災計画に位置付けられている避難所・警察署・消防署等に、要件を緩和

④ 河川上流部の土砂・洪水氾濫対策の予算確保

- 上流部で発生した土砂が河道に流入し、河川の下流部で土砂と洪水が氾濫する大規模な被害を防ぐことを目的とした大規模特定砂防等事業等の個別補助事業費の予算を確保すること

【提案の背景】

- 平成30年7月豪雨など土砂・洪水氾濫による大規模な被害が発生する中、兵庫県では、国土強靭化対策の一環として土砂・洪水氾濫対策に重点的に取り組んでおり、引き続き事業費を確実に確保する必要がある。

⑤ 危険な人工がけに対する改善命令等の全国統一指針

- 崩壊のおそれが著しいと認められる人工がけにおいて、土地所有者等に対する急傾斜地法上の改善命令や行政代執行が実施できるよう、全国統一の運用指針を作成すること

【提案の背景】

- 全国的にいまだ代執行の事例がないため、崩壊のおそれが著しい人工がけが確認された場合、都道府県が迅速かつ適切に対応できるよう、全国統一の運用指針を作成すべきである。

(7) 災害に強いため池改修等の推進

【総務、農水】

近年多発しているため池の決壊による災害を防止するため施行（R2.10）された「ため池工事特措法」や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を踏まえ、ため池の防災・減災対策のより一層の推進が求められている。

全国最多の約22,000箇所ため池を有する本県においてため池の防災工事や適正管理の体制整備を計画的・効果的に進めていくためには、地域の実情に応じた支援が必要なことから、以下の項目を提案する。

① ため池の防災工事に必要な予算の安定的確保

- ため池工事特措法に基づき策定した「防災工事等推進計画」により、ため池の改修や廃止工事等が集中的かつ計画的に進められるよう必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- 決壊により人的被害が懸念される
ため池を「防災重点農業用ため池」に指定した。（6,027箇所）
- このうち、特に決壊リスクが高い465箇所を
「防災工事等推進計画」に登載し、
計画期間（R3～R12）において約640億円（平均64億円/年）の事業予算により全箇所の
改修整備・廃止を進める。

<防災工事等推進計画（R3～R12年度）>

工事区分	新規着手箇所数			事業費（億円）
	前期 (R3～R7)	後期 (R8～R12)	計	
改修	146	168	314	602
廃止	113	38	151	38
合計	259	206	465	640

② ため池管理者による適正管理の支援充実

- ・全国最多のため池を有する本県において、ため池管理者が適正な管理を継続的に実施できるよう、ため池保全サポートセンター(※)に対する財政支援を拡充すること
- 新**・「ため池管理保全法」に基づくため池情報が適正に管理されるよう、所有者や管理者の探索、諸元調査等の事務やデータベース更新に対する財政支援を拡充すること
- 新**・農業者の減少・高齢化によるため池管理組織の脆弱化に伴う、管理放棄や災害リスクを軽減するため、管理体制の強化に対する支援制度を拡充すること

【提案の背景】

- ・全国に先駆け「ため池保全サポートセンター」を淡路に開設(H28.5)、H30からは対象を全県に拡大し、相談対応や巡回点検による指導・助言、管理者講習会への講師派遣など管理者支援業務を行っているが、広範囲かつ多岐にわたるため、地域のニーズに応じた活動内容や対象規模に応じた補助制度とする必要がある。
- ・ため池データベースの更新・公表は、「ため池管理保全法」で県が行うことと定められており、その対象は約22,000箇所にのぼるため、管理者の交代等に応じて毎年更新作業が必要であり外部委託等が行える支援制度が必要である。
- ・管理放棄されたため池は今後も増えることが想定されるため、多様な主体の参画と協働による管理体制の整備や管理の一部を外部委託できる補助制度の充実が必要である。

※ため池保全サポートセンターの概要

趣 旨	ため池整備の長期化や管理者の減少・高齢化を踏まえ、管理者による適正な管理を支援するための中間支援組織として「ため池保全サポートセンター」を開設
支援内容	①相談対応、②巡回点検による指導・助言、③管理者講習会への講師派遣等
成 果 (R3末現在)	①相談対応 : 685件(延べ件数) ②巡回点検による指導・助言 : 6,815箇所(延べ箇所数) ③管理者講習会への講師派遣 : 42回(延べ回数)

※農業水路等長寿命化・防災減災事業による国補助金：上限2,000万円

(8) 高潮対策等の推進に対する支援

【国交、農水】

- ・兵庫県高潮対策10箇年計画に掲げる防潮堤・河川堤防の嵩上げ等の高潮対策の推進に必要な予算を確保すること
- #### <兵庫県高潮対策10箇年計画(R1~R10) [全体事業費：約450億円]>
- ・平成30年台風第21号（大阪湾沿岸で既往最高潮位を観測）により浸水した地区の再度災害防止に向けた緊急対策については、R4年度で完了予定
※既に整備が完了した主な箇所 南芦屋浜地区・南護岸等(約2,000m)、鳴尾地区（西宮市）、宮川(芦屋市)
 - ・上記地区以外についても、計画的に高潮対策を推進
(R5年度以降の主な事業)
- | 事業箇所 | 事業内容 | 事業期間 | 概算事業費 |
|------------|-----------|-------|-------|
| 西宮市枝川町地区 | 防潮堤嵩上げ | R4~R6 | 8億円 |
| 淡路市富島地区 | 防潮堤嵩上げ | R4~R8 | 7億円 |
| 新川・東川（西宮市） | 統合排水機場の整備 | R1~R8 | 120億円 |
- ・排水機場の大規模更新等、短期間に多額の事業費を要する事業について、海岸メンテナンス事業の補助制度の予算を別枠で確保すること

【提案の背景】

- ・排水機場の更新等の大規模改築にあたっては、一旦着手すると完了まで継続的な予算配分が必要
[整備の例] 湊排水機場・大江島排水機場の更新

(9) 災害時の避難行動力の向上、安全確保対 【内閣府、気象、総務、消防、経産、厚労、国交、観光】

① 住民の早期避難につながる避難方策の構築

ア 直近の災害を踏まえた避難行動の周知

- 「警戒レベル」「警戒レベル相当」を用いた避難情報と大雨特別警報等の気象情報との関係性や、住民がとるべき行動について、一層の周知を図ること

イ 防災気象情報の更なる改善

- 適切な避難等が行えるよう、以下のような防災気象情報の更なる改善を進めること
 - 平成の大合併前の旧市町単位や指定都市の区単位など、より細かな地域単位で、分かりやすい予警報区分の設定
 - 局地的大雨等の予測精度の向上
 - 夜間・早朝の避難を避け明るいうちに避難勧告等の発令の判断ができるよう、15~24時間先も含めた精度が高い降水予測情報(メッシュ情報)の提供

ウ 防災情報基盤の整備に対する財政支援制度の拡充

- 地方公共団体が独自に実施する防災情報通信ネットワークシステムの整備運用と国の制度改正等に伴う改修等に対する財政措置を継続・拡充すること
- 市町が実施する防災行政無線の整備に対する財政支援について、市町の財政力を考慮した制度とすること

【提案の背景】

- 気象庁の特別警報、防災気象情報レベル化などの制度改正、Lアラート（災害情報共有システム）への連携など、災害時等の情報伝達に関する災害関連情報の内容拡充に対応するため、地方公共団体独自の防災情報システムは大規模な改修が必要となっているが、費用負担が大きい。

エ 可視化による伝達手段の開発・整備

- 気象情報や避難情報に加え、河川水位や土砂災害の危険度等をわかりやすく可視化し、マスメディアを活用して発信するため、Lアラート等による伝達手段を開発・整備すること

② 避難行動要支援者の支援体制の構築

- 介護支援専門員及び相談支援専門員が行う個別避難計画の作成について、介護保険法や障害者総合支援法等の法律上の職務として位置付け、報酬加算を創設するとともに、個別避難計画作成にかかる地方交付税措置についてさらなる拡充を図ること

【提案の背景】

- 改正災害対策基本法において、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたが、介護支援専門員（ケアマネジャー）及び相談支援専門員の関与は法律上位置づけられていない。
- 高齢者や障害者等の円滑な避難支援のためには、実効性のある個別避難計画作成が不可欠であることから、介護支援専門員及び相談支援専門員が作成に関与することが望ましい。
- 介護支援専門員や相談支援専門員の業務と位置づけることで、実効性のある個別避難計画作成が拡充することから、報酬加算が必要である。
- 個別避難計画の作成経費について、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7,000円程度を想定しているが、同額は必要最低限の費用であり、計画の作成を早期に進めるためには地方交付税措置の更なる拡充が必要である。

【防災部門と福祉部門が連携した本県の取組】

- 本県では、要支援者の心身の状況や生活実態等を熟知した介護支援専門員及び相談支援専門員が自主防災組織等とともに個別避難計画を作成する「防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業」を令和2年度から実施している。

- ・その結果、福祉専門職（ケアマネ等）と地域住民、自主防災組織、障害当事者等がケース会議や避難訓練でお互いに意見を出し合う中で理解が深まり、普段からの声掛けにも繋がった。

【防災と福祉の連携による個別避難計画作成促進事業の概要】

事業 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職に対する個別避難計画作成のための研修を実施 ・自主防災組織及び住民に福祉理解研修を実施 ・福祉専門職を含めた関係者によるケース会議を開催し、個別避難計画を作成 ・避難行動要支援者避難訓練により、作成した個別避難計画の内容を検証 ・居宅介護支援事業所等に計画1件につき7,000円を支給した市町に対し、促進経費3,500円を補助
----------	---

③ 通勤・通学・帰宅困難者対策の充実

- ・通勤通学途上や買物中の被災による帰宅困難者の受入先となる一時滞在施設の確保に向けて、発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度の創設など、事業者が協力しやすくなるような支援を行うこと
- ・受け入れた帰宅困難者等のための食料等の備蓄及び一時滞在施設の開設・運営に要する費用についても、災害救助法の適用対象とすることに対し、財政措置を講じること
- ・地震発生時の鉄道運行再開等に関する迅速な情報発信のあり方について、国においても検討すること

④ 災害時の停電復旧及び電力確保対策の充実

- ・発電・送電システムの強靭化や電線類地中化の促進、電力会社間の連携強化など、災害に強い電力供給体制を構築すること
- ・停電時に被災者が必要最低限の電源を確保するための電力会社によるポータブル発電機等の貸出体制や国民への迅速な停電復旧見込等の情報提供体制を充実すること
- ・非常用電源設備等の整備支援を、二次救急医療機関など地域において重要な役割を果たしている医療機関にも拡大すること

(10) 被災地(者)支援に関する制度の充実

【内閣官房、内閣府、総務、消防、財務、国交】

① 災害救助法の見直し

ア 救助費用の全額国庫負担化

- ・避難所運営や応急仮設住宅の建設等災害救助法に基づく救助費用について、国が指定する大規模災害の場合は、全額国が負担すること

【提案の背景】

- ・現行は、災害救助法第21条に基づき、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、国が負担（例えば、普通税収入見込額の2/100以下の部分は50/100など）することとなっているが、全額国負担とすることにより、迅速な復旧・復興に向けた積極的な応急対応が可能となる。

イ 対象範囲の拡大及び運用見直し

i) 罹災証明書の発行業務に要する経費の対象化

- ・災害救助法における「救助」の範囲に罹災証明書の発行業務（その前提となる家屋被害認定調査を含む）を追加、または、罹災証明関係業務の応援に関する経費について全額特別交付税措置を行うこと。

【国制度の問題点】

- ・応急仮設住宅の入居に必要な家屋被害認定調査や罹災証明書の発行については、災害救助費の対象外となっている。他の自治体から応援職員を派遣する経費については、派遣元に最大で8割の特別交付税が措置される。残り2割は、協議により被災自治体に求償可能だが、協議手続きの事務負担が双方に生じることに加え、被災自治体に応じてもらえない場合、費用負担は派遣元となる。

ii) 災害ボランティア活動に要する経費の対象化

- ・大規模災害時に、被災市区町村及び社会福祉協議会が行う、災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な経費（通信手段・備品設備等）及び避難所の運営支援や家屋の片付けなどのボランティア活動に必要な経費（資機材の確保、活動用車両の借上げ等）を災害救助費の対象とすること

【提案の背景】

- ・大規模災害時のボランティアへの支援は重要であり、国の防災基本計画でも災害ボランティアの受入や調整、ニーズの把握等の役割が求められている。その役割を担う災害ボランティアセンターの設置・運営は社会福祉協議会や市町村が行っているが、人員不足や財政負担等が生じている。
- ・ボランティア活動に最低限必要な物は、活動参加者による持参が原則であるが、個人で用意を行うことが困難である資機材等の確保及びその費用は市町村等が負担している。
- ・提案の実現により財政負担が軽減されれば、災害ボランティアセンターの設置・運営の円滑化、被災者ニーズの把握による支援の迅速化が図られ、被災者の早急な生活再建が可能となる。

ウ 修理工事を先行し事後的な手続きを可能とするなど制度の見直し

- ・国が指定する大規模災害の際には、現物給付の原則に基づき行われる手続きの大幅な省略又は手順変更を認めること

【国制度の問題点】

- ・住宅の応急修理や障害物の除去等は、契約主体である県（事務委任している場合は市町）が、他の災害対応業務が膨大にある中で、発注、契約、審査及び支払いの事務をしなければならない。
- ・南海トラフ地震等の大規模災害では、住宅の応急修理や障害物の除去等に関する事務が追い付かず、迅速な応急救助が困難となることが想定される。

エ 早期の避難情報発出のための支援措置の拡充

- ・避難所開設等に要する経費については、災害救助法が適用されない場合でも財政支援措置を講じること

【提案の背景】

- ・円滑な避難のためには早期に避難情報を発する必要があるが、空振りに終わった場合、避難所開設等に要する経費には災害救助法が適用されず、市町に大きな財政負担が発生している。
- ・平成29年台風第18号では33市町で427箇所の避難所を開設されたが、災害救助法が適用されず。

② 被災者生活再建支援法の充実等

ア 被災全地域への適用

- ・同一の災害により被害を受けた全ての地域を平等に対象とすること

【国制度の問題点】

- ・被災者生活再建支援制度は自然災害により住宅全壊の被害を受けた世帯が一の都道府県または市町村で一定数以上発生したことが適用要件となっている。平成30年7月豪雨災害では、県内では神戸市・宍粟市は法が適用されたが、全壊被害が1世帯であった淡路市には適用されず、同じ災害でも支援を受けられない地域が発生した。

イ 半壊、準半壊世帯への適用

- ・令和2年の法改正により支給対象が中規模半壊（損害割合30%以上40%未満）まで拡大されたが、令和元年台風第15号時に支援対象が拡大された災害救助法に基づく住宅の応急修理と同様、半壊世帯（損害割合20%以上30%未満）及び準半壊世帯（損害割合10%以上20%未満）も支援対象とすること。

<被災者生活再建支援制度>

区分	損害割合	基礎支援金	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借
全壊	50%以上	100万円	200万円	100万円	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	200万円	100万円	50万円
中規模半壊	30%台	—	100万円	50万円	25万円

③ 災害援護資金貸付金制度の改善

ア 貸付原資償還について返還があった場合のみに変更

- 県及び政令市から国への貸付原資の償還は、現実に返還があった場合のみ行うよう制度を変更すること

【国制度の問題点】

- 他の貸付金（例：介護福祉士修学資金貸付金、生活福祉資金）制度においては、実際に償還があった額に対する国庫補助負担割合分を国へ償還することとなっている。
- 災害援護資金貸付制度では、実際には返還されていない貸付金についても、市町が借受人に代わって国・県に償還しなければならないため、市町に対して重い負担を求めている。

イ 改正弔慰金法の円滑な処理に向けた対応

- 弔慰金法の改正により可能となる免除の処理を円滑に行うため、市から県、県から国への償還期限を、債権管理法等による履行延期特約により、必要な期間、延長すること

④ 大規模自然災害時の支援体制の継続

- 広域的な大規模自然災害時において、迅速かつ円滑な復旧等に資する、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や国による権限代行等が速やかに実施できる体制・機能の拡充・強化を図ること

【提案の背景】

- 近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、迅速かつ確実な緊急対応のためには、引き続き国の支援が必要不可欠であるため。

⑤ 災害救援支援に関するボランティア活動支援制度の創設

- 災害ボランティアの活動に要する交通費や宿泊費、保険の割引など活動を財政面から支援する全国的な基金の創設など社会全体で支える仕組みを創設すること

【大規模災害ボランティア活動応援プロジェクト(ふるさとひょうご寄附金事業)】

対象者	5人以上で構成する以下の団体 ※県外に拠点を置く団体・グループが県外の被災地で活動する場合は対象外
補助対象	現地までの交通費、宿泊費、現地での活動費（交通費）、PCR検査実費
補助金額	上限20万円

⑥ 住宅再建共済の全国制度化と地震保険料控除制度の対象化

- 住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして本県が創設・実施している住宅再建共済制度を全国制度化すること
- 地方公共団体が条例に基づき実施する自然災害に対する共済制度についても、地震保険料控除制度の対象とすること

【提案の背景】

- 地震保険料控除の対象となる保険や共済の契約は、「一定の資産を対象とする契約で、地震等による損害により生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金が支払われる契約」とされているが、住宅再建共済制度は、地震により生じた損失をてん補するものではなく、住宅再建を支援するため住宅再建方法に応じて給付することから、控除制度の対象外とされている。
- 当該制度は、被災者の住宅再建に資する制度であり、地震災害に対する国民の資産保全を図ることを目的とする地震保険料控除制度の趣旨に合致することから、同制度の対象とすべきである。

2 防災体制の充実

(1) 防災庁の創設

【内閣官房、内閣府】

- ・南海トラフ地震、首都直下地震などの国難レベルの災害に備えるため、災害情報の一元化を図り事前防災から復旧・復興までの一連の災害対策を担う専門性を有した防災庁を創設すること
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果を国として一元的に活用すること

【提案の背景】

- ・東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風など、多発化・激甚化する自然災害にあらかじめ備えて被害を軽減するため、これまでの経験と教訓を生かした事前防災を徹底することが不可欠である。
- ・防災・減災に関する科学技術の調査・研究が省庁縦割りで行われており、どのような研究が行われているか集約・整理されていない。
- ・各研究分野の連携・調整や防災対策ニーズとのマッチングなど、成果が国として一元的に活用されにくく。

※ 主な国の研究機関

防災科学技術研究所(文科省)、気象研究所(気象庁)、
通信総合研究所(消防庁)、産業技術総合研究所(経済産業省)

(2) 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保 【内閣官房、内閣府、総務、財務、文科、国交】

① 関西における首都機能バックアップ構造の構築

ア 首都機能バックアップ構造の構築

- ・防災機能の双眼構造を確保するため、防災庁の拠点は複数設置し、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

【兵庫県内の拠点設置に資する機能集積状況】

三木総合防災公園	大規模かつ広域的な災害に的確に対応する基幹的広域防災拠点であり、国際緊急援助隊が訓練するほか、E-ディフェンスによる基礎研究等を実施している。
神戸東部新都心	人と防災未来センター、国連防災機関駐日事務所、JICA関西(国際防災研修センター)、アジア防災センター等による国際的な防災人材の育成や防災に関するシンクタンク機能を持っている。

- ・首都にいかなる事態が発生しても首都中枢機能を維持する危機管理の観点に加え、関西の強みであり成長分野であるライフサイエンス産業の振興など、我が国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する国土の双眼構造を目指し、首都機能のバックアップ拠点について早急に検討を進めること
- ・関西の位置付けを明確にした政府業務継続計画(BCP)を策定すること

イ 基幹的な交通インフラ整備による国土のリダンダンシーの確保

- ・基幹的な交通インフラの整備(下記例)により国土のリダンダンシー(代替性)を確保すること
 - 関西都市圏・日本海国土軸の高速道路網の整備
 - リニア中央新幹線の東京－大阪間の早期整備
 - 北陸新幹線の敦賀－大阪間の早期整備
 - 山陰新幹線の整備計画路線への格上げ
 - 国際コンテナ戦略港湾・阪神港の国際競争力の強化
 - 関西の航空需要等への的確な対応

② 防災教育・研究の拠点地域の形成

ア 防災教育・研究機関の集積促進

- 人と防災未来センター、WHO神戸センター、アジア防災センター、国際復興支援プラットフォーム（IRP）等が集積する兵庫県を国際的な防災教育・研究の拠点地域と位置づけ、関係機関の更なる集積を図ること
- 特に消防大学校、消防研究センター等の首都圏に立地する防災教育・研究機関の兵庫県への移転を進めること
- 広域防災拠点である「兵庫県広域防災センター」を全国の防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること

【提案の背景】

- 海外においても災害が頻繁かつ激しく起こっており、より一層の国際防災協力が必要である。
- 本県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえた災害対応ノウハウの蓄積に加え、人と防災未来センターを中心に、HAT神戸（神戸副都心）に集積する国際防災関係機関が継続的に連携することにより、高度で効果的な調査、研究、人材育成等が期待される。

〔兵庫県広域防災センターの概要〕

- 災害時において全県域をカバーする広域防災拠点として機能するほか、平常時においては、地域の防災力を高めるための人材育成を行っている。

イ 人と防災未来センターの体制強化

- 「人と防災未来センター」を全国レベルの防災教育・研究の拠点機関として位置付け、国として活用を図ること
- 研究機能の充実など、機能・体制の強化に対して支援すること。
特に、来たるべき国難災害である南海トラフ巨大地震の減災を目的とした、実践的な避難行動の定着に向けた災害文化育成研究と、災害時の経済被害軽減に向けた研究を重点的に行えるよう、支援を拡充すること
- 運営支援を継続すること

【提案の背景】

- 「人と防災未来センター」は、阪神・淡路大震災の経験と教訓の国内外へ発信するとともに、専門研修による災害対策の実務を担う中核的な人材の養成や、大規模災害被災地の支援などに取り組んでおり、我が国の災害対応力の向上に貢献している。
- 国内外で災害が多発していることを踏まえ、国内外の大学、研究機関等との連携・交流を引き続き展開するとともに、研究機能の充実を目指し、関係機関の更なる集積や体制強化を図る必要がある。

(3) 発災時の関西3空港相互支援体制の構築

【国交】

- 発災時に神戸空港、伊丹空港で国際線の受入れが可能となるよう、「空港の設置及び管理に関する基本方針（平成20年国土交通省告示第1504号）」を見直すこと

〔空港の設置及び管理に関する基本方針（H20.12.24）（抜粋）〕

近畿圏における空港相互間の連携のあり方

- 関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適當
- 大阪国際空港は国内線の基幹空港であり、環境と調和した都市型空港
- 神戸空港は150万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港

(4) 消防力の充実強化のための支援の拡充

【消防】

- 市町の消防団（非常備消防）に対する財源措置を拡充すること

【提案の背景】

- 消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、消防団員の確保に取り組んでいるが、人口に比して団員の割合が高い市町が多く、団員装備費等の財政負担が重くなっている。
- 消防団員の待遇に関しては、「消防団員の待遇等に関する検討会」の議論を踏まえた消防庁長官通知により、年額報酬及び出動報酬の改善検討を行なっているが、現行の普通交付税を超える支出が予測されることから、特別交付税を含めた十分な財政支援の見直しが必要である。

- 防火水槽の長寿命化に対する財政措置を木造密集地域以外の消防水利まで拡大すること

【提案の背景】

- 消防水利の設置については、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第4条第3項において、消火栓に偏らないよう考慮することとされている。これまで、各消防本部において、地域の特性に合わせて消防水利を整備してきたが、その老朽化が懸念されている。
- 消防水利の整備促進強化に関する財政措置について（平成30年1月25日付け消防庁消防・救急課長通知）において、財政措置の対象範囲が、防火水槽の新設、更新に加え、長寿命化まで拡大されたが、対象地域は「大規模火災の危険性が高い木造密集地域」に限定されている。

(5) 陸上自衛隊姫路駐屯地の体制維持

【防衛】

- 陸上自衛隊姫路駐屯地が本県の災害対応拠点として、さらには大規模・広域災害時のベースキャンプとしての機能を発揮できるよう、輸送や後方支援など新たな機能付与も含めて、現行の体制を維持すること

【提案の理由】

- 防衛計画では部隊の編成の見直し方針等が示され、中期防衛力整備計画では北海道以外の火砲部隊の集約を着実に進めるとされており、陸上自衛隊姫路駐屯地に所属する火砲部隊である第3特科隊も縮減対象とされている。
- 姫路駐屯地は、昭和26年の創設以来、本県や姫路市の総合防災訓練、水防演習への参加のほか、阪神・淡路大震災以降、22回に及ぶ災害派遣を行うなど、地域の災害対応に不可欠な存在である。
- 関西と中国・四国を繋ぐ交通の要衝に位置する姫路駐屯地は、熊本地震でも西日本への集結地とし活用されており、今後も広域的な災害対応拠点としての役割が期待される。
- 近年、風水害が相次ぎ、南海トラフ巨大地震の発生も懸念されるなか、本県の災害派遣要請部隊である第3特科隊の縮減は、県民の災害救援等に対する不安を増大させるだけでなく、西日本全体の安全や地域社会、地域経済への影響も懸念される。

(6) 原子力災害対策の充実

【内閣府、原子力】

① 実効性のある防護措置実施のための支援

ア 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等の充実

- 緊急時モニタリング体制や情報伝達手段等を充実すること

【提案の背景】

- 緊急時モニタリング体制の構築は、国の責任において実施されるが、UPZ外においては、具体的な計画等が示されていない。
- 国による防護措置の判断や避難の指示等が、迅速かつ的確に伝達されることが求められるが、一般回線のみでは、通信不全の時の備えとしては不十分である。

イ 防護措置のあり方の理解促進

- 原子力災害対策指針の内容について、国民及び関係地方公共団体の理解を得ること

- 放射線の実測値に重点をおいた防護措置
- UPZ外の地域での防護措置のあり方 等

ウ 防護体制の整備・支援

- ・ 国の責任による防護体制の整備・支援を行うこと
 - モニタリングポストの増設
 - UPZ外における安定ヨウ素剤の配備 等

【提案の背景】

- ・緊急事態における住民等への放射線の影響を、最小限に抑えるための防護措置について、万全の体制で臨む必要がある。

【防護体制の状況】

モニタリングポストの設置	環境放射能水準調査用として県内6箇所に設置
UPZ外における安定ヨウ素剤の配備	UPZ外自治体に対する国の財政支援の措置がない

② 広域避難対策の充実

- ・ 都道府県域を越える広域的な避難の実施に必要となる、以下のような取組を行うとともに、必要な財政支援を行うこと
 - 避難退城時検査や簡易除染等に関する要員・資機材の確保
 - 広域避難の際の渋滞解消対策
 - 避難車両及び運転員の確保対策
 - 要支援者対策の広域調整及び実戦的な訓練の実施

(7) 新型インフルエンザを含む感染症対策の強化

【内閣府、厚労、農水】

① 新型インフルエンザ等への備えの強化

ア 水際対策の的確な実施

- ・ 海外で新型インフルエンザが発生した際には、水際対策を的確に実施すること
 - 発生国からの入国者を検疫する空港・港の集約
 - 第三国経由での入国者の捕捉 等
 - 発症者の停留
 - 未発症者（要健康観察者）に対する感染防止措置の啓発
 - 健康観察を要する帰国者情報の都道府県等への提供

イ 集団発生時の体制の確保

- ・ 集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること
 - 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）を活用した病床の確保
 - 都道府県が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援 等

【提案の背景】

- ・ 大量患者発生の際には、国立病院等の遊休病床等の活用が必要である。休床利用等を円滑に行えるようマンパワーの確保支援により医療体制の確保や集団発生時の対応が行える。

ウ 対策に必要な財政支援

i) 休業措置等を行った社会福祉施設等に対する財政支援

- ・ 県の要請等で休業措置等をした介護施設など社会福祉施設等に対する財政的な支援を行うこと

【提案の背景】

- ・財政支援により、県の要請がスムーズに受諾され施設内での集団感染等の防止につながる。

② エボラ出血熱対策など一類感染症への備えの強化

ア 感染症指定医療機関に対する運営支援の充実

- ・「感染症指定医療機関運営費補助金」の見直しなど、感染症指定医療機関に対する運営支援を充実すること
 - 感染症専門医及び感染症専門スタッフの人事費の補助対象経費化
 - 専用病床での検査機器等の購入に要する備品購入費の単価上限の撤廃

【提案の背景】

- ・エボラ出血熱等の一類感染症の患者の治療を行う「第1種感染症指定医療機関」では、一類感染症患者対応のスタッフ確保や検査機器等の購入など特別な対応が必要である。
- ・しかし、国の「感染症指定医療機関運営費補助金」の補助対象経費には人事費が含まれず検査機器等購入費に上限が設定されている。人事費を対象経費とすることにより、感染症指定医療機関が専門医やスタッフの雇用を積極的に行えるようになる。
- ・また、単価を撤廃することにより、高価な備品も整備できるようになり、感染症指定医療機関の診療機能の充実につながる。

イ 専門医・専門スタッフの育成

- ・国において感染症専門医及び感染症専門スタッフの養成・育成を行うこと

【提案の背景】

- ・全国的に感染症専門医および感染症専門スタッフの数が不足している。感染症の知識を有する専門医や専門スタッフが増えることで、診断の早期発見や院内感染対策、普及啓発の推進となり、感染症拡大予防につながる。

③ 家きんの鳥インフルエンザなど特定家畜伝染病対策の強化

- ・今般の国内の家きんでの鳥インフルエンザや豚熱の発生状況、続発原因を分析し、効果的な発生予防・まん延防止対策を講じること
- ・豚熱対策について、野生イノシシにおける浸潤状況に応じた経口ワクチン散布の場所、範囲等の考え方を明確に示し、経口ワクチンの散布等による対策の確実な実施と必要な予算措置を講じること
- ・海外からの畜産物の持込みを厳格化し、水際対策を一層強化すること
- ・民間倉庫等を活用した資材の保管や供給への支援を含め、防疫に関する予算を十分に確保すること
- ・焼却、埋却にかかる経費について、国による財政措置を拡充すること
(国庫1/2→10/10)

(8) 朝鮮半島情勢に対する対応の充実・強化 【内閣官房、消防、法務、防衛】

① 国民への情報提供と関係機関の対応の明確化

- ・ミサイルが落下した際の、国、地方公共団体、消防、警察、交通機関などの関係機関がとるべき対応（タイムライン）を明確化すること

② 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する対応

- ・ミサイル飛来時の高齢者、障害者その他特に配慮を要する者（施設管理者、当該者の支援者含む）の取るべき避難行動のあり方について検討し、周知すること

③ Jアラートによる確実な情報伝達

- ・設定の誤りなど人為的なミスにより情報伝達に不具合が生じることのないよう、Jアラートシステムを改善すること

【提案の背景】

- ・現行システムは、各市町で詳細に設定する必要があるため、人為的なミスが生じやすい。

[全国一斉情報伝達試験結果（令和4年5月18日）]

参加市町村	1,729団体
住民への情報伝達ができなかった市町村	4団体

④ 避難民の流入に対する対応

- ・朝鮮半島から我が国への避難民流入想定を示すこと
- ・関係機関が事案発生時にとるべき警備、避難民収容、物資提供等の対応方針を定めること

3 医療確保と健康づくり

(1) 医師の地域偏在・診療科偏在を是正する仕組みの構築 【文科、厚労】

へき地や産科・小児科等における医師不足を解消するため、都道府県毎の地域事情を踏まえ、以下の取組により、医師の適正配置が実現する仕組みを構築すること。

① 医師需給推計の見直し

- ・国は、医師の需給推計を踏まえて令和6年度以降の医学部臨時定員の減員等を行う方向で検討を進めているが、推計の根拠が不明確であり、これに基づく医学部臨時定員の減員や地域枠の見直しなど、地域医療の実情にそぐわない拙速な見直しを行わないこと

【提案の背景】

- ・国の医療従事者の需給に関する検討会は、医師の需給推計について2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、以降は過剰となると推計している。
- ・この需給推計を踏まえ、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む医学部総定員は減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で意見をとりまとめようとしているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない。
- ・また、地域の感染症対策を担う人材育成や医師の働き方改革の取組等も考慮する必要がある。

<医師偏在指標>

神戸	阪神	東播磨	北播磨	播磨姫路	但馬	丹波	淡路	兵庫県	全国
304.0	258.1	207.1	181.2	190.5	193.1	185.6	191.6	244.4	239.8

- ・神戸と阪神医療圏以外は全国平均を下回っている状況であり、これらの地域を全国平均並にするためには、1,042人の医師が必要

(全国平均：239.8を下回る道県)

島根	宮城	鹿児島	福井	愛媛	神奈川	山梨	愛知	北海道	富山
238.7	234.9	234.1	233.7	233.1	230.9	224.9	224.9	224.7	220.9
山口	栃木	三重	群馬	宮崎	岐阜	長野	千葉	静岡	山形
216.2	215.3	211.2	210.9	210.4	206.6	202.5	197.3	194.5	191.8
秋田	茨城	福島	埼玉	青森	岩手	新潟			
186.3	180.3	179.5	177.1	173.6	172.7	172.7			

重点② 医学部「地域枠」入学定員（臨時定員）の継続措置

- 依然として著しい医師不足の状況にあるため、令和6年度以降も現行どおり医学部臨時定員増とする措置を継続すること

※ R3.8.27 厚生労働省・医療従事者の需給に関する検討会
・令和5年度の臨時定員については、現行どおり継続
・令和6年度以降については、「第8次医療計画等に関する検討会」等の議論の状況を踏まえ、検討

<本県の医学部臨時定員増の状況>

16名（神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名）

- 将来時点（2036年）における医師数が不足する医療圏がある都道府県に限り、不足分の合計数を地域枠の必要数として大学に要請できる方向で検討が進められているが、地域の実情に応じて地域枠が設置できるよう、現行どおり都道府県知事が必要とする数を要請することを可能な制度とすること

【国制度の問題点】

- 地域枠の入学定員（臨時定員）は、令和3（2021）年度まで都道府県一律に毎年原則10名を上限とされているが、現状においては医師の地域偏在を解消できていない。
- それにも関わらず、医師確保計画策定ガイドライン（H31.3）においては、令和4（2022）年度以降、臨時定員による地域枠を要請できる条件として、将来時点において医師が少数となる二次医療圏を有する県が、恒久定員の5割程度の地域枠を設置しても必要な地域枠を確保できない場合に限定された。 ⇒ 本県は要件に該当せず
- 国が示す将来時点の必要医師数は、病院勤務医と診療所勤務医を分けずに推計されており、地域医療を担う公的病院等の勤務医の不足や、郡部において在宅医療を担う診療所勤務医の不足など、地域の実情を正確に反映していない数値である。
- また、医師偏在指標に基づく「医師少数都道府県」、「医師多数都道府県」、「医師少数でも多数でもない都道府県」の区分は、相対的な医師の偏在の状況を示すものであり、絶対的な医師数の充足状況を示しておらず、医師少数ではない都道府県においても医師不足の状況にある。
- 国が医師確保対策として考えている都道府県内における医師の派遣調整、キャリア形成プログラムの策定・運用等については、地域枠で養成した医師を中心に行っており、確実に確保できなければ、未だ解消されていない医師の地域偏在をさらに助長し、地域医療の崩壊を招くおそれがある。
- 国は「医療従事者の受給に関する検討会」において、①医師需給推計では、2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、以降は過剰となる、②この需給推計を踏まえ、へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む医学部総定員は減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で意見をとりまとめようとしているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない。
- また、地域の感染症対策を担う人材育成や医師の働き方改革の取組等も考慮する必要がある。
⇒ 全国知事会社会保障常任委員会委員長から厚生労働大臣あて、①新型コロナウイルス感染症、働き方改革の影響を考慮し慎重に推計を見直すとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程を明確に示し、十分説明を行うこと、②医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること等の意見書を提出（R3.3.4 厚生労働省・医療従事者の受給に関する検討会）
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響等を受け、令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度については暫定的に現行どおりとされたが、令和6（2024）年度以降も、現行制度を継続し、へき地等に一定期間勤務することを義務付けている地域枠については臨時定員で措置することが必要である。

<本県の医学部臨時定員増の状況>

16名（神戸大学：10名、兵庫医科大学：2名、鳥取大学：2名、岡山大学：2名）

<本県の地域枠（臨時定員を除く）の状況>

5～6名（年により異なる）（兵庫医科大学：3名、自治医科大学：2～3名）

[本県のへき地勤務医師の養成・派遣]

- ・自治医科大、兵庫医科大、神戸大学、鳥取大学、岡山大学において、へき地等勤務医師を養成し、へき地医療拠点病院及びへき地の市町立病院等に派遣（令和4年（2022）は総数263人）
- 修学資金を貸与（9年間の義務年限後、免除）

(3) 医師養成課程を通じた医師確保対策の推進

- ・すべての専攻医が一定期間地域で勤務を経験するなど、医師養成課程を通じた医師確保対策を推進すること

重点④ 診療科偏在対策の実施

- ・診療科別の定数管理制度の導入など診療科偏在対策を実施すること

【提案の背景】

- ・現行では、医師の自由意思により診療科を選択できることから、産科、小児科、救急科など一部の診療科で、医師の絶対数の不足が指摘されている。

(2) 公立・公的病院等の再編統合に関する再検証要請への対応 【総務、厚労】

- ・公立・公的病院等の再編統合に関する再検証の議論にあたっては、国が示した9領域における診療実績などに加え、地域の実情に合った以下の分析視点を踏まえ検討すべきことを明確化すること。
 - へき地における一般医療や9領域以外の高度専門・特殊医療（粒子線医療、リハビリテーション医療等）を行う専門病院は、一般病院と同じ評価項目で分析がなされているが、その役割に対する適切な評価項目を設定のうえ、分析すること
 - 新型コロナウイルス感染症への対応等の感染症対策についても、地域で公立・公的病院が果たしてきた役割や機能を踏まえ、分析の対象として丁寧に検討すること

<再検証対象となる公立・公的医療機関等（県内16機関）>

圏域	対象医療機関	圏域	対象医療機関
神 戸 (2)	・県立リハビリテーション中央病院 ・国家公務員共済組合六甲病院	播磨姫路 (4)	・県立姫路循環器病センター ・相生市民病院 ・たつの市民病院 ・県立粒子線医療センター
阪 神 (1)	・国立病院機構兵庫中央病院		
東播磨 (2)	・高砂市民病院 ・明石市立市民病院		
北播磨 (2)	・加東市民病院 ・多可赤十字病院	但 馬 (4)	・公立豊岡病院組合立豊岡病院出石医療センター ・公立香住病院 ・公立豊岡病院組合立豊岡病院日高医療センター ・公立村岡病院
丹 波 (1)	・柏原赤十字病院		

注：厚生労働省は、対象医療機関を再精査しており、追加変更の可能性あり

※国の分析内容

対 象	高度急性期・急性期病床を有する公立・公的医療機関（精神病院を除く一般病院）
分 析	2次医療圏域ごとに、以下の視点で再検証の対象となる医療機関を抽出 <ul style="list-style-type: none"> ・9領域（がん・心疾患・脳卒中・救急・小児・周産期・災害・へき地・研修派遣機能）で、特に診療実績が少ない ・上記のうち6領域で、類似の診療実績を有し、かつ近接（車で20分以内）

(3) 公立病院に対する交付税措置の拡充

【総務】

① 基準内繰出金に対する地方交付税措置の充実

- ・地方自治体による病院事業への基準内繰出金に対する地方交付税措置を充実すること

【国制度の問題点】

- ・公立病院が担う小児医療、救急医療、へき地医療、高度医療等不採算部門などに配慮し交付税措置されているものの、自治体による病院事業への基準内繰出額と交付税措置額が乖離している。

[兵庫県立病院決算における基準内繰出額と交付税措置額の乖離状況 (R2)]

基準内繰出額	交付税措置額	差額
23,420,525千円	6,854,577千円（兵庫県試算）	▲16,565,948千円

② 再編ネットワーク化により不要となる既存病院等施設の除却等に対する地方財政措置の充実

- ・再編ネットワーク化に伴い不要となる既存病院等施設の除却等に要する経費を新病院の整備に要する経費等と同様に病院事業債（特別分）の対象とすること

(4) 看護師等養成に関する支援の充実**【厚労】****① 新人看護職員臨床研修の義務化**

- ・看護職員の一定の質を確保できるよう、病院の開設者等の努力義務とされている新人看護職員臨床研修を義務化すること

② 看護師等養成に関する財政支援の充実**ア 地域医療介護確保基金の所要額の措置**

- ・地域医療介護総合確保基金について、地域医療構想の達成に向けた基盤整備事業に対する措置額の重点化に伴い、当該基金を活用している看護師等養成所の運営に支障が生じないよう所要額を措置すること

イ 訪問看護師の養成に対する財政措置の実施

- ・今後需要の増加が見込まれる在宅医療ニーズに対応するため、訪問看護師の養成に対する財政措置を講じること

③ 診療報酬制度における看護職員等の待遇改善措置の充実**ア 対象となる医療機関の要件緩和**

- 新**・「看護職員等待遇改善事業」の対象は、救急搬送件数200件/年以上等を満たす医療機関に限定されているが、精神科救急医療機関や他のコロナ患者受入医療機関へ看護師等を派遣する医療機関も対象となるよう、要件を緩和すること

【国制度の問題点】

- ・精神科救急情報センターの助言に基づく自家用車等での救急搬送は上記救急搬送件数の対象外であり、精神科救急医療機関は要件を満たすことが困難である。
- ・当該待遇改善は、コロナ対応等の最前線で働く看護職員の収入の引上げが目的とされているが、コロナ患者受入医療機関へ看護師等を派遣している医療機関もコロナ医療の重要な役割を担っているにも関わらず、要件を満たさない医療機関の場合対象にならない。

イ 対象職種の追加

- 新**・医療機関はチーム医療で対応しており、すべての職種が関わっているため、診療報酬改定を含め、全体的な待遇改善につながる仕組みとすること

ウ 診療報酬改定に関する方針の早期提示

- 新**・準備期間確保のため、診療報酬改定における令和4年10月以降の待遇改善の仕組みを早期に示すこと。

(5) 医療保険制度の安定運営

【厚労】

① 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等

- 分立している医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を有する国を保険者とすること

【国制度の問題点】

- 加入者の年齢構成、医療費水準、所得水準が制度間で異なることから、保険料負担に差がある。特に国保は、構造的課題(高齢者が多く医療費が高い、低所得者が多く保険料負担が重い)を抱えている。

[分立する医療保険制度]

(令和2年3月時点)

区分	加入者	加入者数 (万人)	加入者一人当たり					公費負担
			平均年齢 (歳)	平均所得 (万円)①	平均保険料 (万円)②	負担率(%) ②/①		
市町村 国保	75歳未満の職域 保険に属さない 人	2,660	53.6	86	8.9	10.3%	給付費等の50% +保険料軽減等	
協会 けんぽ	中小企業の従業 員とその被扶養 者	4,044	38.1	159	11.9	7.4%	給付費等の16.4%	
健保 組合	大企業の従業員 とその被扶養者	2,884	35.2	227	13.2	5.8%	後期高齢者支援金等の負 担が重い保険者等へ補助	
共済 組合	公務員などとそ の被扶養者	854	32.9	248	14.4	5.8%	—	

② 国民健康保険の都道府県単位化への対応

- 毎年3,400億円の公費拡充を確実に実施するとともに、将来の医療費の増加に対応できる財政基盤の確立を図るための財政措置を講じること

【国制度の問題点】

- 都道府県は、毎年3,400億円の公費拡充を条件として国保改革に合意し、財政運営を引き受けることとした経緯を踏まえ、公費拡充を確実に実施すべき。

[国の3,400億円の財政支援の概要]

H27から実施 (毎年約1,700億円)	・低所得者対策の強化
H30から実施 (毎年約1,700億円)	※ H27分に加えて実施 ⇒ 合わせて3,400億円 ・財政調整機能の強化(財政調整交付金の実質的増額) ※うち激変緩和用の財源(暫定措置) : ①300億円、②250億円、R2:200億円、R3:150億円 ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応 ・保険者努力支援制度(医療費の適正化に向けた取組等に対する支援) ・財政リスクの分散、軽減方策(財政安定化基金の創設、高額医療費への対応等) 等

③ 医療費の自己負担に対する国費助成制度の創設

ア 国による助成制度の創設

- 全都道府県が単独で実施している障害者(児)、子ども、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を国において早期に制度化すること
- 国による制度化までの間は、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

【現行の問題点】

- 重度心身障害者(児)、子ども、ひとり親家庭等への医療費助成は、セーフティネットとして必要不可欠であるにもかかわらず、地方が単独で実施しているため、サービス水準に差が生じている。

イ 国民健康保険の国庫負担金減額調整措置の廃止

- 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え実施している、国民健康保険国庫負担金の未就学児以外の者に対する減額調整措置を廃止すること

【提案の背景】

- ・H30年度から未就学児に対する助成への国庫負担金減額調整措置が廃止されたが、未就学児以外の者についても減額調整措置を廃止するべきである。

<本県の減額額（令和2年度）>

約22億円（未就学児に対する減額分を除く）

④ 後期高齢者医療制度の改善

ア 後期高齢者支援金の負担における総報酬割の導入

- ・後期高齢者支援金について、加入者の所得に応じて按分する「総報酬割」を市町村国保も含めて導入すること

【国制度の問題点】

- ・国保は高齢・低所得の被保険者が多く、被保険者数に比して負担能力が小さいが、被用者保険との加入者割となっており、負担能力の違いが考慮されていない。（被用者保険内は、総報酬割へ移行済み(H29)）

イ 保険料算定の個人単位から世帯単位への変更

- ・保険料の算定を世帯単位に変更し、世帯主又は扶養者が負担する制度へ改めること

【国制度の問題点】

- ・国民健康保険や被用者保険の保険料は世帯主や扶養者に賦課されているが、後期高齢者医療制度に加入した場合、個人単位に賦課されるため、それまで保険料負担のなかった国民健康保険の世帯員や被用者保険の被扶養者も保険料を負担することとなり、制度として一貫性を欠いている。

ウ 後期高齢者の健康診査事業の義務化

- ・後期高齢者医療広域連合の努力義務である後期高齢者の健康診査について、各医療保険者が実施している特定健診（40～74歳）と同様に義務化すること

【国制度の問題点】

- ・疾病の早期発見のためには、年齢を問わず健康診査が重要であるにもかかわらず、現行制度では75歳以降は保険者の努力義務とされており、75歳以降の健診受診率の低下を招いている。

(6) ドクターへりの安定的な運航体制の確保

【厚労】

① 予算の確保

- ・ドクターへり関係の予算を確保すること

【国制度の問題点】

- ・医療提供体制推進事業費補助事業補助金については、近年交付率が70%程度という状況である。
- ・ドクターへりは医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことで、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げているため、安定的な運航体制を維持する必要がある。

② 補助基準額の引上げ

- ・陸路搬送に時間要する山間部や離島を対象として広域的な運航を行う場合には、運航実績に応じた補助基準額の引上げを行うこと

【国制度の問題点】

- ・豊岡病院ドクターへりは、山間部で3次救急医療を担う病院が少ない地域において、重症・重篤患者に対応しているため、都市部を運航範囲とするへり等と比較すると運航件数が格段に多い。
- ・そのため、国庫補助のほか、運航時間が一定時間を超える場合における燃料費及び整備費は、共同運航している3府県により追加措置している。

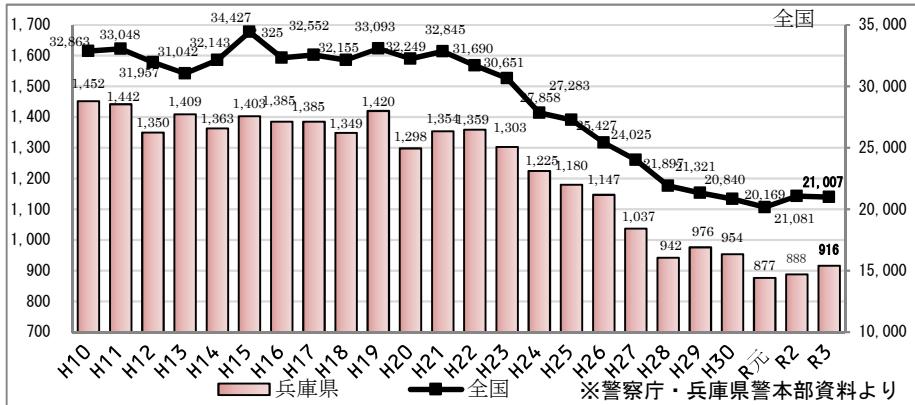
[R2年度運航実績]

豊岡病院ドクターへり 1,812件（全国平均〔通年稼働へリ53機〕 481件）

(7) 自殺対策の充実強化

【厚労】

[県内の自殺者数の推移]



自殺対策の推進により兵庫県内の自殺者数は5年連続1,000人を下回った。一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「自殺のない社会」を目指し、改正自殺対策基本法のもと総合的な対策を推進する。

① 地域における自殺対策の充実強化

- ・地域自殺対策強化交付金の平成27年度からの補助率変更（例：40歳未満の若年層対策事業10/10→⑧2/3）により増大した地方負担を軽減すること
- ・対象年齢層による補助率の区分設定を廃止し、自由度の高い交付金とすること
- ・様式の簡素化など交付金の申請にかかる自治体の事務負担の軽減を図ること

② うつ病対策強化への支援

- ・従業員50人未満の定期健康診断や特定健診においてもストレス検査を義務化すること

【提案の背景】

- ・平成27年12月から従業員50人以上の事業所には定期健康診断時のストレス検査が義務化された。

(8) 予防接種の充実

【厚労】

① 定期予防接種の拡充

ア 十分な財源措置

- ・定期予防接種について国において十分な財源措置を行うこと

【提案の背景】

- ・平成25年度にA類疾病（風しん、はしか、結核など主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点。本人に努力義務。接種勧奨有り）に対する地方交付税措置が2～3割程度から9割に引き上げられたが、定期予防接種の種類の追加により、自治体の財政負担が大きくなっている。

イ 対象疾病の拡大

- ・おたふくかぜを早期に定期予防接種化すること

【国の検討状況】

- ・広く接種を促進することが望ましいとされた7つの疾病のうち残されたおたふくかぜの定期接種化については、引き続き、厚生科学審議会の小委員会で検討が行われている。

② 任意の予防接種への財源措置

- ・インフルエンザなどの感染症の流行状況に対応した成人及び小児に対する任意の予防接種への国の財源措置を行うこと

③ ワクチンの確保

- ・定期予防接種及び感染症対策に必要となるワクチンについて、国において、十分な量

を供給できる体制を確保すること

【国制度の問題点】

- ・ここ数年、ワクチン製造業者等の被災、行政処分などの理由により、一部ワクチンの出荷調整、医療機関への納品遅延が続いている、医療現場に混乱を生じている。
- ・国は、都道府県や卸業者にワクチンの偏在解消などの指示を通達してきているが、全国的にワクチンが不足している状況では、都道府県における対策・調整では根本的な解決は不可能である。

【ワクチン不足の過去の例】

平成27年10月	北里第一三共ワクチン㈱が製造する麻しん・風しん混合ワクチンの力価低下が判明し回収
平成28年1月	一般財団法人化学及血清療法研究所(以下「化血研」という。)の行政処分によるワクチン(インフルエンザ、四種混合、B型肝炎、日本脳炎、A型肝炎、狂犬病)の一時出荷停止
平成28年4月	熊本地震により化血研が被災し、一部ワクチンの製造・供給が停止。特に、日本脳炎、B型肝炎ワクチンの製造ラインが甚大な被害
平成28年9月～平成29年3月	麻しん・風しん混合ワクチンの供給不足により医療機関が混乱。県において供給調整を実施
平成29年度	日本脳炎ワクチンのうち化血研製剤が市場から欠品
令和元年度	季節性インフルエンザワクチンの不足
令和2年度	B型肝炎ワクチン(ヘプタバックス)の欠品
	日本脳炎ワクチン(ジェービックV)の製造一時停止

(4) 骨髄移植後等の医療により免疫を失った者に対する再接種の制度化

- ・20歳未満の者が、定期接種を受けた後に、小児がん等の治療で造血細胞移植等の医療行為により免疫を失った場合の再接種について、予防接種法に基づく救済措置の対象とすること

【国制度の問題点】

- ・定期接種を受けた後に医療行為により免疫を失った場合、感染症のまん延防止と個人の感染予防の観点から再接種が必要であるが、予防接種法に再接種規定がなく、全額自費負担となっている。
- ・本県における1年間の造血細胞移植者約237名(過去5年間平均…①)のうち対象者は約28名(①に全国の過去5年間平均の造血細胞移植者のうち20歳未満の者の割合を乗じて算出)となる。(積算数値は(一社)日本造血細胞移植データセンターより)

【兵庫県 骨髄移植後等の予防接種の再接種に対する助成事業】(令和元年度新規事業)

対象者	小児がん治療での骨髄移植等により予防接種によって獲得した免疫が消失した者で、定期予防接種(A類疾病)の再接種を行う20歳未満の者
実施主体	市町
負担割合	県1/2、市町1/2
一部負担金	自己負担1割
所得制限	市町村民税所得割23.5万円未満

(9) がん対策の推進

【厚労】

① がん検診受診率向上対策の強化

- ・「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」について、全額国庫負担(平成22年度から10/10→1/2に見直された)とした上で継続実施すること
- ・子宮頸がん・乳がん検診の初年度の受診対象者(子宮頸がん検診:20歳、乳がん検診:40歳)だけでなく、特定年齢(5歳刻み)のすべての者を助成の対象とすること
- ・子宮頸がん・乳がん検診だけでなく、大腸がん検診も助成の対象とすること

[「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の概要]	
実施主体	市区町村
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん検診について、個別の受診勧奨・再勧奨と精密検査未受診者に対する受診再勧奨 ・子宮頸がん(20歳)・乳がん検診(40歳)のクーポン券と検診手帳を配付
補助率	1/2

② 粒子線治療の推進

ア 医療保険が適用される症例の拡充

- 医療保険が適用される粒子線治療の症例を拡充すること

【国制度の問題点】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・粒子線治療は身体への負担が少なく治療効果も高いが、治療費が高額で、患者の経済的理由で治療を断念せざるを得ない場合がある。(下記以外の症例は先進医療(全額自己負担)を継続)

[粒子線治療の一部症例に対する保険適用の対象拡大の状況]	
H28. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がん(固形悪性腫瘍)に対する陽子線治療 ・切除非適応の骨軟部腫瘍に対する重粒子線治療
H30. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・切除非適応の骨軟部腫瘍に対する陽子線治療 ・頭頸部悪性腫瘍(口腔・咽喉頭の扁平上皮がんを除く)に対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・前立腺がん(転移を有するものを除く)に対する陽子線治療及び重粒子線治療
R4. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・長径4cm以上の肝細胞がんに対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・肝内胆管がんに対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・局所進行性膀胱がんに対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・手術後に局所再発した大腸がんに対する陽子線治療及び重粒子線治療 ・局所進行性子宮頸部腺がんに対する重粒子線治療 <p>※いずれも手術による根治的な治療法が困難なもの</p>

イ 医療保険適用料金の適正な水準への引上げ

- 医療保険が適用される粒子線治療の治療料について、適正な水準に引き上げること

【国制度の問題点】							
	<ul style="list-style-type: none"> ・保険適用の治療料が先進医療で粒子線治療を実施する施設の治療料より低額のため、減収となる。 						
[料金の乖離の状況]							
保険適用分の治療料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>乖離の状況</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前立腺がん</td><td>最大1,600千円 ※ 全国平均と1,370千円の差</td></tr> <tr> <td>その他の</td><td>最大2,375千円 ※ 全国平均と595千円の差</td></tr> </tbody> </table>	区分	乖離の状況	前立腺がん	最大1,600千円 ※ 全国平均と1,370千円の差	その他の	最大2,375千円 ※ 全国平均と595千円の差
区分	乖離の状況						
前立腺がん	最大1,600千円 ※ 全国平均と1,370千円の差						
その他の	最大2,375千円 ※ 全国平均と595千円の差						
既実施施設の治療料	全国平均: 2,970千円(本県含む25施設)、本県: 2,883千円						

③ 若年の末期がん患者に対する在宅ケアへの支援

- 介護保険の対象とならない40歳未満の末期がん患者が訪問介護サービスを利用する際の費用に対して助成する制度を創設すること

④ がん患者のアピアランスケアへの支援

- 治療の影響で外見が変化したがん患者が社会復帰のため補正具等を購入する際の費用に対して助成する制度を創設すること

(10) 難病等の高額の医療費の負担軽減等

【厚労】

① 難病制度の円滑な制度運用等

ア 患者等の負担の軽減

- 難病制度の見直しについて、制度の抜本的な見直しや患者等の負担軽減策を講じること
 - 制度の見直し(自己負担上限額区分決定の簡素化、高額療養費所得区分記載の廃止、受給者証の有効期間の延長)

○ 費用負担軽減（低所得者、重症患者への自己負担額無料化の継続）

【国制度の問題点】

- ・ 国の対応方針では、介護保険証の写しが申請時の添付書類から削減されたのみで、他の提案は措置されていない。重症患者への自己負担額無料化の継続は検討対象とされていない。

【平成28年度に行われた見直しの概要】（平成28年12月27日健難発1227第1号厚労省健康局難病対策課長通知）

- ・ 住民票、介護保険証の写し等の申請時の添付書類の削減
→ 住民票：削減しない 介護保険証の写し：本通知の発出日以降、削減
- ・ 医療保険の所得区分等の医療受給者証への記載の廃止
→ 医療保険の所得区分：廃止しない
- ・ 支給認定の有効期間の延長 → 延長は行わない

【平成30年の地方からの提案等に関する対応方針の概要】（令和2年12月18日閣議決定）

指定難病の医療費助成制度の事務手続における高額療養費制度の所得区分の保険者への確認等について、医療受給者証への当該区分の記載の廃止及びマイナンバー制度における情報連携を活用した当該区分の確認等による事務の簡素化について検討 → 令和5年度までに見直しや通知改正等の必要な措置を講じる。

イ 人件費等への財源措置

- ・ 義務的経費として国庫負担（国1/2）とされた医療費と同様に、制度の実施に伴い必要となる人件費等経費についても、費用負担が生じないよう財源措置を行うこと

② 難治性疾患対策の充実

- ・ 関節リウマチ等、治療が長期にわたり、高額な医療費負担が生じる疾病について、人工透析患者等と同様、健康保険の高額療養費制度において年間負担上限額を設定して自己負担軽減を図るなどの支援を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 関節リウマチ等は、難病法の「指定難病」の対象となっていないが、その症状、進行など疾患の特性から治療が長期にわたる。例えば、関節リウマチへのレミケード点滴治療等は、長期にわたり高額な療養費が必要となる。〔2ヶ月に1回6万円、年間36万円程度の患者負担が長期にわたり必要〕
- ・ 現行の高額療養費制度は、患者の所得に応じて1か月単位に医療費の負担限度額が定められている〔70歳未満、年収約370～約770万円の方の場合 80,100円+（医療費-267,000円）×1%〕ため、限度額未満で長期に治療費が必要な場合には制度の適用が受けられない。

重点(11) 不妊治療等に関する経済的負担の軽減

【厚労】

- ・ 不妊治療及び不育症治療において、現在保険適用外の検査や治療の費用についても、保険適用若しくは国庫補助制度を創設するなど経済的負担の軽減を図ること

<市町と協調して保険適用外の一般的な検査費用等に対する支援を県独自に実施>

区分	不妊治療	不育症治療
助成額	検査費用の7/10（自己負担3割）	検査費用の7/10（自己負担3割） 治療費用の1/2（自己負担5割）
所得制限	夫婦合算した前年の所得額400万円未満	
対象検査（保険適用外）	甲状腺機能検査、抗精子抗体(ASA)検査 感染症検査、血液型検査	夫婦染色体検査、抗リン脂質抗体検査 血栓性素因スクリーニング(凝固因子検査)
対象治療（保険適用外）	—	ヘパリン療法、アスピリン療法

(12) 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）の運営支援

【厚労】

- ・ 結核指定医療機関（結核モデル病床含む）への運営費支援を行うこと
- ・ 結核指定医療機関における結核専門医の養成体制を確立すること

【提案の背景】

- ・ 経年的に結核患者が減少していることから、結核の病床をもつ感染症指定医療機関では、結核病床が不採算部門となっているため病床の維持が困難となっている。

- ・ 国立病院機構を含む結核指定医療機関において結核診療の専門医師の確保が困難となっている。

(13) 造血幹細胞移植推進事業の充実

【厚労】

① 骨髄移植ドナーに対する支援の充実

- ・ 企業等に以下のような支援策を講じるとともに、国民への啓発を一層推進すること
 - ドナー休暇制度の導入を促す優遇措置
 - 休業補償の創設 等

【提案の背景】

- ・ 法律により、骨髄等の提供は任意のボランティアにより行われているが、実際に骨髄提供を行うためには延べ10日程度の通院や入院が必要であり、ドナーの負担が大きい。
- ・ そのため、ドナーの都合で骨髄提供に至らないケースが生じており、登録患者の96%に適合するドナーが見つかるにも関わらず、移植を受けられる患者は約6割に止まっている。

② 脘帯血供給事業に対する支援の充実

ア 脘帯血移植対策事業補助金の拡充

- ・ 脘帯血採取の妊婦の同意取得に関する説明員の研修・人件費を補助対象とすること
- ・ 脘帯血採取に関する採取委託医療機関への謝金の範囲を、移植のために公開されたものに限定せず、採取されたものすべてを対象にすること

イ 都道府県が行う啓発等の費用の国による負担

- ・ 脘帯血バンク又は都道府県が行う臍帯血提供・供給を啓発・推進するための費用について国が負担すること

【提案の背景】

- ・ 妊婦に臍帯血採取の説明等に時間を要し、同意取得する前に出産してしまい、採取できないケースがあるため専門の説明員の養成が必要である。
- ・ 国の謝金対象は、採取された臍帯血のうち、多くの基準を満たしたもの（例えば、移植のために公開されたものなど）のみであり、お産医療機関が臍帯血採取等しても基準を満たさなかつた場合には、経費の支払がない。臍帯血移植の推進には、臍帯血採取件数の増加が重要であることから、お産医療機関の取組を継続させるための対策が必要である。
- ・ 移植に関する国民の理解の増進や情報提供は国の責務であることから、臍帯血バンク又はバンクが所在する都道府県が実施する啓発費用は国が負担すべきである。

(14) 改正健康増進法による受動喫煙防止対策の円滑な実施

【厚労】

① 円滑な実施に向けた周知等

- ・ 国の責任において、国民への周知はもとより、関係団体との調整を踏まえ、円滑な実施に努めること
- ・ ニコチン依存症患者が入院中から禁煙治療を開始できるようにするなど、禁煙治療に関する診療報酬の改定を検討すること

② 制度運用における技術的・財政的支援

- ・ 都道府県・保健所設置市区に過度な事務負担が生じることがないよう、実際の制度運用における技術的及び財政的支援を行うこと

【提案の背景】

- ・ 実際の制度運用が、地域差なく円滑に行われるためには、職員体制の整備等に対する十分な財政支援が行われるとともに、標準的な運用基準を示す等の技術的な支援が不可欠である。

(15) 認知症施策の充実強化

【厚労】

① 認知症早期発見・早期診断者への支援強化

- ・認知症施策推進大綱の基本的な考え方として示されている予防について、「発症を遅らせ」「進行を緩やかにする」エビデンスの検証・普及に努めること
- ・特定健診の項目に認知症の評価項目を入れるなど軽度認知障害(MCI)等を早期発見するための仕組みや、早期診断された方の発症を遅らせる予防プログラムの開発、医療体制整備など、支援体制を構築すること

【提案の背景】

- ・認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分で、早期発見されたMCIの方への支援方法や体制が確立されていない。
- ・早期発見された本人・家族の不安軽減、認知症進行の予防、将来的な介護保険等制度活用に向けた備えができるなど、認知症(MCI)と診断されても安心した暮らしを続けていくためには、早期発見の仕組みづくり、予防プログラムの開発、医療相談体制等を国として整備する必要がある。

② 認知症の人による事故に起因する損害への賠償制度の創設

- ・認知症の人や家族が安心して暮らせるために、損害賠償責任に関する法整備や公的救済システムを構築すること

③ グループホームの補足給付の対象化

- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を補足給付の対象にすること

【国制度の問題点】

- ・グループホームは居宅介護サービスであるとの位置づけから、補足給付※の対象外となっている。
※「施設サービス(特養等)」及び「居宅サービスの一部(短期入所サービス等)」を利用する低所得者に対し、保険給付の対象外となる居住費及び食費の一定額(上限：月額7万円)を介護報酬で補足。
- ・低所得者がグループホームを利用したくても、家賃や食事代(都部で月額計10万円程度)の負担により事实上利用が困難であり、特養が低所得者在宅生活が困難な認知症高齢者の受け皿となっている。
＜充足率＞特養98%、グループホーム96% [2割負担の入所者の割合] 特養4.8%、グループホーム10.1%
※H27年8月に一定所得以上の者の自己負担が1割から2割に引き上げられた。
※H30年8月に自己負担が2割の者のうち、一定所得以上の者の負担が3割に引き上げられた。

重点 (16) ヤングケアラー支援体制の構築

【厚労】

① ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上

- 新**・ヤングケアラーの気持ちに寄り添った広報・啓発による社会的認知度及び社会全体で支援する機運の向上を図ること

② ヤングケアラーへの支援の充実

- 新**・県内全市町での相談窓口設置及び支援体制の構築、支援者等研修、当事者等交流事業(ピアサポート)、実態調査等の取り組みに対し、財政面を含めた支援を充実すること

- 新**・家事等に対して不安・負担を抱えたヤングケアラーに対する訪問等による家事支援などの財政的な支援を充実すること

【提案の背景】

- ・本県実施の福祉機関実態調査(令和3年度)において、支援が必要なヤングケアラーが多数存在することが判明しており、県相談窓口の設置等の支援体制の構築を図っているところであるが、さらなる支援に向けて社会的認知度の向上、支援体制の充実、財政支援の強化が必要。

重点 (17) 課題を抱える妊婦等への支援の充実

【厚労】

- 新**・予期しない妊娠等により課題を抱える妊産婦が取り残されることがないよう、相談窓口の設置、住居確保、見守り、就労斡旋など、各種取組に対して支援を行うこと

<本県が実施している「特定妊婦等居場所確保・自立支援事業」の概要>

予期せぬ妊娠など支援の必要性が高い妊産婦を受け入れる場所を確保し、産前産後の心理的ケアや保健指導、生活相談を行うとともに、自立に向け、県営住宅・民間住宅等をステップハウスとして見守りを含めた支援や就労支援を継続して実施

4 高齢者支援の充実

(1) 介護保険制度の見直し 【厚労】

① 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（都道府県分）の該当状況の適正な審査

- 都道府県の取組に関する評価指標に基づく評価については、都道府県による評価をそのまま認定することなく、取組の質や量、その効果等を国においても適正かつ公正に審査・確認した上で評価結果を確定し、交付金を交付すること
- 評価結果の公表にあたっては、点数の多寡のみにより都道府県の地域包括ケアシステムの構築状況がそのまま評価されることのないよう、十分配慮すること

【提案の背景】

- 介護保険法改正に伴い、平成30年度から、国は市町村及び都道府県に対して、自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するための新たな交付金制度を創設し、結果の公表と財政的インセンティブ付与が制度化されたことから、その適正な執行が必要である。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の確保

【厚労】

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域のニーズに十分に対応できる地域医療介護総合確保基金の額の確保と制度の拡充、地域の実情に応じた柔軟な活用ができる制度への見直しなど、医療・介護の連携強化に向けた取組を支援するとともに財源を十分確保すること
 - 広域型特養の整備等への充当を可能とするなど対象施設を拡充すること
 - 国が定めた事業区分間の弹力的な運用を可能とすること
 - 地域の創意工夫が可能となるよう事業要件を弾力化するとともに財源を十分確保すること

【提案の背景】

- 対象施設が地域密着型施設の整備に限定されており、広域型特養などの需要の高い施設への整備が対象となっていない。
- 「地域医療構想の達成に向けた施設・設備の整備」、「在宅医療の推進」、「医療従事者の確保」の区分間の弹力的な運用が認められていない。
- 基金の使途が国の要領に示されている36事業に限定されており、地域の創意工夫が生かされない。例えば、以下は基金事業の趣旨には合致するが、メニューにないため、県単独で実施している。
 - 定期巡回・随時対応サービス充実支援事業（サービス参入に要する経費を支援）
 - 介護老人保健施設における在宅復帰支援機能強化事業（老健の在宅復帰機能強化を支援）

(3) 介護サービス・生活支援サービス等の充実

【厚労、国交】

① 定期巡回・随時対応サービス及び看護小規模多機能型居宅介護サービスへの参入促進

ア 報酬の引き上げ等

- 定期巡回・随時対応サービスや看護小規模多機能型居宅介護サービスの報酬について、事業者の参入が促進される水準となるよう、さらに引き上げること
- 定期巡回・随時対応サービスの看護分の報酬の引上げに際しては、一般の訪問看護サービスとの報酬単価差を解消又は縮小すること

【国制度の問題点】

- 訪問看護の訪問回数が4回以上(要介護5は5回以上)になると、「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「単独の訪問看護」の介護報酬を下回るため【下表参照】、4回(又は5回)以上の訪問が必要な場合でも、連携先の訪問看護事業所の多くは、収入赤字を回避するため3回(又は4回)以内の回数の訪問に止めており、真に必要な訪問回数が確保されない報酬体系。

【報酬単価差】定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスとの報酬単価差

介護報酬比較(30分以上1時間未満の場合)

<要介護1～4>

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般的訪問看護	差額
3	29,540	24,630	4,910
4		32,840	△3,300
5		41,050	△11,510
6		49,260	△19,720

<要介護5>

訪問回数	定期巡回の訪問看護	一般的訪問看護	差額
3	37,540	24,630	12,910
4		32,840	4,700
5		41,050	△3,510
6		49,260	△11,720

イ 定期巡回・随時対応サービスにおける2名訪問に対する加算の創設

- 定期巡回・随時対応サービスにおいても、2名以上で訪問した場合に、訪問介護や訪問看護と同様の報酬加算制度を創設すること

【国制度の問題点】

- 訪問看護事業者・訪問介護事業者による2名以上の訪問した場合で、利用者又は家族等の同意した場合は報酬が加算されるが、定期巡回・随時対応サービス事業者は、報酬加算の制度なし。

<加算額>○訪問看護(所要時間30分未満の場合)：2,540円/回

○訪問介護(身体介護が中心で、所要時間20分以上30分未満の場合)：2,500円/回

② 生活支援体制整備事業における交付金単価の見直し

- 生活支援体制整備事業における交付金単価(400万円：第2層(日常生活圏域毎))については、資質のある生活支援コーディネーターを新規配置の上、地域に根ざした様々な支援活動を実施するため、第1層(市町村単位)の単価(800万円)を踏まえた単価の引き上げを行うこと

【国制度の問題点】

- 地域づくりに重要な役割を担う生活支援コーディネーターを各日常生活圏域に配置しなければならないとされているが、現行の単価においては、特に郡部において適切な人材の確保が困難である。

③ 加齢性難聴者の支援の充実

- 加齢性難聴者について、補聴器の購入支援の充実を図ること

【提案の背景】

- 高齢者の生活支援ニーズが多様化していることに加え、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)・認知症対策推進大綱において、難聴は認知症の危険因子の一つとされていることから、加齢性難聴者の補聴器購入支援の充実を図る必要がある。

(4) 介護人材の確保・定着

【厚労】

① 適切な介護報酬の改定

- 介護報酬改定に当たっては、人材確保のための処遇改善等、介護施設における介護ロボット等の導入促進等の観点を含め、実態を踏まえた適切な改定を行うこと

【国制度の問題点】

- 処遇改善：他産業との給与水準の格差が10万円程度あるため(次項参照)、格差解消が不可欠
介護ロボット等の導入：介護施設における介護ロボットの導入率が15%程度の状況を踏まえ、介護ロボット導入に伴う業務の効率化を図る際の加算の充実等が必要
訪問介護員の土日祝日加算：訪問介護事業所は、法定休日の勤務が生じた場合、割増賃金を支払っているが、医療機関のように休日加算の算定がなく、事業所負担となっているため、土日祝日の加算が必要。

② 処遇改善加算制度の拡充等

- ・他産業との給与水準の格差縮小に向けた処遇改善加算制度の拡充など、公的価格検討委員会の対象とならなかった介護支援専門員を含む介護職員の確保・定着に向けた処遇改善に継続して取り組むこと

【全産業】公的価格の制度について（第204回社会保障審議会、令和2年賃金構造基本統計調査）出典：厚生労働省】

【介護職員】令和3年度介護従事者処遇状況等調査結果の概要(案)（第34回介護給付費分科会）出典：厚生労働省】

	勤続年数	賞与込給与
全産業(令和2年)	11.9年	352千円
介護職員 (令和3年9月)	8.7年	316千円

介護職員は、他の産業と比べて勤続年数は短く、賞与込み給与も低い状況となっている。

③ 訪問看護・訪問介護の訪問時の安全確保の充実

- ・利用者からの暴力行為に対応するために行う、訪問介護事業者・訪問看護事業者による2名以上の訪問については、利用者又は家族等の同意が得られた場合に限り報酬の加算が行われるが、同意が得られない場合であっても、市町がその必要性を認めるときには報酬の加算が可能となるよう、利用者等の同意に係る加算要件を緩和すること
- ・また、利用者への虐待防止と合わせ、訪問介護等の訪問時の権利侵害の未然防止を図る取組についても基準省令において規定するなど、必要な措置を行うこと

【国制度の問題点】

- ・利用者からの暴力行為に対しては、訪問看護師・介護員が複数で訪問する必要があるが、介護報酬上の加算を受けるための要件である「利用者又は家族等からの同意」が必須条件。
- ・今回の介護報酬改定において、ハラスマント対策については基準省令において規定されたが、カスタマーハラスマント対策については、通知において事業所等での取組を推奨する段階にとどまっている。

【本県が実施している「訪問看護師・訪問介護員の安定確保・離職防止対策」の概要】

- 安全確保対策：暴力行為からの安全確保のため、2人以上の訪問が必要なケースで、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合に、加算相当額の一部を補助
- 安定確保・離職防止対策：マニュアル等の作成、研修会の実施、相談窓口の設置
- ハラスマント対策：2人訪問ができる体制確保が困難な場合、警備会社委託の初期費用の一部を補助

④ キャリアアップに対する支援の充実

- ・キャリアアップを支援するための仕組みを充実すること（例：研修修了者の配置に対する介護報酬の加算の拡充）

⑤ 介護職の外国人技能実習制度の円滑な運用

- ・実習生の送出し国において計画的、効果的な日本語教育が実施されるよう、日本語教室の実施や日本語教師の派遣などの支援を行うこと
- ・技能実習生の日本語のレベルアップを図り、一日も早く介護現場になじめるよう必要な支援を充実すること（外国人介護人材受入環境整備事業の拡充）

【国制度の問題点】

- ・送出し国においては、日本語教師が少なく、日本語学習の機会が限られている。
- ・日本語能力が低いまま、介護業務に従事している実習生が多数である現状から、業務と平行して、計画的、効果的な日本語教育の支援が必要である。

⑥ 介護職のイメージアップ戦略の展開

- ・介護業界のイメージ転換を図るため「介護のしごと魅力発信等事業」においてマスコミ等を一層活用し、効果的な広報を展開すること

(5) 音楽療法士の公的資格としての位置付け

【厚労】

- ・音楽療法士について、医療・福祉資格として統一的な資格制度を創設すること

【提案の背景】

- ・民間団体や一部の大学等が独自の資格制度を設けており、その数も限定されているほか、技術レベルも平準化されていないことから、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等と同様に、医療・福祉資格として統一的基準を設けて質の高い音楽療法を提供できる資格制度が必要である。

[音楽療法士の資格制度の状況（平成31年3月末現在）] ※兵庫県のみ令和3年3月末現在

○音楽療法士(兵庫県)413名 (日本音楽療法学会)3,259名 (岐阜県)814名 (奈良市)15名 (桑名市)28名

5 ユニバーサル社会づくり

(1) 障害者福祉制度の円滑な運営への支援

【内閣府、厚労】

① 障害者差別解消法の運用に要する経費への財源措置

- ・障害者差別解消法の施行に要する財源（相談窓口、事前の改善措置、地域協議会の運営等）を措置すること

【国制度の問題点】

- ・法の趣旨に基づき、都道府県等では地域協議会の設置・運営が事実上の努力義務となっているほか、行政機関及び事業者には、障害者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止等が課されているが、財政上の措置がない。

② 救済機関の設置

- ・障害者差別の実効的な解決を図るために救済機関を設置すること

【国制度の問題点】

- ・障害者差別解消法では、差別的行為の取消や無効化まで踏み込んだ実効的な解決手段が提示されていない。
- ・不当な差別的取り扱い等を判断する具体的な基準が不明確で、事業者等に混乱を与えていた。
- ・救済機関の設置は障害者差別事案に関して具体的な解決に向けた対応に資する。

(2) 障害者の安心につながる具体的な制度改革

【厚労】

① 利用者負担の軽減等

ア 利用者負担の軽減

i) グループホームの家賃補助の増額

- ・グループホーム入居者の家賃補助の上限額（月額10,000円）について、平均家賃（月額31,000円）まで増額すること

[県単独の家賃に対する上乗せ補助]

- ・国の家賃補助額（上限10,000円）が十分でなく、利用者負担が大きいことから、国の家賃補助の上限（10,000円）を超える分について県単独補助を実施（上限15,000円）している。

イ 補聴器購入助成制度の創設

- ・身障者手帳交付対象外の軽度・中度難聴児への補聴器購入助成制度を創設すること

【提案の背景】

- ・児童の健全な言語コミュニケーション能力のために児童期の補聴器装用は必要不可欠であり、補助制度が創設されることによって軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発達を促進する。

ウ 精神障害者への交通運賃割引制度の適用の働きかけ

- 精神障害者にも交通運賃割引制度の適用されるよう、公共交通事業者に対して適切な措置を講じるよう働きかけを行うこと

【提案の背景】

- JRや大手民営鉄道等の公共交通機関における統一的な運賃割引制度について、身体障害者及び知的障害者は適用されるが、精神障害者は除外されている。

② 財政支援の充実

ア 社会福祉施設等施設整備費の国庫補助財源の確保

- 障害福祉計画の目標が達成できるよう、都道府県から協議のあった障害福祉サービス事業所等整備費の要望額どおりの予算を確保すること。また、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること。

【提案の背景】

- 例年、協議額どおりの内示が得られていない。

【国予算の状況】

区分	(単位：億円)						
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
当初	26	70	71	72	195	174	48
補正	60	118	80	50	83	82	—
計	86	188	151	122	278	256	48

【本県の内示状況】

区分	(単位：億円)											
	H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年度		R3年度	
協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示	協議	内示	
当初	4.4	1.2	8.9	0.2	9.2	3.2	11.5	8.1	6.0	5.6	5.8	0.4
補正	3.8	3.8	5.5	2.1	6.2	1.4	2.9	2.9	0.2	0.2	—	—
計	8.2	5.0	14.4	2.3	15.4	4.6	14.4	11.0	6.2	5.8	5.8	0.4

- 障害者の高齢化や重度化により地域移行が困難なケースもあることから、目標数値ありきではなく、地域の実情等を踏まえ、施設入所の継続や入所施設の新規整備・増設などが必要な場合には、整備等に対する支援を行うこと

イ 地域生活支援事業の国の義務負担化

- 地域生活支援事業について、適切に事業が行えるよう国の負担を義務化すること

【国制度の問題点】

- 国は市町の規模に応じて一定の基準により算出した額等を基本に内示額を算定していると推定されるが、市町により充当率が異なり、十分な財政支援が受けられていない。

【市町地域生活支援事業の概要】

- 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施
- 負担割合 国1/2、県1/4、市町1/4(国、県は予算の範囲内で市町に補助)(以下、国庫充当率)

年 度	H30 年度	H31(R1) 年度	R2 年度
市町支出予定額	75.4 億円	81.7 億円	85.9 億円
国庫補助額	24.0 億円	23.2 億円	24.3 億円
国庫充当率 (県内市町平均)	25.1%～50.0% (31.8%)	18.0%～46.7% (28.3%)	22.0%～47.6% (28.0%)

ウ 医療支援型グループホームの整備促進

- 医療支援型グループホームの整備促進のため、以下のとおり補助制度を拡充すること。
 - 介護用リフト、非常用発電機を補助対象化
 - 看護師配置に関する医療連携体制加算の利用者全員への適用（現行8名まで）

【国制度の問題点】

- ・ グループホームの整備補助は、介護用リフト等特殊付帯工事費が補助基準単価に含まれておらず、重症心身障害者の入居を想定した補助体系になっていない。
- ・ 日中サービス支援型グループホームの報酬基準は、定員20名全て医療的ケアが必要な重症心身障害者であることは想定されておらず、8名までしか医療連携体制加算が認められていない。
- ・ 国庫補助制度を拡充することで、親の高齢化に伴う介護負担増や親亡き後の生活環境整備を見据え施設に入所できず、在宅生活をしている重症心身障害者が、地域で安心して生活できる環境を「医療支援型グループホーム」として整備し、地域生活への移行を促進する必要がある。

【本県の取組「整備支援補助」（平成31年度新規事業）】

趣 旨	国庫補助対象の対象外となっている介護リフト、非常用自家発電の設置経費の一部を補助
補助対象	医療支援型グループホーム
対象経費	天井走行型介護リフト、ポータブル非常用発電機の導入経費
補助基準額	天井走行型介護リフト：125万円、ポータブル非常用発電機：30万円
負担割合	県1/2、市町1/2（政令市・中核市を除く）

エ 精神科救急医療体制整備事業の国庫補助財源の確保

精神科救急医療体制整備事業において、精神科救急患者の医療体制を整備することになっているが、都道府県から協議のあった要望額どおりの補助が行われていない。適切な医師手当の支給等、体制の実状に応じた補助となるよう予算を確保すること。

【国制度の問題点】

- ・ 例年、協議額から引き下げられた補助額となることから、医師の確保、輪番病院の確保等が難しく、救急医療体制を安定的に運営していくことが困難である。
- ・ R元年度は初期救急の単価引き下げ（【夜間】～H30年度25,300円/日→R1年度8,380円/日、【休日昼間】～H30年度23,000円/日→R1年度7,620円/日）、R2年度以降は国予算額に対し、自治体の要望額が上回っていたことから、人口割合と事業費との比較等により一律の減額査定が行われた。

③ 事業者の経営基盤強化

- ・ 事業者の経営基盤を強化すること
 - 一般労働者並みの賃金の支給
 - 事業所運営に必要な固定経費が確保できる報酬単価の引上げ 等

④ 重度障害者（児）の社会生活支援

- ・ 重度障害者の通勤支援及び職場等における支援については、地域生活支援事業に新たなメニューが創設されたが、常時介護を要する障害者（児）の社会生活を支援するためには、重度訪問介護サービスの対象の拡充を含めた抜本的な見直しが必要であることから、支援制度について検討を行うこと

【現行制度の問題点】

重度の障害により常時介護を必要とする障害者（児）を対象として、外出時における移動中の介護等を行う重度訪問介護サービスは、厚生労働省告示により、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」の場合は利用できないこととされている。

しかしながら、これらの外出時の支援は、会社や学校あるいは当事者やその家族にとって負担が大きく、結果として支援が受けられないことが、重度の障害者（児）の社会参加を阻害する要因となっている。

⑤ 相談体制の強化

- ・ 福祉のみならず、精神保健（医療）に関する相談指導等の実施を市町に義務付けし、財源措置を行うこと

【国制度の問題点】

- 精神保健福祉法第47条において、精神保健（医療）相談は県・保健所の義務であり、福祉相談は市町村の義務とされている（H17～）。精神保健相談については、市町村は努力義務である。
 - 精神障害者は医療の中止等により障害程度が大きく左右されるため、日常生活に最も身近な市町窓口での精神保健（医療）相談の義務づけにより、精神障害者の地域生活の安定を強化に資する。
- ・現在は法的な位置づけがない精神障害者相談員を法制化し、財源を措置すること

【国制度の問題点】

- 身体障害者及び知的障害者の相談員については法的位置づけがあるが、精神障害者相談員は障害者総合支援法で3障害同一の取組が確立された後も未整備のままである。

⑥ 成年後見制度の利用促進

ア 人材育成の充実

- 成年後見人について、国による人材養成事業を充実すること

イ 財政支援の充実

- 地域生活支援事業のメニューではなく、成年後見制度独自の補助制度を創設すること

【国制度の問題点】

- 成年後見人の不祥事を防止し、専門人材の養成や確保を進めて成年後見制度の利用促進を図るためにも、国による人材養成事業の充実が必要である。
- 成年後見制度の利用に関する財源措置は地域生活支援事業としての統合補助金に限られているため、成年後見制度の利用に特化した財源の措置が必要である。

(3) 社会福祉施設の整備に関する補助単価の引上げ

【厚労】

- 社会福祉施設整備事業について、補助単価と実工事費単価の乖離が埋まるよう、補助単価を引き上げること

〔福祉施設等の補助単価と実工事費単価の乖離例（令和2年度実績）〕

区分	補助単価	実工事費単価	差額（乖離率）
介護福祉施設 (特別養護老人ホームの場合)	4,480千円/人	13,859千円/人	△9,379千円/人 (△67.6%)

(4) バリアフリー化等の推進

【総務、厚労、国交、観光】

① ユニバーサルツーリズムの促進に関する支援制度の創設

ア 観光客受入ネットワーク構築に対する支援

- 観光地における旅行業者・宿泊事業者と福祉事業者の連携による観光客受入ネットワークの構築を支援すること

イ ユニバーサルツーリズム実施に対する補助制度の創設

- 旅行先での介助者手配を含むツアー実施に対する補助制度を創設すること

② 障害者に対する移動支援やコミュニケーション支援等の国の義務負担化

- 通勤・通学の反復利用を含めた移動支援や手話通訳、盲ろう者通訳・介助員等の派遣、点訳・音声訳等のコミュニケーション支援事業について、国の負担を義務化すること

【国制度の問題点】

- 障害者総合支援法の国補助の地域生活支援事業を活用して、各市町がサービスを行っているが、必須事業とされているにも関わらず、十分な財政支援がなく、自治体側の財政負担が大きい。

【文科、厚労】

(5) 障害者の活躍推進

① 精神障害者の就労定着支援システムの導入に対する支援制度の創設

- 精神障害者の就労定着支援システムを導入する企業等を支援する制度を創設すること

【提案の背景】

- 本人が体調や精神状態を日々入力し、Web上で企業の担当者や外部の支援者（臨床心理士等）が情報共有、連携して、的確な支援につなげる雇用管理システム〔I P S (Individual Placement Support) や S P I S (Supporting People to Improve Stability)〕等の就労定着支援システムを利用することが、就労定着に有効である。

② 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の充実

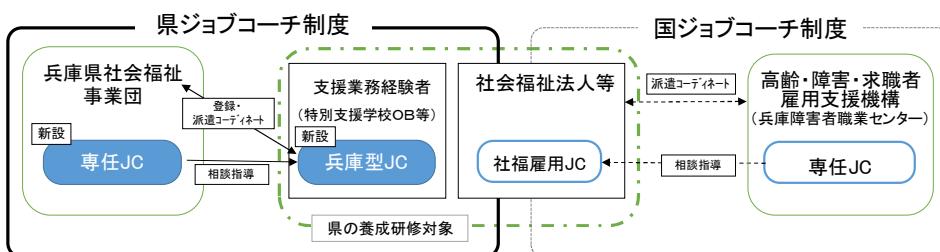
- 高齢・障害・求職者雇用支援機構による養成研修を拡充し、支援計画を策定する「障害者職業カウンセラー」や、同計画に基づく困難性の高い障害者に対する支援及び訪問型ジョブコーチへの助言・援助を行う国の「配置型ジョブコーチ」を増員すること
- 国の「訪問型ジョブコーチ」の増員を図るため、社会福祉法人等の職員に限定せず、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象とするなど、制度を拡充すること

【提案の背景】

- 障害者の就労にあたっては、伴走型支援を受けられない場合、職場への定着に繋がらず、早期退職となることが多いため、障害者職業カウンセラーやジョブコーチの増員が必要である。

[ひょうごジョブコーチ推進事業の概要（R2年度～）]

- 国のジョブコーチの認定が可能な養成研修を実施し、兵庫型ジョブコーチを養成（養成対象者は、障害者就労支援等の経験を有する個人も対象）
- 専任ジョブコーチと養成した兵庫型ジョブコーチを派遣し、障害者の就労・定着を支援（専任ジョブコーチ：2名配置、兵庫型ジョブコーチ：年間30名養成）



③ 地域活動支援センター等への運営支援の強化

- 人員確保などが課題で障害者総合支援法上のサービス（個別給付）への移行が困難な地域活動支援センターや小規模事業所の安定運営のための市町に対する支援措置を充実すること

④ 工賃向上への支援の充実

- 事業所が作成する工賃向上計画を着実に推進するための支援措置を拡充すること
- 新型コロナウィルスの感染拡大を受け、受注減や自主製品の販路縮小により事業所利用者の工賃が減少していることから、工賃向上を図るための支援事業を充実すること

【提案の背景】

- 国からの支援により事業を推進しているが、依然として障害者が受け取る工賃水準は月15,776円（R2）、兵庫県でも月13,677円と低く、工賃向上を推進する必要がある。
- 特に就労継続支援B型事業所では雇用調整助成金の対象とならないため、財政支援を行う必要がある。

⑤ 在宅ワークの促進

- 障害者の在宅ワークにおける受発注・納品等を容易にするICTネットワークの構築に必要な財源を措置するとともに、適切な助言を行うこと

【提案の背景】

- ・本県の在宅ワーク推進事業は平成29年度から国からの支援を受け支援システムを構築したが、運用推進に向けた改良を継続する必要がある。

⑥ 公立学校における障害者雇用の推進

- ・障害者の学校現場等での任用を促進するため、障害者雇用に必要な財政措置に加え、障害者が職場へ円滑に適応できるよう、障害特性を理解した上で指導・支援や業務の調整を行う人材等の配置に必要な財政支援制度を創設すること

【提案の背景】

- ・教育委員会の法定雇用率：2.5%未達成の団体は、①R3年1月を始期とした2年間での法定雇用率達成が求められていること、②R3年度から法定雇用率が2.5%に引き上げられたことを踏まえ、計画的に取組を進める必要がある。

※ 兵庫県教育委員会の障害者雇用率（R3年6月1日現在）：1.44%

[本県教育委員会の取組]

- ・障害者人材バンクの新設（臨時の任用職員・非常勤講師の希望者を登録）
- ・教育委員会事務局・県立学校へのワークセンターの設置及びワークセンタースタッフ（障害者）の雇用
- ・教員の「障害者を対象とした特別選考」の受験者確保に向けた制度の積極的広報、教員採用パンフレット等への障害のある教員の活躍等の掲載

- ・小学校教員を障害者雇用率算定の除外職員とするなど、障害者雇用率算定の除外率制度を見直すこと

【提案の背景】

- ・小学校教員には、すべての教科指導のほか体育をはじめとする実技指導が求められるなど、職務内容が多岐にわたることから、障害者にとってはハードルが高く、免許保有者及び教員への志願者が非常に少ない。
- ・教育委員会では、小学校及び特別支援学校の教員は除外職員とされていたが、平成16年4月1日以降、除外職員の対象外となったため、小学校教員も含めた全職種を通じた除外率が設定されている。（本県の除外率：教育委員会25%）

6 生活保護等のセーフティネットの構築

(1) 生活困窮者等の自立支援事業等の地方負担分の国庫負担化 【厚労】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、生活困窮者が増加し、必須事業である自立相談支援事業や住居確保給付金だけではなく、一時生活支援事業や家計改善事業といった任意事業が担う役割も大きくなっている。このため、必須事業、任意事業を問わず、全ての事業について全額国庫負担とすること

【国制度の問題点】

- ・生活困窮者自立支援法の成立によりこれらの事業が恒久化されたが、併せて、自治体負担が導入されたため、自治体の財政状況によって実施体制に差が生じている。

(2) 生活保護システム標準化に向けた支援の強化

【厚労】

- 新・システム標準化に向け、地方自治体の実情を考慮した標準仕様書を早期確定とともに、標準化に向けた人材育成の支援や十分な財政支援を行うなど、支援を強化すること

【提案の背景】

- ・令和7年度までに全国の地方自治体がシステム標準化へ対応するよう求められており、実務への影響やシステム改修に伴う負担が懸念されるため、国の十分な財政支援など支援の強化が必要。

(3) 生活保護受給者に対する就労・自立支援対策の強化

【厚労】

① 就労支援対策の充実

- ・母子・父子家庭への支援や高齢者福祉対策等を充実すること
- ・就労支援対策等への重点化を進めること

【提案の背景】

- ・被保護者の約8割が、高齢者、障害者、母子・父子家庭等で占められている。各分野の支援を充実することで被保護者を減少させ、支援が受けられない被保護者に集中的に支援を行う。

(4) 生活保護に関する適正化対策の強化

【厚労】

① 審査請求に関する裁決権限の道府県から指定都市への移譲

- ・保護の決定及び実施に関する審査請求の裁決権限を道府県から指定都市に移譲すること

【提案の背景】

- ・指導権限と審査請求の裁決権限を同一にすることで、福祉事務所に効果的・効率的な指導が可能となる。また、被保護者にも分かりやすくなるとともに、裁決の迅速化が図られる。

7 地域安全対策の強化

(1) 青少年の健全育成の推進 【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労、経産】

① 青少年のインターネット安全利用対策の強化

ア 携帯電話事業者への指導強化

- ・青少年インターネット環境整備法で義務付けられているフィルタリングの説明や有効化措置の徹底について、携帯電話事業者への指導を強化すること

イ インターネット接続機器製造事業者等への法規制の強化

- ・利用時間を制限する機能をスマートフォン等に設けることや、アプリ自体にフィルタリング機能を設けることを義務づけるなど、インターネット接続機器の製造業者やサービス提供事業者に対する法規制を強化すること

ウ スマホ等の長時間利用による青少年への影響についての施策の検討

- 新
- ・スマホやタブレットの長時間利用による健康への悪影響等について調査研究を進め、対策を講じること

【提案の背景】

- ・スマートフォンのSNSアプリ(Twitter等)を通じて、青少年が犯罪に巻き込まれるトラブルが後を絶たない。
- ・青少年のインターネット依存が深刻な問題となっているが、フィルタリングだけでは対策として不完全である。

② 児童ポルノ自画撮り被害増加への対策

- ・児童買春・児童ポルノ禁止法に勧誘行為の禁止や未遂罪を設けるなど、児童ポルノ自画撮り被害防止のための法整備を行うこと

【提案の背景】

- ・本県を始め、他の都道府県においても児童ポルノ自画撮り勧誘行為を禁止する条例が順次施行されているが、全国的な問題であるため、法による対応が必要である。

(2) 安全安心な消費生活の推進

【消費】

① 地方消費者行政の安定的推進に向けた財源の確保

- ・地方消費者行政に対する支援について、長期的な支援の方向性を示したうえで、必要な財源を恒久的に確保し、柔軟な活用を可能とすること

② 地域における消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援

- ・消費生活相談員について、有資格人材情報の収集・提供の仕組みの構築による人材確保や研修機会の充実等の資質向上を支援する取組を一層充実すること

【提案の背景】

- ・「地方消費者行政推進交付金」は、事業終期が定められている。また、平成30年度の交付額は前年度の約6割に減額され、活用期間終期の前に事業を取りやめる状況が生じている。
- ・「地方消費者行政強化交付金（強化事業）」（平成30年度～）は、使途が限定されるうえ、補助率1/2（または1/3）、活用期間最長3年程度となっている。
- ・成年年齢の引下げに伴う若年者への消費者教育の強化や消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体の活動支援を含め、柔軟な活用を可能とする必要がある。

(3) 人権擁護のための早急な法整備

【総務、法務】

① 簡易迅速で利用しやすい人権救済制度の創設

ア 人権救済機関の創設をはじめとした法整備

- ・人権救済機関の創設をはじめ、司法的救済を補完し被害者の実効ある救済を図るために法整備を早急に進めること

【提案の背景】

- ・人権侵害の被害者に対して実効ある救済を図るために、司法的救済を補完する何らかの公的機関が第三者的に入ることにより、より実効ある人権擁護が担保される仕組みが必要である。

イ 地方組織体制の整備

- ・法整備に当たり、人権侵害の被害者への実効ある救済を図るために調停委員会や仲裁委員会の設置など、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制を整備すること

【提案の背景】

- ・人権救済制度が創設され、地域での差別事象を適切に処理する地方組織体制が整備されることで、司法的救済に比べ、簡易迅速で利用しやすい人権救済が可能となる。

② 部落差別等の解消に向けた抜本的な対策

ア 法的措置も含めた抜本的な対策

- ・インターネット上も含め、部落地名総鑑が流布しないよう法的措置も含めた抜本的な対策について、積極的に取り組むこと

【提案の背景】

- ・「部落地名総鑑」のような図書の発行、販売、購入等の各行為は重大な人権侵犯行為である。」という国の見解（平成元年7月）を踏まえた対応が必要。
- ・法務省が発行者や販売者等に対して人権侵犯事件の処理を行っているが、インターネット上でも同種の情報が書き込まれるなど悪質化しており、国が積極的に対応すべきである。

イ 戸籍謄本等不正取得事件の再発防止

- ・司法書士等による個人情報の流出などの人権問題に対して、再発防止に向けた抜本的な取組を積極的に行うこと
- ・不正の有無に関わらず、第三者が戸籍謄本や住民票の写し等を取得した場合の本人へ

の通知について、全国統一的に実施できるよう、関係法律を改正すること

【提案の背景】

- 身元調査等のための司法書士等による戸籍謄本等不正取得事件は、大量の個人情報が流出するなど看過しがたい全国規模の人権問題である。平成19年に戸籍法及び住民基本台帳法が改正され、戸籍謄本等の交付条件の厳格化、罰則の強化がとられたが、依然、不正取得が続いている。

③ インターネットによる人権侵害防止に向けた対策の強化

- 新・インターネット上の悪質な差別的書き込みや誹謗中傷等の人権侵害の防止について、実効性のある法制度の整備や財政的支援を強化すること

【提案の背景】

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」制定の背景となったインターネット上の悪質な差別的書き込みは、現行制度上、強制的に削除できない状況にある。
- 外国人等に関する偏見や差別、個人への心ない誹謗中傷など、人権を脅かす事案が多発していることから、実効性のある法制度の整備や相談窓口等の設置について財政的支援が必要である。

重点(4) 水上オートバイの危険行為等の対策強化

【国交、海保、警察庁】

水上オートバイをはじめマリンレジャーをより安全に楽しめる環境づくりに向け、国においても水上オートバイによる危険行為等への対策を強化すること。

① 危険行為及び飲酒操縦に対する法律上の規制強化

ア 刑事罰の創設

- 条例において刑事罰を規定している都道府県が多いが、危険操縦や飲酒操縦は全国的に共通する課題であるため、法律においても刑事罰の規定を創設すること

※ 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」では、小型船操縦者（免許取得者）が守るべき遵守事項として、危険操縦や酒酔等操縦の禁止が規定されているが、違反した場合の措置は業務停止等の行政処分などまっている。

<水難事故防止条例の改正>

項目	改正前	改正後
危険行為等に対する罰則強化	20万円以下の罰金	<動力船>3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 <非動力船>50万円以下の罰金
飲酒操縦に対する罰則の創設	罰則なし	<酒酔い・薬物>3月以下の懲役又は50万円以下の罰金 <酒気帯び>3月以下の懲役又は30万円以下の罰金
飲酒検知に関する規定の創設	規定なし	<飲酒検知拒否>20万円以下の罰金

イ 酒気帯びでの操縦に対する規制

- 酒気帯びでの操縦についても、行政処分の対象とするとともに、刑事罰の規定を創設すること

② 特殊小型船舶操縦士免許の取得などに関する教習等の強化

- 特殊小型船舶操縦士免許の取得について、下記のとおり教習等の強化を行うこと
- 学科教習において、危険操縦や酒酔等操縦に関する内容及び時間を拡充すること
- 5年ごとの更新時の講習についても、講習内容を拡充すること
- 法律上の遵守事項以外にも、マナー等に関する教習・講習を充実させること

(5) 厳しい治安情勢への的確な対応

【内閣府、国公委、警察】

① 警察装備等の整備推進

ア 装備資機材と人材育成の充実

- ・ 警察捜査の新たな課題に対応する装備資機材と人材育成の充実を図ること
- ・ 高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進めること

【提案の背景】

- ・ 重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪、悪質・巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、生活経済事犯、悪質・巧妙化するサイバー犯罪、子供と女性を性犯罪等から守るために活動、通学路等の交通事故防止対策、突発するテロ事案や南海トラフ地震、経済安全保障対策など、警察捜査の新たな課題に対応するための装備資機材と人材育成の充実を図る必要がある。
- ・ 特に、暴力団対立抗争事件の防あつや、特定抗争指定暴力団等の指定事務、迅速的確な初動捜査に資する装備資機材、犯罪立証や身元不明死体特定等のDNA型鑑定に関する機器の充実強化と、高度な知識・技能を有した捜査員を育成する研修の充実を進めることの必要がある。
- ・ いわゆるソフトターゲットを対象として発生するN B Cテロに対して、迅速に対応する必要がある。

【提案する個々の装備資機材及び人材育成内容】

一般装備	各種解析用パソコン127台、スキャナー3台、SNS広報啓発用端末5台、捜査用小型カメラ12台、広報啓発用パソコン1台、WT-1携帯型無線機10台、IPR無線機278台、UW-301型イヤホンマイク20個、駐在所用防犯カメラ265式、書ききり型デジタルカメラ852台及び書ききり型撮影媒体、軽量化耐刃防護衣4,714着、防弾ヘルメット1,490個、防弾衣1,009着、防弾楯564個、仮想実体験型交通安全VR1台、潜水資機材20式、トライスースセット10式、浮力調整器(B.C.)20着、レギュレーター20個、墜落制止用器具40着、下肢切創防止用防護衣(チャップス44着)、ライフルスコープ(エリート製)及び設置付属品5式、レーダ式車載速度測定装置3台、モバイルプリンタ1,718台、エアーテント1式
航空機・車両	捜査用車36台(普乗26台、軽四9台、普貨1台)、防弾仕様車1台、鑑識車両4台、交通取締用車(覆面)1台、警ら用車4台、小型警ら車19台、交通事故処理車40台、交通鑑識用車2台、サインカー1台、警察用航空機1機
N B C 対応資機材	化学剤等検知器(ハプサット)1台、ラマン分光分析器(ファーストディフェンター)1台、可搬型核種同定装置(マルチサーベイメーター)1台、ポータブル危険ガス検知器(LCD3.3)1台、化学防護服10式
その他	高度解析用資機材及び解析ツールの整備、通信回線料等の補助制度の設立、DNA型鑑定周辺機器の整備、自動速度違反取締装置の整備、常時録画式交差点カメラの整備、AIによる交通事故分析機器等の整備
人材育成	内部通訳員の語学研修制度の拡充

イ 災害用装備資機材・施設等の整備促進

- ・ 災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進めること
- ・ 災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するため、警察待機宿舎等の整備事業について財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・ 多発する豪雨災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震等に的確に対応するため、災害対処能力強化に向けた訓練の推進及び災害用装備資機材・施設等の追加整備を進めることの必要がある。
- ・ また、警察待機宿舎等は、大規模災害発生時の初期段階における集団警備力を確保するために必要な施設であり、その耐震化事業等の整備事業について、緊急防災・減災事業債の対象事業とするなど、財政支援を講じる必要があるため。
- ・ チェーンソー、エンジンカッターは世界的な環境問題に対する意識の高まりや、利便性の高い

充電式製品に対するニーズの拡大といった状況により、ガソリンベースから充電式製品へと変化していることから、バッテリーベースの災害用装備資機材の整備を進める必要がある。

- ・警察署や代替施設が被災し自家発電が機能しなくなった場合や、被災現場で電力を確保する必要があるため、「PHEV車」をはじめとした電気自動車等を整備し、車から給電することにより身軽に活動できるようにする必要がある。
- ・広域緊急援助隊等が県外派遣する場合の食料については、自活が原則であるが、派遣期間等が延長されたり、現地での食料入手が困難な場合等に備え、県外派遣部隊用の備蓄食料を整備する必要がある。

【提案する個々の災害用装備資機材及び施設等の内容】

一般装備	エアーテント3式、現地指揮所用装備資機材セット4式、電動コンビツール44台、ソーラー式ポータブル電源153台、充電式チェーンソー 289台、充電式パワーカッタ 289台、災害用救助工具セット98式、墜落制止用器具(フルハーネス型)300着、胴長靴260着、水難救助セット199式、PⅢ用外部カメラ60台
航空機・車両	災害対策用バギー車4台、オフロード二輪車14台、船外機付き救助用ボート6式、軽四貨物自動車(トラック)2台、電気自動車等(PHEV車)4台、災害救助車7台
その他	警察待機宿舎等の耐震化事業等に要する財政措置、災害警備訓練等の予算化、ヘリコプターの整備、県外派遣部隊備蓄用保存食2,043食、県外派遣部隊備蓄用保存水4,086本

ウ AIやICTなどの新技術活用への財政支援等

- ・AIを活用した犯罪情報分析に関する研究・開発のため、国によるモデル事業の実施や活用指針を示すとともに、財政措置を講じること
- ・許認可事務などの各種申請・届出事務の合理化・高度化を推進するため、ICTを活用した電子申請の導入に向け、財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・各都道府県警察が保有する犯罪発生情報等の膨大なデータ分析には、AI等の新技術の活用が見込まれることから、国のモデル事業や指針など一定の基準を示すほか、新技術を活用した防犯システムの構築等への財政措置を講じる必要がある。
- ・住民の利便性向上の観点から、警察に対する手続きのオンライン化が急務であるため、電子申請化に向けた財政措置を講じる必要がある。

② 警察官の増員

ア 警察官の増員

- ・情勢に応じた警察事象に迅速かつ的確に対処するため、警察官を更に増員すること

【提案の背景】

重要凶悪事件への対応はもとより、暴力団等による組織犯罪をはじめ、悪質・巧妙化する特殊詐欺、増加の一途をたどる薬物事犯、人身安全関連事案、来日外国人犯罪、客観証拠収集の強化、悪質・巧妙化するサイバー犯罪、突発するテロ事案や南海トラフ地震、経済安全保障対策などに対処するため、警察官を更に増員する必要がある。

【特殊詐欺発生件数等の推移】

区分	兵庫県			全国		
	R元	R 2	R 3	R元	R 2	R 3
認知件数	658	1,027	859	16,851	13,550	14,498
オレオレ詐欺	68	44	32	6,725	2,272	3,085
預貯金詐欺	246	348	69	—	4,135	2,431
架空料金請求詐欺	171	217	305	3,533	2,010	2,117
融資保証金詐欺	19	27	11	348	295	156
還付金詐欺	8	288	310	2,375	1,804	4,004
上記以外の手口	8	8	9	93	184	103
キャッシュカード詐欺盗	138	95	123	3,777	2,850	2,602
被害額(億円)	10.98	16.89	11.98	315.8	285.2	282.0

[主な人身安全関連事案認知件数の推移]

区分	兵庫県			全国		
	R元	R2	R3	R元	R2	R3
ストーカー事案	1,095	966	980	20,912	20,189	19,728
DV事案	3,465	3,617	3,631	82,207	82,643	83,042
児童虐待事案	3,891	4,377	4,329	86,386	93,269	92,369
行方不明事案	5,524	5,042	5,464	86,933	77,022	79,218

[来日外国人犯罪の検挙状況]

区分	兵庫県			全国		
	R元	R2	R3	R元	R2	R3
総検挙	件数	472	742	641	17,260	17,865
	人員	363	400	411	11,655	10,677
刑法犯検挙	件数	270	502	442	9,148	9,512
	人員	188	207	234	5,563	5,634
特別法犯検挙	件数	202	240	199	8,112	8,353
	人員	175	193	177	6,092	6,122
						5,104

[サイバー犯罪に関する相談受理件数]

区分	兵庫県		
	R1	R2	R3
詐欺、悪質商法被害関係	1,215	1,819	2,405
オークション被害関係	125	149	146
名誉毀損、誹謗中傷等	362	498	446
児童買春・児童ポルノ等	21	17	35
不正アクセス関係	454	521	961
コンピュータ・ウイルス関係	57	113	107
迷惑メール関係	193	329	473
クレジット犯罪被害等	251	414	908
違法ホームページの通報	55	83	93
プロバイダとのトラブル	2	7	12
その他	456	636	883
合計	3,191	4,586	6,469

注 令和元年から全国数値の公表はなし。

[サイバー犯罪検挙件数]

区分	兵庫県			全国		
	R元	R2	R3	R元	R2	R3
不正アクセス禁止法違反	31	13	31	816	609	429
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	21	33	43	436	563	729
その他	338	376	455	8,267	8,703	11,051
合計	390	422	529	9,519	9,875	12,209

イ 条例定数化した警察官の政令定数化

- 県単独定数として条例定数化した警察官を政令定数化すること

【提案の背景】

- 厳しい治安情勢に的確に対応するため、平成7年度に交通巡視員260人の警察官への身分切替を実施し、その260人を県単独定数として条例定数化した。
- 県単独定数として条例定数化した警察官については、現行の水準を維持しつつ、国に対して政令定数化による財政措置を講じることにより、県の財政負担の解消につながる。

(6) 刑務所出所者等の再犯防止対策の推進

【法務、厚労】

① 再犯防止対策を行う推進体制の整備

ア 必要な情報の提供

- ・地方公共団体が地方再犯防止推進計画等に基づき再犯防止に関する施策を検討・実施するにあたり、満期出所者を含む出所者の情報など国が把握している情報の提供や必要な助言を行うこと

【提案の背景】

- ・法務省が把握する出所者（満期出所者を含む。以下同じ）の情報が地方に提供されないため、支援を必要とする対象者の特定や確認ができない。
- ・個人情報等の取扱いには十分な配慮が必要ではあるが、出所者への支援を行うために必要な情報や指導・支援に役立つ情報の提供を、市町や関係機関・団体等と国に求めていく。

イ 国による財政措置の実施

- ・国の「再犯防止推進計画」に基づき、地方公共団体が実施する就業支援、保健医療・福祉サービスの相談窓口の開設等の施策に対して恒久的な交付金制度やモデル事業を創設するなど各府県が行う事業に対して財政的な支援を講じること

【国制度の問題点】

- ・就業支援、保健医療・福祉サービス等の提供は、継続した取組が必要であるが、再犯防止推進モデル事業の受託団体に対する国の財源措置は令和2(2020)年度で終了となった。

【提案の背景】

- ・県においても、①出所者等を雇用する民間事業者への支援、②協力雇用主の拡大・事業主支援による雇用基盤整備、③保護観察対象者等に対し、就労に必要な基礎的能力等の習得や企業とのマッチングを支援するなど、出所者等の社会的自立に向けた雇用・就業推進に取り組んでいる。

(7) 犯罪被害者等に対する支援の充実

【内閣府、法務、国公委、警察】

① 生活支援制度の創設

- ・現在、地方自治体では、各種の生活支援事業を行っているが、犯罪被害者等に対する支援は居住地によらず、全国一律に行われるべきであり、国において、包括的な生活支援制度を創設すること

② 国による財政措置の実施

- ・生活資金融資制度、被害直後の家事援助・介護支援者派遣の補助など、国に先行して地方自治体が実施する生活支援事業に対して財政的な支援を講じること

【提案の背景】

- ・犯罪被害に遭った被害者や遺族は、様々な精神的負担を強いられ外出もままならず、仕事を失ったり、転居を必要とする場合もあるなど、経済的負担も大きく、生活支援制度が整備されれば、被害者や遺族の精神的・経済的負担の軽減に繋がる。
- ・独自に生活支援事業を実施する地方公共団体もあるが、財政力等の理由により、支援内容がまちまちであり、居住地により支援内容に格差が生じている。

③ 国民理解の促進

- ・犯罪被害者等が十分な支援を受けられず、社会において孤立するなど、その名誉又は平穏が害されている問題について国民の理解を促進すること

④ 民間支援団体への支援の充実

- ・被害者支援センター等民間の犯罪被害者等支援団体の活動を支援するための財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・きめ細かな支援には犯罪被害者等支援団体との協力・連携が重要だが、支援団体の運営は補助金や寄附金等により行われるなど財政基盤は不安定である一方、業務は年々増加している。

⑤ 性犯罪・性暴力被害者支援の充実

- 性犯罪・性暴力被害者に対する支援は、安定して継続的に実施していく必要があるため、性犯罪・性暴力被害者を対象としたワンストップ支援センターの運営に対する財政援助について恒久的な支援制度とすること

【国制度の問題点】

- 令和2(2020)年までに各都道府県に最低1カ所設置すること（国基本計画）とされ、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」が創設されたが、いつまで交付されるか不明である。

IV 未来を創る人づくり

1 子育て支援の充実

重点 (1) こども家庭庁の創設による子ども・子育て支援体制の強化 【内閣官房、内閣府、厚労、文科】

- 新 こども家庭庁が子ども関連政策を一元的に担い、真に政策遂行力のある組織となるよう、体制を整備すること
- 新 子育てに係る経済的負担の軽減や幼児教育・保育等の充実をはじめ、若い世代の結婚・出産の希望を叶える総合的な少子化対策を強力に推進すること

(2) 認定こども園・保育所等の充実

【内閣府、文科、厚労】

① 待機児童解消に向けた財源の確保

- 「新子育て安心プラン」に基づき待機児童の解消および女性（25～44歳）の就業率の上昇に対応できるよう、継続的かつ確実に財源を確保すること

② 人口減少地域における保育所、認定こども園の新たな定員区分の設定

- 保育所、認定こども園について、定員20人未満の設定、運営継続・人材確保が可能な公定価格の設定などにより、すべての地域で持続可能な制度とすること

【国制度の問題点】

- 人口減少地域では児童数の減少により、定員が20人未満となった場合は、保育所等（0～5歳児を保育）を統合し規模を拡大するか、又は保育所等から地域型保育事業（0～2歳児を保育）に移行せざるを得ない。
- 保育所等がない地域は、地域に魅力がなくなり、より一層の人口減少を招くことに繋がる。新たな定員区分（20人未満）が設定可能となる制度とすることで、保育所等が存続でき、子育て世帯の移住の契機ともなり得る。

【現行の施設別の定員、年齢】

区分	保育所、認定こども園	地域型保育事業		
		家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型保育事業
定員	20人以上	5人以下	6～19人	1人
年齢	0～5歳		0～2歳	

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【内閣府、厚労、文科】

① 国庫補助率の嵩上げ

- 地域子ども・子育て支援事業の国庫補助率の嵩上げ（現行1/3）など制度を充実すること

② 病児・病後児保育の充実

ア 看護師等の配置基準の改善

- 低年齢児や感染症への対応などで必要となる看護師等や保育士の配置基準をより利用人数に即して改善するとともに、必要な経費について財源措置を行うこと

【提案実現による効果】

- ・現行の配置基準（利用児童概ね10人につき看護師等1名以上及び利用児童3人につき保育士1名以上）を利用人数に即して緩和し、補助単価の増額により病児保育を円滑に推進できる。

イ 医療機関内設置基準の明確化

- ・医療機関内における病児保育施設の開設について、介護施設と同様に医療機関内の設備（待合・廊下・トイレ等）や人員を共用して設置できるよう併設条件を明確化すること

【国制度の問題点】

- ・介護施設の医療機関内設置については、医療法解釈に関する国通知において一定の条件の下で待合・廊下・トイレ等設備や人員の共用が認められているが、病児保育施設については、医療と密接な関連があり併設が望ましいにも関わらず対象とされていない。

※平成30年3月27日付厚生労働省医政局長・老健局長通知「病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について」

③ 放課後児童対策の充実

ア 運営費の国負担割合の引上げ

- ・「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」の国負担割合を引き上げること（国1/3→1/2へ）

イ 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の対象拡大

- ・長時間開所加算（平日分）の対象を拡大すること（「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ）

【国制度の問題点】

- ・女性の就業が進み、長時間の開所を求める声が多い中、多くの放課後児童クラブが時間延長に取り組んでいるが、加算の要件が厳しいことから、4.8%（72/1,496箇所、R2年12月時点）しか活用できていない。
- ・提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが約9割あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり居場所づくりが促進される。

この1時間が問題		
8時	13時	18時 19時
現行 小学校授業	基本分(6h)	延長分

この1時間が問題		
8時	13時	18時 19時
提案 小学校授業	基本分(5h)	延長分

↓
加算対象

ウ すべての小規模クラブの補助対象化

- ・10人未満の小規模クラブについて、都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等でも、山間地や漁業集落、へき地、離島で実施する場合と同様に、補助対象とすること

【国制度の問題点】

- ・へき地等でない地域において、農村地域等で隣接校区のクラブと距離が離れていたり、確保施設が狭小等の理由で小規模クラブを設置している場合がある。（R2年度 74件）

エ 放課後児童支援員等の処遇改善

- ・放課後児童支援員等の処遇改善を図るための確実な財政措置を行うこと

(4) 保育等の処遇改善

【内閣府、文科、厚労】

① 保育士の配置基準の改善等

ア 配置基準の改善と公定価格の引上げ

- ・保育士一人あたりの児童数が多いことによる負担を軽減するため、配置基準の計算方法の改善と共に伴う保育士の入件費増にかかる財政措置を充実すること

【国制度の問題点】

- ・現行の配置基準では、必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されるため、例えば4～5歳児の場合、計算上は44人まで1人（44/30=1.47）となり、小学生（児童35人に教員1人）より負担が大きくなる。
- ・このため、必要保育士数を四捨五入ではなく切り上げにより計算することで、31人から保育士

が2名配置(31/30=1.03)となり、保育士1人あたりの負担が軽減される。

[保育士の配置基準]

区分	0歳児	1~2歳児	3歳児	4~5歳児	[参考]小学生
保育士1人当たり児童数	3人	6人	20人(※)	30人	35人

※ 児童15人につき保育士1人により実施する施設に対して、加算措置あり

[本県の保育士の有効求人倍率] (各年1月時点)

H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
2.01倍	2.51倍	2.81倍	3.78倍	3.80倍	2.63倍	2.53倍

- ・保育士の給与水準について、他産業並の水準となるよう公定価格の引上げを行うこと

イ 看護師配置に対する公定価格への加算

- ・保育所に看護師を配置する経費を公定価格に加算すること

ウ 食物アレルギーに対応する人員確保への財政措置の拡充

- ・食物アレルギーを持つ乳幼児を受け入れる保育所等の人員確保のための財政措置を拡充すること

重点工 認定こども園等における障害児の受け入れ支援の充実

- ・私立認定こども園等における障害児の受入支援については、国庫補助制度の在り方も含め、関係省庁の縦割りを廃し、利用者目線での施策充実を推進すること
- ・障害児を受け入れる私立幼稚園・私立認定こども園等を一層支援するため、受入障害児が1人であっても国庫補助の対象とするとともに、実態に応じた補助単価に引き上げること

【障害児の受け入れにおける国庫補助制度の概要】

事業名	補助要件・額(年額)・負担区分	支障事例
私学助成（特別支援教育推進事業） 〔文部科学省〕	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児2人以上 ・784千円/人 ⇒常勤保育士の平均年収:3,750千円(R3 賃金構造基本統計調査)と比較して金額が低い ・国庫1/2・県1/2 	<p>[幼稚園型認定こども園] 1・2号認定:文科省補助 3号認定:内閣府補助 ⇒同じ園で、2つの申請手続が必要なケースがある。</p>
子ども・子育て支援交付金 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業) 〔内閣府〕	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児2人以上 ・約784千円/人(月額65,300円/人) ・国庫1/3・県1/3・市1/3 	

- ・幼稚園等特別支援教育経費について、障害児の預かり保育を実施する園には、人件費等の必要な財源措置を行うこと

- 新**・私立幼稚園に対しては、私立高等学校等経常費助成費補助金（教育改革推進特別経費）の活用によりカウンセラーの配置など教育相談体制の整備が可能だが、私立保育所等についても同様の補助事業を実施すること

【国制度の問題点】

- ・発達障害児は年々増加し、園においてきめ細やかな対応が求められる中、障害児1人の園は国庫補助対象外であり、県が独自に補助している状況で県の負担である。また、国庫補助単価が実際に必要な人件費等と比較して低いため、その差が園の負担となっている。国庫補助単価は地方交付税措置がなされている障害児保育の交付税単価と比べても著しく低い。
- ・県では保護者のニーズに対応するため、障害児の預かり保育を実施する園には県が独自に補助しているが、今後、ニーズが高まることが想定され、国としての措置が必要と考える。

(5) 「保育の質」を確保する監査体制等の充実支援

【厚労】

- ・「保育の質」を確保する取組に必要な財政措置を講じること
 - 保育・教育施設に対する法令遵守研修等の実施
 - 監査指導体制の強化

[本県の「認定こども園の適正運営・再発防止に係る指針」に基づく取組内容]

- ・県内で発生した認定こども園の不正事案を踏まえ、不適切な保育等の防止と「保育の質」確保のため、適正運営・再発防止の指針を作成し、指導監査等の強化、法令遵守研修等を実施。

監査指導の強化	<ul style="list-style-type: none">・新設、移行後の早い段階での適正運営確保に向けた指導の実施・抜き打ち監査・調査の活用による牽制効果の強化・市町との協働の強化・幼児教育無償化に伴う認可外保育施設への指導監督の強化 等
事業者への啓発	<ul style="list-style-type: none">・法令遵守研修の実施・各園での自己点検・自己評価及び情報公開の推進 等
認定こども園・保育所等ホットラインの開設	<ul style="list-style-type: none">・認定こども園・保育所等の保育施設の制度や基準、乳幼児教育・保育等の質問や相談の県内一律の電話相談システムを運営

(6) 子育ての経済的負担の軽減

【内閣府、財務、総務、文科、厚労】

① 幼児教育・保育の無償化の拡充等

ア 0～2歳児保育の完全無償化の実現

- ・住民税非課税世帯を対象に、0～2歳児の保育料が無償化されているが、所得制限の一層の緩和など、すべての子どもの無償化を全額国庫で実現すること

[ひょうご保育料軽減事業の概要 (R1.10月以降)]

- ・国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児を対象に、月額5,000円を超える保育料に対して、以下の額を上限に保育料を軽減

区分	住民税非課税世帯	所得階層(年収)	
		約360万円未満	約640万円未満
第1子	—	10,000円/月	—
第2子	(国無償化)		
第3子以降		15,000円/月	

イ 在宅子育てへの支援

- ・子どもの健やかな成長や、希望する子どもの数の実現のため、在宅で育児を行う家庭の負担が軽減されるよう、「在宅育児手当(仮称)」を創設し、経済的支援を拡充すること

<在宅子育ての支援に関するR3兵庫県新規事業>

- ・保育士や栄養士などによる訪問相談等の実施
- ・三世代同居対応改修工事費の支援(キッチン、浴室、トイレ等の改修)
対象事業費(上限)：400万円 負担割合：県1/3、市町1/3、所有者1/3

② 子どもの医療費助成制度の創設

- ・子どもの医療に対するセーフティネットは、国の責務として、社会保障政策の中に位置づけ、早急に子どもの医療費助成制度を創設すること

【本県が実施する子どもの「医療費助成」の概要】		※全都道府県で独自に実施
①乳幼児等医療費助成（0歳～小3、対象者数：約321,000人）		※全市町で実施

世帯区分	一部負担金	
	外来	入院
低所得者（市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下）	1 医療機関等当たり 1日600円（月2回まで）	医療費の1割 月額2,400円限度
一般（市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算）※0歳児は所得制限なし）	1 医療機関等当たり 1日800円（月2回まで）	医療費の1割 月額3,200円限度

②こども医療費助成（小4～中3、対象者数：約208,000人）	※全市町で実施
世帯区分	一部負担金

市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算）	医療保険の自己負担額の2／3
--------------------------	----------------

③ 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料の廃止

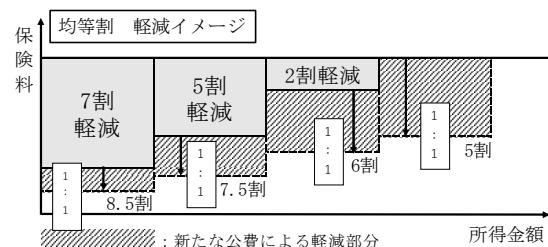
- 子どもに関する国民健康保険の均等割保険料について、未就学児に対する軽減措置が導入されたが、子育て世帯の経済的負担を更に軽減する観点から、対象範囲を未就学児に限定せず、高校生世代以下の子どもまで拡大すること
- その上で、最終的には国保の制度設計とそれに伴う財源確保の責任、権限を有す国の負担により、均等割保険料を廃止すること

【国制度の問題点】

- 国民健康保険の均等割保険料については、所得のない子どもを含め被保険者数に応じて賦課されおり、負担能力に応じた負担とする観点からは問題がある。

<子どもに係る国民健康保険料の均等割額の減額措置の導入>

- 全世帯の未就学児に対する均等割保険料について、その1/2を公費で負担
 - 負担割合：国 1/2
都道府県 1/4
市町村 1/4
 - 実施時期：R4年度～



<保険料の仕組み>

国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、所得割、均等割、平等割を賦課するものとされ、保険者（各市町）ごとに金額を決定している。これらの合計額が保険料となり、世帯主が支払義務者となる。

保険料	所得割	均等割	平等割
	(世帯加入者全員の前年所得額 × 所得割率)	(子どもを含む世帯加入者数 × 定額)	(一世帯あたりの額(定額))

(7) 児童虐待等防止対策の強化 【内閣府、警察、法務、総務、文科、厚労】

① 児童相談所の体制強化等

ア 児童福祉司・児童心理司の確保

- 児童福祉司の配置標準見直しにより大幅な増員が必要となるが、計画的な人材育成を行うとともに、執務室や相談室といった児童相談所の建物整備も含めて、人材確保に必要な財政措置を行うこと

イ 中核市における児童相談所の設置義務化

- 中核市の児童相談所設置を義務化すること

- ・義務化するまでの間は、中核市への設置促進のための財政措置など支援策を講じること

【提案の背景】

- ・令和元年度改正児童福祉法附則において、国は施行後5年を目途に中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を行うことが求められている。
- ・中核市が児童相談所を設置した場合、同じ自治体で市区町村としての役割も担うことになり、一元化された効率よい運用が期待できるため、更に、必要な支援策を講じていく必要がある。

(2) 児童養護施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化、多機能化及び機能転換に対応した人員配置

- ・定員40人以下の施設においても栄養士を配置する場合に必要な財源を措置すること
- ・児童養護施設等におけるショートステイなど短期の利用を促進するため、「子育て短期支援(ショートステイ・トライアルステイ)事業」の暫定定員(※)への反映等の措置を講じること

【国制度の問題点】

○暫定定員とは

措置権者である都道府県等は各年度の各児童養護施設等の保護単価の設定に際して、前年度あるいは過去3年度の月平均の入所者数が定員の90%以上を満たさない場合に、その満たない数に定員を改定するが、これが困難な場合に設けるのが暫定定員である。

○暫定定員算定における問題点

- ・社会的養育推進計画において、施設の多機能化として「子育て短期支援事業」への取組みが推奨される中、児童養護施設が当該事業を実施しても、在籍児童の延べ日数や在籍児童数に算定できるしくみになっていない。一方、一時保護委託児については、算定対象となっている。
- ・実際に施設が「子育て短期支援事業」を実施するにあたっては、一時保護と同様、居室を確保し、職員を配置する必要がある。
- ・児童養護施設において、「子育て短期支援事業」の受け入れ児童も算定の対象とするよう、改善を求める。

- ・国が進める児童養護施設等の小規模化・地域分散化のためには人材確保が急務であることから、保育士修学資金貸付(就職準備金)の対象を拡充し、児童養護施設等において子どもの監護全般を担う「児童指導員」についても、対象とすること

(3) 協議離婚時におけるDV被害者や同伴児童への配慮

- ・協議離婚時の面会交流に関する取り決めをする際には、DV被害者や同伴児童は加害者との接触による精神的な負担が大きいことから、特別な配慮を行うこと

【提案の背景】

- ・平成23年民法改正により、父母の協議離婚時に子どもと別居する親との面会交流に関する取り決めを行うこととされているが、DV被害者や同伴児童にとって、面会交流に関する調整(面会時間・場所等)で、加害者と接触することは精神的な負担が大きい。

(8) 統計・調査に係る事務負担の軽減

【内閣府、厚労】

- ・社会福祉施設等調査など国の行う各種統計・調査が、保育所や認定こども園等の事務負担となっていることから、調査様式の簡素化等を実施すること

【保育所等への主な統計・調査】

- ・福祉行政報告例(毎月:定員、年齢階級別在籍人数)
- ・社会福祉施設等調査(毎年:基本情報、年齢別児童数、苦情対応、第三者評価、職種・常勤非常勤・経験別従事者数、採用・退職者数等)
- ・地域児童福祉事業等調査(毎年テーマを変えて実施。R3は認可外保育所が対象、内容は利用料金、開所時間、従事者数等)
- ・認定こども園に関する調査(毎年:類型、設置主体、認定日、在籍園児数(認定区分・年齢・本園・分園別)等)
- ・保育教諭の免許・資格の取得に関する実態調査(隔年:保育教諭について取得していない免許・資格の取得予定等)

2 新しい時代に対応する学びの環境づくり

(1) 教育予算の充実及び教職員定数の確保

【総務、財務、文科】

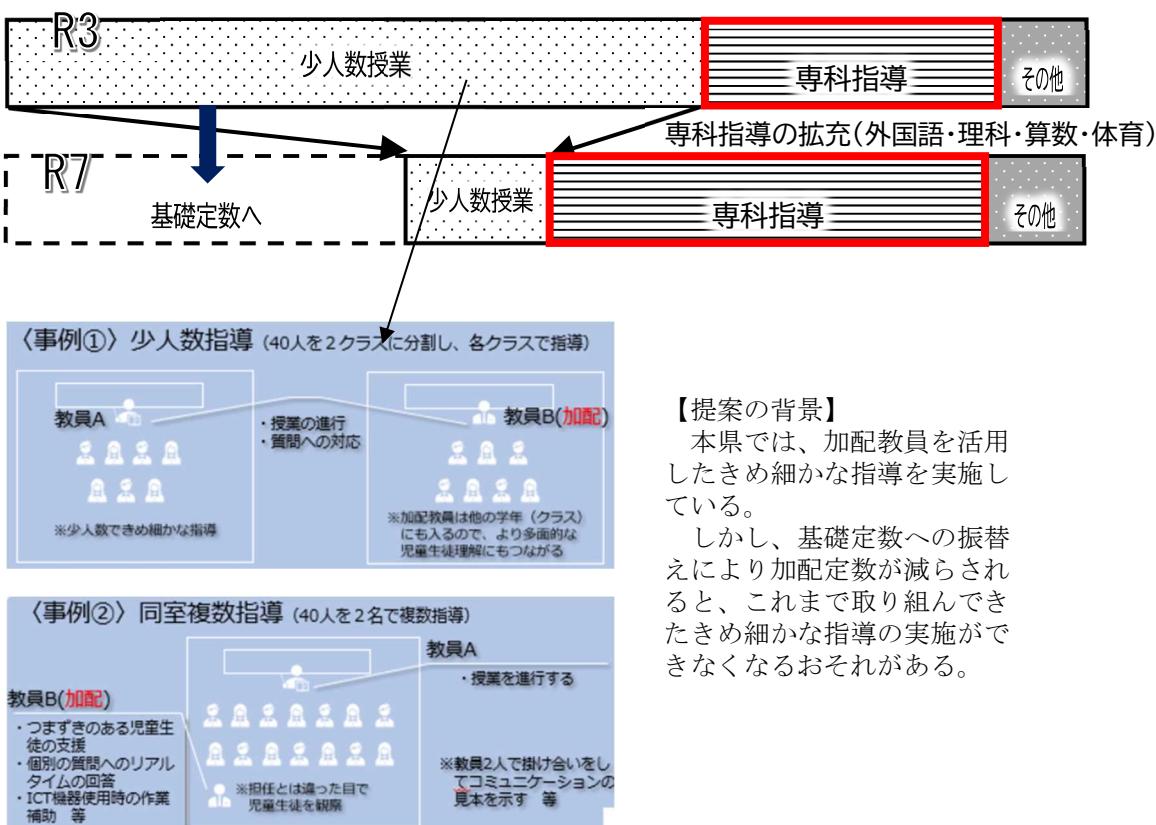
標準法で措置されている定数については、従前どおり着実に措置するとともに、新たな課題について学校の指導・運営体制が効果的に実施できるよう適切に対応すること

① 少人数学級の実現

・義務標準法の改正により、令和3年度から順次小学校2年生より学年進行で実施される

35人学級の実施に当たっては、きめ細かな指導体制を維持するため、加配定数を基礎定数に振り替えることなく、教職員定数の拡充により対応すること

(35人学級実施後の加配教員の配置イメージ)



・感染症等の緊急時でも安全・安心な教育環境を確保しつつ、すべての子どもたちの学びを保障するため、35人学級編制を中学校3年生まで速やかに拡大するとともに、高等学校までの少人数学級編制を早期に実現すること。併せて、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること。

② 中学校における少人数指導の一層の拡大

・教科の特性や生徒の学習状況を踏まえた少人数指導が効果的なことから、少人数指導がより一層充実できるよう、定数改善を図ること

【提案の背景】

- ・個々の子どもへの指導、支援をより充実させるためには、学年や学級をいくつかの集団に分割し指導することが効果的であることから、本県では独自に少人数学習集団の編成を行っている。

③ 小規模な小中学校の存続に向けた定数改善と支援の拡充

- ・地域特性から統廃合対象外となる小規模な小中学校の学校運営に必要な教職員定数や財源等の支援を拡充すること
- ・中学校においては、9教科（10種類）を担当する教員数の確保が必要であるが、小規模校においては標準法上の算定基準がこれを下回っていることから、十分な教員配置が可能となるよう定数改善を図ること
- ・現職教員の複数免許状取得に要する時間や経費の負担軽減を図るため、取得単位要件の一部について、勤務する学校の実務経験を踏まえた都道府県教委による認定も可能とすること

【提案の背景】

- ・地理的な理由等から統廃合できない小規模な学校について、児童生徒数の減少に応じて一律に教員数を削減されると、教育の機会均等確保のための学校運営の維持が困難となる。
- ・小規模中学校における免許外教科担任については、免許保有者が配置されるよう計画的な人員配置や加配措置、兼務の活用により解消を図っているが、これらの取組だけでは限界がある。

[本県の「過小規模校への支援」の概要]

- ・過小規模校に対し、国の標準を上回る教職員を配置

小学校学級数	国標準	県基準
1～2学級	学級数と同人数	学級数+1人
3～5学級	学級数+1人	学級数+2人

[本県における免許外教科担任の推移]

(夜間中学、児童施設、特別支援学校・学級関係分を除く)

申請年度	H30	R1	R2	R3
許可件数	177	130	110	114

④ 個別事情に応じた定数改善と加配定数の維持

- ・いじめ問題など個別事情に応じて政策的に措置すべき加配定数については、学校現場の実態も踏まえ、より一層の充実を図ること
- ・安全安心な学校給食の実施及び食育推進のため、小・中・特別支援学校においては、業務内容に見合った栄養教諭の配置が可能となるよう定数改善を図ること

【提案の背景】

- ・いじめ・不登校への対応等、個別の事情に応じて措置される加配定数について、児童生徒数の減少に連動して一律に削減されると、きめ細やかな対応が困難となるため。
- ・食育基本法（平成17年度施行）により、新たに栄養教諭が設けられ、学校栄養職員が担っていた給食管理に加え、児童生徒の発達段階等に配慮した授業などを通じた食に関する指導を行うことが必須となったが、栄養教諭の配置基準は従前の学校栄養職員の配置基準を適用しており、改善はなされていない。

⑤ 高等学校等における定数改善

- ・以下のような取組を行うため、定数改善計画の早期策定及び着実な実施を図ること
 - 小規模校の多様な学びを確保するための十分な教員配置
 - 自治体独自の学科や類型等への実態に応じた十分な定数措置
- ・習熟度別少人数指導の更なる充実のため、加配措置の拡充を図ること
- ・中等教育学校後期課程及び併設型・連携型の高等学校における開設科目数に応じた加配措置基準の引き下げ及び措置数の拡充を図ること

【提案の背景】

- ・職業学科等については、国が定める学科が基礎定数上での措置の対象となるが、兵庫県が設置している学科等で現在措置の対象となっていないものについても、定数改善計画の中で学科の特色や実態に応じて措置の対象とする必要がある。

[基礎定数上での措置の対象]

措置されている	農、工、商、水産、国際、家庭、看護、福祉、理数、音楽、美術、体育
措置されていない	環境防災科（舞子）、演劇科（宝塚北）※県基準では措置

- ・普通科において、外国語のコミュニケーションを図る授業や数学のコンピュータ活用授業等で少人数指導を行うため特別に定数加配が必要な場合には、指導方法改善加配の対象となるところ、令和4年度は76人の必要数に対して、加配措置は41人にとどまっている。
- ・本県は、地域の過疎化等にも配慮しながら、地域と連携した活性化方策を研究する連携型中高一貫教育校を設置（氷上西高等学校及び千種高等学校）しているが、学校規模が小さいために教職員定数の加配措置に必要な科目数を確保できず、国の加配措置を受けることができない。

[中高一貫教育における教職員定数の加配措置]

・後期課程（高等学校に相当）等で開設科目数が45科目以上の場合に加配
中等教育学校及び併設型 3人（教諭2+事務職員1）
連携型 1.5人（教諭1+事務職員0.5）

※連携型の県立氷上西高等学校及び千種高等学校については、学校規模が小さく、45科目以上の科目開設ができない。

⑥ 特別な支援を要する児童生徒対応のための定数改善と支援の充実

- ・障害のある子ども達の個別の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を実現するため特別支援学校及び特別支援学級の学級編制基準及び教職員定数を改善すること

【提案の背景】

- ・特別支援学校の標準学級の算定上、「訪問指導をする児童生徒」は「重複障害学級」編制の対象として整理されるが、訪問学級は本校とは別に病院等に設置している実態を踏まえた学級編制基準の項目とするべきである。
- ・特別支援学級の在籍児童生徒数増加に伴い、1学級8人の学級編制では対応が困難なため、特別支援学校と同等の標準（1学級6人）とすべきである。
- ・特別支援学校の事務職員について学部数をもとにした算定となっているが、児童生徒数の増加に伴い増大する事務処理に対応するため、学校規模に配慮した算定が必要である。

- ・特別支援学校や特別支援学級の個に応じた適切な指導や支援を充実させるため、加配定数の充実を図ること
 - 障害の程度や特性に応じた看護師、介助員、言語療法士等の適切な人員配置
 - 障害のある生徒の自立と社会参加に向けて、就労支援等の充実を図る専任教員の配置
 - 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任化

【提案の背景】

- ・障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じたきめ細かな指導の一層の充実を図るために、看護師、介助員、言語療法士等の多様な人員の配置が必要である。
- ・将来の自立と社会参加を図るために、高等学校段階等における福祉、労働等の関係機関と連携した就職支援等の充実を図る専任教員の配置が必要である。
- ・特別支援教育コーディネーターは関係機関等の専門スタッフ等との連携調整や内外の関係者の相談窓口、校内委員会の企画・運営等を行うことから、業務対応が困難となっている。

- ・通級指導など特別な支援を要する児童生徒（発達障害等）の増加や特別な事情を加配定数に適切に反映させ、より一層の充実を図ること
- ・高等学校における通級指導の推進に当たり、小・中学校からの指導の連續性が確保できるよう、指導を担当する加配教員の配置基準を明確に示すこと

【提案の背景】

- ・通級による指導を要する児童生徒が増加しており、近年通常の学級において特別な支援を要する児童生徒への対応による教員の負担が増え、一人一人に寄り添うことが困難となっている。
- ・平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化されたが、小・中学校までの教育的支援を引き継ぐ切れ目ない指導体制を構築するためには、小・中学校で通級による指導を受けてきた生徒が高等学校でも引き続き指導を受けられるような教員の配置が必要である。

【文科、スポーツ】**(2) 教育の充実****① グローバル化に対応した教育の推進**

- ・ALT(外国語指導助手)の配置拡充のための財政措置を充実すること
- ・コロナ禍においても、JETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)によるALTを速やかに招致できるよう調整を図るとともに、予定人数を招致できなかつた場合は、その代替となる人材確保のために必要な財政措置を講じること

【提案の背景】

- ・小中学校においては、新学習指導要領で示された、聞く、読む、話す、書くの4技能をバランスよく育成することや、グローバル人材を育成するための英語以外の授業における英語の導入に対応するため、より一層のALTの活用を図る必要がある。
- ・高等学校においては、新学習指導要領で求められている、より高度な英語教育を実践するため、県立高等学校1校につき、1名のALTを配置する必要がある。
- ・世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響で、JETプログラムによる新規来日ALTの招致が遅れ、多くの学校で長期にわたりALT不在の状態が続き、教育活動に多大な影響を及ぼしたため、今後も感染状況を踏まえた確保が必要。

【本県が実施している「ひょうごがんばり学びタイム」の概要】

概要	小学校外国語活動及び英語科の早期化に伴い、地域人材を活用した校内指導体制強化を支援
実施内容	地域人材を活用した英語授業の実施

② 高等学校の福祉・看護課程の教員の確保

- ・高等学校の福祉・看護課程の教員確保のため、処遇面の改善に対する財政支援を講じること

【提案の背景】

- ・国家資格の養成課程である福祉課程・看護課程では、高等学校としての基準だけでなく厚生労働省の養成施設としての基準を併せて教育課程内で実施しており、教員要件が厳しい。また、産業教育手当の対象となっている農業・水産・工業に関する課程と同様に、教育課程に実習が位置づけられているが、現在産業教育手当の対象になっていない。

重点③ 学校のICT化の推進

- ・現在の地方財政措置を継続するとともに、地方財政措置が講じられていない以下にかかる費用について、必要な財政措置を講じること
 - 維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)
 - 学術情報ネットワーク(SINET※)への接続を含めた校外ネットワーク通信の高速大容量化
 - AIドリルやビッグデータなど先端技術の活用
- ・教員や児童生徒のICT活用をサポートするICT支援員(情報通信技術支援員)を十分に配置できるよう、必要な財政措置を継続すること
- ・1人1台端末を活用した効果的な教材や指導方法等に関する国研究成果の普及・情報発信に努めること

〔※ SINET：国立情報学研究所（NII）が構築・運営する情報通信ネットワーク。全国の大学・研究機関等の学術情報の基盤として研究者等に利用され、超高速・高信頼での利用が可能〕

【提案の背景】

- ・第3期教育振興基本計画に示された教育の情報化の推進及び「GIGAスクール構想の実現」に向かって、整備した1人1台端末体制を安定的に維持する必要があるが、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018～2022年度)」では、初期整備費（学習用端末や大型提示装置、総合型校務支援システム）は措置されているが、維持管理費（システム保守料やサポート料、通信料、更新費用、校外ネットワーク通信の高速大容量化等）について、地方財政措置が講じられていない。
- ・ICT支援員（情報通信技術支援員）については、4校に1人の配置基準で積算され、地方財政措置されているが、令和4年度までとなっており、地方財政措置の継続が必要である。
- ・本県では、教員のICT活用指導力向上や授業実践例の展開に取り組んでいるが、児童生徒の発達段階に応じたICTを活用した教育が確実に行えるよう、国による学校種別ごとの効果的な教材や授業実践例等の情報発信・情報提供が必要である。

(3) いじめ等問題行動、不登校の早期発見・早期対応

【内閣府、文科】

① スクールカウンセラー等の配置義務の明確化

- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを全小中学校に標準的に配置すべき職として、義務標準法において定数として算定し、国庫対象とすること

[制度概要等]			
区分	役割	必要性や課題	本県の状況
スクールカウンセラー	<p>児童生徒本人及び保護者の心の問題に着目して問題解決を図る。</p> <p>資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士・公認心理師等 <p>職務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒へのカウンセリング ・教職員に対するカウンセリングマインドに関する研修 ・児童生徒への対応に関して、保護者・教職員への助言 	<p>・不登校や問題行動等の増加、その低年齢化が進む中、教職員のカウンセリング能力の向上が求められるとともに、心の理解とケアに取り組む必要性があり、市町からは配置拡大や配置時間の増加の要望がある。</p>	<p>公立小：134校配置 公立中：全校配置 公立高：全校配置</p> <p>[目標] 全公立小(564校)に配置</p>
スクールソーシャルワーカー	<p>児童生徒を取り巻く環境に働きかけて問題解決を図る。</p> <p>資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士等 <p>職務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別ケースにおける福祉等の関係機関との連携・調整 ・家庭環境への働きかけ 	<p>・教育分野の知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれている様々な環境に働きかけて支援を行うことが求められている。(H27.12.21 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」中央教育審議会答申)</p>	<p>公立中学校区単位に設置（167校区） 【対象：市町立小中特高】</p> <p>[目標] 公立中学校区単位に複数配置(167校区)※指定都市・中核市を除く</p>

② 不登校対策の推進

- ・市町の教育支援センター(適応指導教室)及び民間施設(フリースクール等)に通う不登校児童生徒の通学費等への支援や、民間施設の運営に対する国庫補助制度を創設すること

【提案の背景】

- ・公立の小中学校と比べて、教育支援センター・民間施設は自宅から遠方となり、交通費の負担が生じるケースがある。
- ・民間施設では、活動費などの自己負担が公立小中学校より大きく、これらの経済的負担により利用を諦めざるを得ない児童生徒がいる。
- ・教育機会均等法の趣旨を踏まえ、学校以外の学びの機会を一層確保するためには、民間施設に対する支援の充実が不可欠である。

③ スクールロイヤーの配置に対する財政支援制度の創設

- ・学校に寄せられる様々な要望・問題等に対し、法に基づく助言が得られるスクールロイヤーを配置するための財政措置を拡充すること

【提案の背景】

- ・虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会は増加している。県設置の有識者会議の提案を踏まえ令和3年度からスクールロイヤーを週1回配置している。
- ・国では令和2年度から、弁護士等への法務相談経費に交付税措置が講じられているが、多様化する学校での諸課題に対応するためには、配置日数を増加することが必要であり、スクールロイヤーの配置にかかる財政措置制度の拡充が必要である。

(4) 教育費の負担軽減の充実

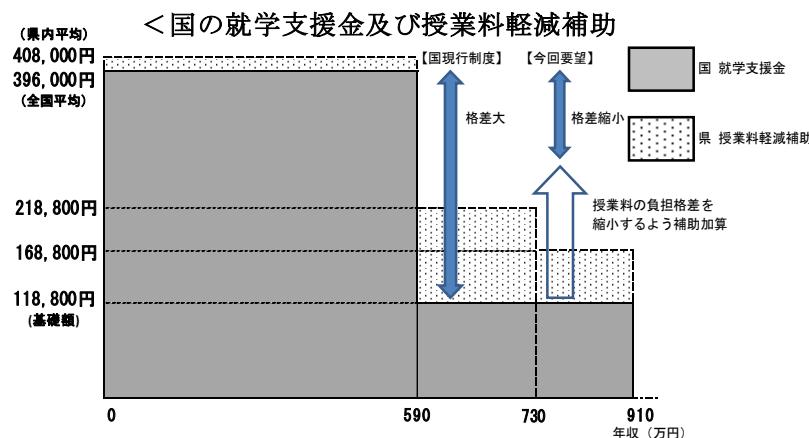
【総務、文科】

① 高等学校等就学支援金制度等（授業料等支援）の充実

ア 高等学校等就学支援金制度の拡充

（無償化基準の見直し）

- ・授業料実質無償化の対象となる年収590万円未満の世帯への支給上限額を、直近の平均授業料額まで引上げること。（全国平均授業料 H30：39万6千円 → R3：44万2千円）
- ・年収590万円未満の基準を直近の数値に改めること
(H23年の子どものいる世帯の収入のおよそ中央値：590万円 → R1では、670万円)
- ・対象外となる世帯（現行：年収590万円以上）についても、所得のわずかな差により世帯の授業料負担に大きな差が生じないよう支給額を引上げること



（入学金に対する支援）

- ・入学金についても、公私で負担格差が大きいため（※）、高等教育の無償化と同様に支援対象とすること

※ 入学金(R3県内平均額)

県立高校：5,650円、私立高校：227,500円

イ 県等が行う修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度の創設

- ・県が行っている授業料軽減補助や各学校が行う奨学生制度に関する利子補給など修学支援事業に対する恒常的な財政支援制度を創設すること

ウ 支給事務の円滑化

- ・新入生の受給資格認定申請について、前年の所得が確定する6月時点で4月～6月分を遡及して当該年度分（4月～翌年6月分）の支給を決定できるよう制度を改正すること（現行：4月に前々年の所得で申請、7月に再度前年所得で申請と2回手続きが必要）

- 市立学校の高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、特別支援教育就学奨励費の支給決定事務等について、学校設置者である政令市が実施するよう法整備すること

【国制度の問題点】

- 都道府県が補助者となっているが、県費負担教職員制度の見直しに伴い、給付負担の決定権限等が政令市に移譲されたことから、政令市立の学校については、学校設置者である政令市が実施すべきである。
- 条例による事務処理特例制度の活用により業務の移譲は可能との見解であるが、法整備により、政令市が実施主体となるべきである。

- 特別支援教育就学奨励費及び高等学校等就学支援金事務におけるマイナンバー情報連携において、円滑な実施のための適切な改善措置を講じること

【提案の背景】

- 所得未申告者(特別支援教育就学奨励費の申請全体の3割)について、市町村窓口での所得ゼロ申告の情報登録時期及び情報反映状況の日次処理と月次処理が混在し、統一的な事務処理が行えない。
- DV被害者等について、システム上での情報連携不可の市町村があり、情報連携が行えない者への対応が個別に必要となることから、全国的に統一した対応マニュアルによる運用が必要。

② 高校生等奨学給付金制度（授業料以外の教育費支援）の充実

ア 全額国庫負担化

- 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金について、他の教育予算を削減することなく、年収要件を拡充するとともに、全額国庫負担とすること

【国制度の問題点】

- 年収約270万円未満である非課税世帯が対象要件であるが、支給対象外世帯が、対象世帯と年収に大きな差がない場合についても支援できるように要件の拡充が必要である。

イ 国による事務費の負担

- 高校生等奨学給付金の支給に関する事務費を措置すること

ウ 高校生等奨学給付金事務処理システムの導入

- マイナンバー情報連携の実施や支給情報の正確な管理が可能となる高校生等奨学給付金支給のための事務処理システムを国主導で導入すること

【提案の背景】

- 令和2年度より、家計急変世帯への支援が拡充され、支給者数が増加し、更なる事務負担が生じているにもかかわらず、事務費の措置がなされていない。
- 今回の見直しに伴い、これまでの年額を一括支給していた扱いから、申請時期に応じた分割支給を行う必要が生じ、支給実績の管理が複雑化している。

③ 貸与型奨学金事業の充実

ア 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度の創設

- 通学交通費に対する所得要件のない奨学金制度を創設すること

【提案の背景】

- 所得制限により高等学校奨学資金貸与を受けられない遠距離通学者にとって、交通費の負担が大きい。
- 独自に所得要件なしに交通費の補助を実施している市町の財政的な負担が大きくなっている。

[本県が実施している「高等学校奨学資金における通学交通費の貸与」の概要]

対象者	奨学資金貸与者（4人世帯の場合約680万円以下等の所得要件あり）のうち1ヶ月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上の生徒
貸与額	月額5,000～45,000円
実績	R3公立分：25名

イ 公益財団法人によるマイナンバー独自利用の対象化

- 日本育英会から事務移管された奨学金事業を、県が当該事業のために設立した公益財団法人に委託して実施する場合、県と同様マイナンバーの独自利用を可能とすること

[奨学金事務に関してマイナンバーが利用可能な場合]

- (独)日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施する貸与事務は、マイナンバーを利用でき、旧日本育英会から都道府県へ移管された貸与事務も、都道府県が直接実施する場合は利用できる。

④ 遠距離通学の児童・生徒に対する支援の充実

- へき地児童生徒援助費等補助金について、市町の財政運営に支障が生じないよう、所要額を満額措置すること

【提案の背景】

- 学校の統廃合により、遠距離通学をせざるを得ない児童が多いことから、通学市町の学校運営予算の圧迫を回避するため、へき地児童生徒援助費等補助金の遠距離通学費の100%交付が必要である。

[「へき地児童生徒援助費等補助金」の概要]

趣旨	学校統廃合等により遠距離通学を余儀なくされる児童生徒のためのスクールバス運行を支援
補助率	予算の範囲内もしくは事業費の1/2

⑤ 海外留学を支援する奨学金制度の拡充

- 海外留学を促進する国の目標を達成するため、意欲ある高校生の海外留学を支援する奨学金制度の対象人数及び給付額を拡充すること

【提案の背景】

- 国は2014年から官民協働による海外留学支援制度である「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」を実施しているが、長期留学支援の対象人数が少ない。

[トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム 長期]

区分	アカデミック（ロング）				
対象人数	20人				
給付額	北米1年間 ¥2,000,000 程度 ※奨学金家計基準を満たす生徒の場合				
・	国の国際文化交流促進費(高校生国際交流促進費)補助金は短期留学のみが対象（しかも、給付額や対象人数が減少している）で、長期留学は県が独自に支援している。				
【国際文化交流促進費補助金（短期留学）の推移】					
年度	H29	H30	R1	R2	R3
給付額	6万円	6万円	5.7万円	6万円	6万円
対象人数	210人	131人	185人	※	※

※R2・3は新型コロナウイルス感染症の影響により対象者はなし

[本県が実施している「高校生に対する留学支援制度」の概要]

対象者	県内高校生（所得制限なし）	県内高校生（所得制限あり）
期間	長期（原則1年間）	短期（7日～）
給付額	30万円	上限20万円
対象人数	8人	75人

⑥ 大学生等に対する奨学金の充実

- 修学支援（授業料等減免、給付型奨学金）について、所得水準（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）の見直しを図り、高校生の就学支援金並みの水準（国公立は年収約910万円未満、私立は年収約590万円未満まで実質無償化）にまで対象世帯を拡大すること

- ・給付型奨学金の対象経費のうち、実験実習費など授業料以外の学校納付金については、修学に必要な経費であることから、国公立大学生も支援対象とすること

(5) 高校教育改革の推進

【文科】

① 高等学校におけるS T E A M教育の推進

- ・課題ごとの小グループに対して専門的な指導を行うため、教員の加配など財政面での支援を行うこと

※ S T E A M教育：Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(芸術/文系)、Math(数学)を総合的に学習し、創造力や課題解決能力を高める教育
 兵庫型はEnglish(英語)にも重点を置く
- ・S T E A M教育を産業界等と連携して進めるため、協力を得られる企業や人材情報を一元的にまとめるなど、国の取組を強化すること

<兵庫型S T E A M教育の概要>

- ・S T E A M教育を推進するモデル校を指定し、カリキュラムの検討等を実施
 - 指定校 兵庫高校、加古川東高校、豊岡高校
 - 協力校 神戸高校（指定校が探究活動を実施する際に、その活動に適した企業・大学を紹介）
 - 指定期間 令和2年度～令和4年度
 - 内容 ICTやIoT等の活用に関する教育プログラムの開発
STEAM教育先進国への教員派遣（短期海外研修）
STEAM教育の専門家による講演会、STEAM教育体験会の実施
ネイティブ英語教員の配置 等

② 普通科新学科における探究活動の充実

- ・普通科新学科において専門性の高い探究を軸とした教科横断的な学びを展開するため、教員の加配や連絡調整を行う職員の配当など財政面での支援を行うこと
- ・国内外の大学や地域の行政等の機関との連携を進めるため、協力を得やすくするための、国の取組を強化すること

【提案の背景】

- ・令和4年度から設置可能となった普通科新学科（学際領域学科・地域社会学科）では、学校設定科目及び総合的な探究の時間において6単位以上の探究活動を行うことが条件であるが、小グループに分かれての活動となるため、教員の加配が不可欠である。
- ・普通科新学科では、学際領域学科において国内外の大学や研究機関等との連携を、地域社会学科において行政機関や事業者等との連携を義務づけられるが、各機関が高校に協力しやすいシステムの構築や意識の醸成が必要である。

③ SSH等、国指定校事業の拡充

- ・国際的に活躍しうる科学技術人材等の育成を継続させるため、国が実施する指定校事業を拡充し、必要な財政支援策を講じること

【提案の背景】

- ・「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業」では、事業開始当初と比較して全国での指定校数が増加したため(72校(H16)→217校(R4))、一校あたりの予算が減少しており(1,870万円(H16)→750万円(R4))、先進的な取組の維持が困難になる。

<R3年度指定の県立高校(11校)>

高校名	期(終了年度)	高校名	期(終了年度)	高校名	期(終了年度)
加古川東	III期(～R3)	龍野	II期(～R4)	姫路東	I期(～R6)
豊岡	III期(～R3)	宝塚北	I期(～R5)	姫路西	I期(～R6)
三田祥雲館	II期(～R3)	小野	I期(～R5)	尼崎小田	IV期(～R7)
神戸	IV期(～R4)	明石北	III期(～R6)		

- ・「スーパーグローバルハイスクール（SGH）事業」(R2終了)の後継事業であり、グローバルな視点を持って地域を支える人材の育成などを行う「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」が、令和4年度末に終了となるため、先進的な教育を実践する事業が必要となる。

<R3年度指定の県立高校(5校)>

指定型	高校名	終了年度	指定型	高校名	終了年度
地域魅力化型	生野	～R3	グローカル型	兵庫	～R4
地域魅力化型	村岡	～R4	プロフェッショナル型	佐用	～R4
グローカル型	柏原	～R3			

(6) 特別支援教育の充実

【文科】

① インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備に伴う財政支援制度の創設

- インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備について、高等学校も補助対象にすること

【国制度の問題点】

- 国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」において、施設は構造の改善等の環境整備に努めなければならないとされており、高等学校においても、以下の必要な整備を行っているにもかかわらず、財政支援策が講じられていない。
- 未整備による合理的配慮の不提供は、障害差別にあたるとされている。

【インクルーシブ教育システムの構築に必要なこと】

- エレベータ、トイレの手すり、点字ブロック、スロープ等環境整備と文字の読み書きが困難な方の読み上げソフト、イラストを用いた具体的な指示等
- 校種が変わっても同様の教育を受けることができる、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校を用意しておくこと（連続性のある「多様な学びの場」の用意）

② 障害の特性に応じた支援の充実

- 特別支援教育支援員の配置に要する財政措置の更なる充実を図ること
- たんの吸引等の医療的ケアを担う看護師配置に要する経費への補助について、必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- 発達障害等の特別な教育的支援を要する児童生徒が増加している中、児童生徒の個々の状況に応じた個別的かつ弾力的な支援を行うため、特別支援教育支援員の配置も増加しており、財政負担が大きくなっている。

【支援を要する児童生徒の推移】

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別支援学校在籍	5,294	5,438	5,456	5,622	5,699	5,798	5,918	5,942
特別支援学級在籍	6,963	7,344	7,924	8,636	9,283	9,999	10,817	11,612
通級による指導	1,934	2,175	2,419	2,675	2,956	3,312	3,604	4,134

【特別支援教育支援員の配置数の推移】

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
特別支援教育支援員数	1,803	1,888	1,958	2,051	2,121	2,316	2,427	2,450

- 看護師配置に伴う経費は教育支援体制整備事業費補助金の対象で、経費の1/3が国から補助されるものの、特別支援学校だけでなく、幼・小・中・高等学校への医療的ケアを必要とする児童生徒の就学が増加していることに対応するため、看護師配置に伴う経費負担が増加している。

(7) 働きがいのある学校づくりの推進

【文科】

重点①教職員定数の改善・充実

- 多様化・複雑化する教育課題に対応するためにも、教職員定数の改善・充実を図ること。また、外部人材の活用促進などを図ること。

【提案の背景】

- 外部人材の活用やICTの活用など、働きがいのある学校づくりを推進しているが、近年ますます多様化・複雑化する教育課題に対応するため、教職員定数の充実を図る必要がある。
- 働きがいのある学校づくりには管理職のリーダーシップが重要であり、校長、教頭が学校運営に専念できるよう、教頭複数配置の充実、主幹教諭のマネジメント機能強化に係る定数の充実、外部人材の更なる活用などを図る必要がある。

<現状：時間外の在校等時間>（上限時間：月45時間 年360時（単位：h:m）

主幹教諭・教諭	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	平均
1月あたり	41:19	80:58	40:47	24:37	48:26
1年あたり	495:50	971:40	489:35	295:25	581:15

教頭	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	平均
1月あたり	65:58	96:33	47:30	61:37	69:45
1年あたり	791:40	1,158:45	570:00	739:35	837:05

※令和元年度「教職員の勤務時間実態調査」（兵庫県教育委員会）

重点② スクール・サポート・スタッフの配置の充実

- スクール・サポート・スタッフの配置に対する補助率を拡充すること。
また、市町独自の配置への支援や、高等学校及び特別支援学校を含めたすべての公立学校に配置できるよう、一層の充実を図ること。

【提案の背景】

- 本県においても、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、平成29年には「教職員の勤務時間適正化推進プラン」を策定し、学校・市町教委・県教委連携の上、具体的な取組目標を定め業務改善等を推進している。
- 文部科学省による緊急対策が公表された(H31.3.18)が、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、人的支援を中心とする国の財政的支援が不可欠である。
- 教員等の長時間勤務時間の縮減を図るため、市町教育委員会及び県立学校等のスクール・サポート・スタッフの配置拡大について国による負担軽減が必要。

【スクール・サポート・スタッフの概要】

業務内容	・授業準備（学習プリント・配布物の印刷、学級毎に仕分け） ・会議準備（資料印刷、セッティング） ・外部対応（欠席連絡、電話取次、来訪者取次） ・新型コロナウイルス感染症対応に伴う業務（消毒作業） 等
配置人数	市町立：全市町へ各1名配置（計40名） 〔目標〕希望する全公立学校に1名を配置

【県立学校業務支援員配置事業の概要（R1～）】

業務内容	・情報整理（各種調査に関するデータ入力等の補助） ・文書作成（関係機関への文書作成・整理） ・外部対応（電話対応、来訪者取次）
勤務時間	3時間×3日／週
配置人数	152名（全県立学校（全日制）：126校、全県立特別支援学校：26校に各1名）

重点③ 部活動への支援の充実

- 中学校の部活動指導員の配置に対する補助率を拡充すること
- 高等学校の部活動指導員配置等に対する地方財政措置を拡充すること
- 部活動指導員の養成等に対する支援制度を創設すること
- 令和5年度から、休日の部活動の段階的な地域移行が始まるにあたり、地域における活動環境の整備・指導者の確保・費用負担のあり方など、具体的な制度設計の提示及び必要な予算措置を講じること

【提案の背景】

- 経験のない部活動の技術指導や長い練習時間、休日の大会引率等のため、日常の授業の準備等に支障を来たし、負担を感じている教員が多数いる。（H28勤務時間実態調査：中学40.1%、高校31.8%）
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の方針において、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行が実施されるにあたり、運営に必要な事務費及び人件費、保険料等の負担が課題となる。経済的な事情から部活動に参加することを断念してしまうことを避ける必要があるため、中学校等の生徒を対象とする部活動を行う団体等に対して、支援を行う必要がある。

【中学校における部活動指導員の配置】 R4当初：12.6億円（R3当初：12億円）

概要	適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に、部活動指導員の配置を支援 [約10,000人]
実施主体	学校設置者（主に市町村）
負担割合	国1／3、県1／3、市町1／3

[本県が実施している「運動部活動活性化推進事業」の概要]

概要	専門的な技術指導を受けられない生徒のために、部活動指導員の配置等を実施
配置等先	県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校
実施事項	・専門的指導力を有する部活動指導員の配置〔55人(指導回数70日/年)〕 ・運動部活動専門家会議の開催

(8) 学校施設の環境改善

【文科、スポーツ】

① 学校施設の環境改善に要する地方負担の軽減措置の充実

- 老朽化対策等のための設備更新や改修・改築に要する地方負担を軽減するため、補助率及び補助単価の引き上げを行うこと

【提案の背景】

- 昭和50年代半ばまでの児童生徒急増期に多く建設された学校施設の老朽化が深刻化し、内外壁のひび割れや電気系統の老朽化など安全面・機能面で不具合が発生している。
- 約10年間で工事単価は、約1.6倍の伸びとなっており、補助単価も、約1.4~1.6倍に引き上がっているが、単価差は縮まっていない。
[R3工事単価：学校の校舎315,243円、R4補助単価〈公立小中学校（兵庫県）〉；校舎 232,200円]
- 防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に関する中長期目標として5年後の空調設置率が特別教室95.0%、体育館35.0%と掲げられているが、これらの空調設置を推進するためには、更なる交付金制度の拡充が必要である。特に、天井高が高く、整備費用が割高となる体育館についても校舎と同額の補助単価であるため、実情に合わせた単価の引き上げが必要である。

- 防災機能強化、トイレ改修、バリアフリー化整備、特別教室や体育館を含む空調整備、給食施設整備などを計画的に進められるよう、必要な財源を当初予算で確保するとともに、適切な時期に交付決定を行うこと

【提案の背景】

- 各市町は、複数年計画により順次、学校施設の整備を実施すること、また、学校運営への配慮から夏休みなどの長期休暇中の工事を計画していることから、時期の不確定な交付決定では長期的、短期的な整備計画に大きな支障を来す。
- 特別支援学校の新增築や大規模改修の補助率や補助単価を拡充すること
- 学校プール・給食施設の老朽化対策として行う改修を補助対象とすること

【提案の背景】

- 特別支援学校は自立活動や職業教育等の充実のため特別な施設設置が必要であるが、補助制度は義務教育諸学校と同等となっており不十分である。
- 現行の補助事業では、学校プール・給食施設の耐震改修や改築は補助対象となっているが、耐震を伴わない改修は対象となっていない。
- 給食施設については、老朽化のため「学校給食衛生管理基準」に適合しない施設設備で学校給食を実施している施設が多くみられ、改修費に関する地方公共団体の財政負担が大きくなっている。

② 高等学校等の長寿命化改修等に伴う財政措置の充実

- 数多くの学校施設が老朽化しており、安全安心な学校環境を確保するためにも、中長期にわたって計画的な長寿命化改修等が必要になることから、起債充当率の引き上げや交付税措置率の引き上げなど、地方負担の財政措置を充実すること

【提案の背景】

- 老朽化している学校施設の長寿命化改修にあたっては、「県立学校施設管理計画」を策定し、平成29年度から計画的に取り組んでいるが、全ての学校施設の長寿命化には、相当の年月が必要となる。今後10年間に限っても、500億円(50億円/年)の経費が必要となる。
- 都道府県の高等学校等の施設改修にあたっては、国庫補助金・交付金の対象外であるため、起債対象となっているものの、交付税措置のある起債は限定期であることから、財政措置の充実が必要。

[起債の概要]

- ・ 公共施設等適正管理推進事業債：充当率90%、交付税措置率30%程度
- ・ 学校教育施設等整備事業債 : 充当率75%、交付税措置率 0%

(9) 夜間中学設置・運営に対する支援の充実**【文科】**

- ・ 夜間中学については本校・分校に関わらず、事務職員、養護教諭が配置されるよう義務標準法改正を行うこと

【提案の背景】

- ・ 夜間中学の教員は本校・分校それぞれの学級数に応じて法定上措置されるが、事務職員、養護教諭については本校と分校を1つの学校として算定されるため、結果として本校への配置となっている。生徒の安全面を考えると分校にも養護教諭を法定上措置すべきであり、事務職員についても、経理等の事務処理は本校と区分して行うため、法定上措置すべきである。

(10) 私立学校教育の充実**【文科】****① 私立高等学校等経常費助成費補助金の充実**

- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金について、予算の総額を確保し、当初示した予算単価及び補助率どおり交付すること

【国制度の問題点】

- ・ 本県では、国の予算単価及び補助率に基づき予算措置を行った上で私立高等学校等への補助金を交付しているが、最終的な国の交付額について、過去に大幅に減額されたことがあり、県の負担増となつたことがあった。

② 私立高等学校等の施設整備費に対する補助の一層の充実

- ・ 改修に加え増築工事を補助対象とするなど補助制度を拡充すること

③ 私立学校建物其他災害復旧費補助事業の適用要件の緩和

- ・ 「私立学校建物其他災害復旧費補助事業」の適用要件を「公立学校施設災害復旧事業」と同等まで緩和すること

【国制度の問題点】

- ・ 激甚災害に指定されない台風や地震等不測の災害により被害を受けた場合でも、私立学校が早急に施設等の復旧を図る必要がある。
- ・ 平成30年度より私立学校に対する適用要件について一部緩和(局地激甚災害指定区域に立地していれば対象となった)されたものの、依然として公立学校施設とは適用要件や財政措置に差がある。

【公立学校施設災害復旧事業の対象災害】

①降雨	最大24時間雨量80mm以上、又は連続雨量が特に大である場合（3日間（72時間）雨量180mm以上）、又は時間雨量が特に大である場合（1時間雨量20mm以上）
②暴風	最大風速15m毎秒以上（10分間平均の風速）
③洪水、高潮、津波等	被害の程度が比較的軽微なものと認められないもの
④その他	降灰、噴火、地震、大火、融雪、竜巻、落雷等

3 多様な人材の活躍推進**(1) 全員活躍社会の推進****【総務、厚労】****重点① 多様な働き方の導入促進**

- ・ テレワーク、ワーケーション、マルチワーク、勤務地限定正社員など、多様な働き方の普及を促進する取組に対して支援を講じること

[本県が実施している「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の概要]	
趣 旨	「ひょうご仕事と生活センター」を拠点として県内企業の取組を支援
取 組	①普及啓発・情報発信：情報誌の発行、フェスタの開催、「宣言→認定→表彰」の枠組みによる取組企業の量的拡大・質的向上、表彰企業の事例集発行等 ②相談・実践支援：ワンストップ相談、ICTアドバイザー等によるテレワーク導入・定着支援、企業の実状にあわせた専門家等派遣・研修等 ③中小企業への助成：中小企業育児・介護代替要員確保支援助成、仕事と生活の調和推進環境整備助成、テレワーク導入支援助成
企業数	宣言企業 3,107社、認定企業 365社、表彰企業 139社 (R4.3.31現在)

② 特定地域づくり事業協同組合設立を支援する特別交付税措置の充実

新・過疎地域等の人口急減地域において、マルチワークによる安定雇用を創出する「特定地域づくり事業協同組合」の設立に対する市町への財政措置について、対象経費の上限(現行300万円・想定雇用人数3人)を雇用人数に応じた支援に見直すこと

【国制度の問題点】

- ・労働者派遣法の財産的基礎の3人分しか対象にならず、事務所設置経費や3人以上雇用する場合は、組合の負担になっている。
〔兵庫県の場合、財産的基礎は104万円／人であり、3人雇用すれば312万円となり上限300万円〕を超過する。

③ 非正規雇用労働者の処遇改善対策の充実

- ・中小企業に対して同一労働同一賃金について普及啓発を行うこと

【提案の背景】

- ・令和3年4月から中小企業にも同一労働同一賃金が適用されたことから、県ではセミナーや個別支援により普及啓発を図っているが、広く制度周知が進んでおらず、各都道府県労働局による一層の制度周知が必要である。

(2) ふるさと就職の促進

【厚労、法務、文科、文化】

① ふるさと就職の促進

ア 地元企業に就職した若者を対象とする奨学金返済支援の充実

- ・地元企業に就職した若者を対象とする奨学金の返済支援について、返済制度を設けた企業に対する支援スキームに見直すなど、制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・平成30年4月に厚生労働省から経済団体に対して、地域限定正社員制度の普及などを内容とする「多様な選考・採用機会の拡大に関する要請書」が提出された。
- ・無利子奨学金(地方創生枠)は経済団体等に出捐を求める一方で、個別企業がメリットを享受できる制度となっていない。

【無利子奨学金(地方創生枠)の概要】

- ・地方公共団体や企業等の出捐による基金を造成。推薦人数は1都道府県あたり各年度上限100名
- ・日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、地方大学等に進学する学生や特定分野(都道府県と地元産業界の合意により設定)の学位を取得しようとする学生に対して地方創生枠を創設

[本県が実施する「中小企業の奨学金返済負担軽減制度に対する補助事業」の概要]	
趣 旨	中小企業の人材確保のため、若年層の県内就職を促進し、若年従業員の奨学金の返済負担軽減制度を設ける企業への補助を実施
補 助 対 象	本社が県内にある中小企業
支 援 対 象 者	次の要件を全て満たす者 ①社員、②日本学生支援機構の奨学金の返済義務がある ③当該企業就職後5年以内、④県内事業所に勤務、⑤30歳未満
支 援 期 間	1人につき最長5年(就職5年目であれば1年間)
補 助 額 等	1人当たり年間返済額の1/3を補助(1人当たり補助上限 年6万円)
R3実績	支援企業数:181社、支援対象者数:516名

イ 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策への支援の充実

- 地方公共団体が大学等と連携して取り組む就職支援策に対する支援を充実すること

【本県が実施する「県内外大学と連携した就職支援」の概要】

- 県内外大学と就職支援協定等を締結し、若年者の県内就職促進に向け大学と連携して就職を支援 ※ 協定締結大学：県内全36大学及び東洋大学、東京農業大学、中央大学、近畿大学、日本大学、東海大学、京都女子大学、大谷大学、岡山理科大学、広島工業大学、京都産業大学、京都橘大学

大学生「兵庫就活」促進事業

大学生が県内企業への理解を深めるための情報提供(ガイドブックの配付)、研究活動の支援を実施

② 若者の就職支援対策

- 個々の学生等との直接面接、対話を重視する採用のあり方を企業に広く啓発すること

【提案の背景】

- 多くの企業が新卒採用に関して導入しているインターネットを通じたエントリー方式は、学生にとって応募機会が増える一方、大企業ばかりに応募が集中するとともにミスマッチが生じるという弊害もある。

(3) 女性活躍の推進

【厚労】

① 出産・育児後の就業継続を支援する施策の充実

- 出産や育児等で一時的に職場を離れる職員の代替要員等の賃金補助制度の創設など支援策を充実すること

【提案の背景】

- 約5割の女性が第1子出産を機に退職している。また、出産後も継続就業した女性の6割以上が短時間勤務などの育児との両立支援制度があることを就業継続に必要な条件に挙げている。
- 育児休業等による代替要員の賃金補助などの経営者側の負担軽減策の充実は、経営者の両立支援への理解と育児休業・短時間勤務制度の利用を促進する効果が期待できる。

【本県が実施する「中小企業育児・介護代替要員の確保支援事業」の概要】

事業概要	代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成
対象	従業員総数 300人以下の企業 事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所
対象労働者	同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者 等
支給額	代替要員の賃金の1/2 (短時間勤務コースは短縮時間分のみ)
支給上限額	休業コース 月額10万円、総額100万円 短時間勤務コース (育児理由) 月額2万5千円、養育する子が小学校3年生まで (介護理由) 月額10万円、総額100万円
支給実績	R3実績 休業コース75人、短時間勤務コース9人 計84人

② 男女の均等な雇用機会・待遇の確保に向けての施策拡充

- 女性向け企業説明会や就職面接会の開催など企業が積極的に女性の採用活動を行えるよう、男女の均等な雇用機会・待遇の確保の支障となる事情を改善するための措置に関する要件を緩和すること

【現行の要件】

- 現在、過去の女性労働者に対する取扱い等が原因で男女間に格差が生じている場合にのみ、女性を有利に取り扱う措置(ポジティブアクション)を講じることができる。

(4) 高齢者の活躍推進

【厚労】

- シルバー人材センターなどへの財政支援を拡充すること

【提案の背景】

- シルバー人材センター関連予算は、事業仕分け前の金額に回復したが、人手不足が深刻化する中、高齢者の労働力に対する期待が高まり、多様な就労の場の拡大が求められている。

- 令和5年10月に導入予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターには、特例により適用しないなど、センターの安定的な事業運営が可能となる措置をとること

【提案の背景】

- インボイス制度の導入以後、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、税務署に登録した適格請求書発行事業者（課税事業者に限る）が交付する適格請求書等の保存が必要となる。
- 現在、シルバー人材センターでは、請負額にかかる消費税から会員に支払った配分金にかかる消費税を差し引いた額を納めている。しかし、制度導入後は、会員が適格請求書発行事業者として登録、消費税の申告義務が生じることから、会員にとって大きな負担となる。
- 一方で、会員が適格請求書発行事業者として登録しなければ、シルバー人材センターは仕入税額控除を受けられず、税負担が増大する。

(5) 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた支援 【総務、法務、外務、厚労、文科、文化】

① 日本語や母語の習得等に向けた取組に対する支援の充実

ア 学校における外国人児童生徒等に対する支援の充実

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援を充実すること
 - 少数在籍校を含む更なる加配措置の拡充
 - 日本語指導教材の充実
 - 日本語指導に対応できる教員の養成
 - 日本語指導や適応指導、通級による指導等に対する支援の充実（母語を話せる人材の確保、専門指導員の設置等）
 - 教員養成段階における日本語指導に関する科目の必修化
- 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」は、支援の実態が把握にくいため、調査項目等の見直しや様式の改善を行うこと

【提案の背景】

- 日本語指導が必要な児童生徒等には「特別の教育課程」が編成できるが、本県では対象児童生徒が散在しており、少数在籍校まで十分な教員の配置ができていない。
(国の制度改革)

H26	日本語が必要な生徒に「特別の教育課程」が編成できるよう制度改正
H29	日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための教員を、基礎定数(18人に1人)として新たに設定
- 日本語指導ができる専門性をもつ教員が少なく、多様な児童生徒へのきめ細かな対応が困難なことから、どの学校でも一定レベルの系統的・継続的な日本語指導ができる体制整備が必要である。

[日本語指導が必要な外国人児童生徒等の現状]

区分	児童生徒数	
	兵庫県	全国
平成26年度	980人	37,095人
平成28年度	1,214人	43,947人
平成30年度	1,307人	51,126人
令和2年度	1,469人	調査なし
令和3年度	1,615人	58,353人

[兵庫県公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別枠選抜の実施]

- 全日制高等学校で学ぶ意欲があるにもかかわらず、渡日間もなく日本語運用能力やコミュニケーション能力が十分でない外国人生徒を対象に特別枠選抜を実施している。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3校(9人)	3校(9人)	3校(9人)	5校(15人)	5校(15人)	5校(15人)

- ・夜間中学に在籍する外国人生徒等に対して、母語が話せる専門人材配置等の制度充実を図ること

【国制度の問題点】

- ・夜間中学は、日本人の義務教育未修了者の教育の場として制度化されたが、現行では、外国人の割合が高く、日本語の習得状況や学習の習熟度が大きく異なるなど、通常の中学校とは状況が大きく異なる。
- ・このような夜間中学の生徒に応じたきめ細かな指導を行うため、母語を話せる人材、専門指導員の設置等実情に則した制度の充実が必要である。

イ 母語教室等への支援制度の創設

- ・外国人児童生徒に対する母語教室、母語による学習教室への支援制度を創設すること

【本県の取組】

- ・県内各地でNPOや市町国際交流協会等が行う外国人向け日本語教室、外国人児童生徒向け日本語・母語・教科学習支援事業に対して運営支援をしている。

② 外国人住民が暮らしやすい地域の実現に向けた各種制度の整備

ア 外国人就労の体制整備への支援

- ・外国人就労のための労働環境整備、外国人労働者を雇用する事業者、監理団体等と地域の行政機関、コミュニティとの連携が図れる体制整備に加えて、子育てや医療、防災、税制等の生活情報の多言語化、日本語教育の推進、文化や生活習慣等の違いからくるトラブルに対する相談体制の充実等、生活環境の整備に対する支援を充実すること

イ 外国人留学生の就職支援

- ・外国人留学生について、国による就職支援事業を大都市(東京、大阪、名古屋、福岡)に限らず各地域で実施すること

【国制度の問題点】

- ・国が実施している大都市を対象とした現在の就職支援事業では、県内の留学生が東京、大阪などへ流出し、県内中小企業への就職促進が進まない。

ウ 医療通訳制度の創設

- ・多言語による医療制度の情報提供や医療通訳者の派遣、遠隔通訳など、医療保険制度が適用され、医療機関が利用しやすく、効果的な医療通訳制度を創設すること

【提案の背景】

- ・診療時の言語や生活習慣等による制約を解消し、県内全域の外国人、医療機関が利用しやすい制度とするには、医療通訳の費用負担が軽減され、全国画一の制度とする必要がある。
- ・厚生労働省では「希少言語^{*}に対応した遠隔通訳制度」を導入しているが、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語といったニーズの高い言語には対応していない。
※タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、クメール語、ミャンマー語、ドイツ語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語

【本県の取組】

- ・外国人住民を支援するNPOが、外国人患者と医療機関からの要請に基づき廉価で医療通訳者を派遣している。年々利用件数が増加している中では、人的・経済的に限界を迎えている。

エ 外国籍無年金者に対する救済措置の実施

- ・日本国籍を有していなかったため国民年金の受給権がない在日外国人（高齢者・障害者）の生活の安定を確保する救済措置を早期に実施すること

【本県で実施している「無年金外国籍高齢者・障害者への福祉給付金の支給」の概要】

○高齢者福祉給付金 16,670円/月 対象者60人(令和3年10月1日時点)

老齢福祉年金の1/2相当額を、市町を通じて支給

○障害者福祉給付金 1級相当 40,671円/月 対象者 64人(令和3年10月1日時点)

2級相当 32,408円/月 対象者 16人(令和4年度見込み)

障害基礎年金の1/2相当額を、市町を通じて支給

オ 罰則等の見直し

- 中長期間在留者の過度な負担となっている在留カードの常時携帯義務(罰則あり)を廃止すること
- 在留カード等の更新や各種変更届出における罰則等を緩和すること

【国制度の問題点】

- 住所地の変更遅れでは、出入国管理法の20万円以下の罰金及び住民基本台帳法の5万円以下の料とされ、複数罰を科せられる。一般県民と同様に住民基本台帳法による罰則まで緩和すべき。

V 個性を磨く地域づくり

1 地方創生の推進

(1) 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金の充実等 【内閣府】

- 地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金について、当初予算において地方公共団体が必要とする両交付金の額を確保すること

[令和元年度まで]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金] + 補正：600億円[地方創生拠点整備交付金]

[令和2年度、3年度]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金 (うち一部は地方創生拠点整備交付金(50億円))] + 補正：500億円[地方創生拠点整備交付金]

[令和4年度]

当初：1,000億円[地方創生推進交付金 (うち一部は地方創生拠点整備交付金(70億円))] + R3補正：460億円[地方創生拠点整備交付金]

【提案の背景】

- 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H27～R1)で目標未達成の東京圏への転入超過解消などに向け、第2期戦略で更なる取組が求められていることから、少なくとも令和元年度以上の予算措置を講じるべきである。

(2) 地方拠点強化税制の充実

【内閣府、経産、厚労】

① 施設整備計画の認定要件の適正化

- 税制上の優遇措置を受けるために必要な施設整備計画の従業者数に関する認定要件は、移転先のみの増加数とすること

【現行の地方拠点強化税制の問題点】

- 本社機能の移転は経営合理化の面から実施されることが多いため、法人全体の従業者数の増加を要件とすることは適切でない。(現行の増加数の要件：大企業5人以上、中小企業1人以上)

② オフィス減税等の拡充

- オフィス減税の税額控除の率及び雇用促進税制の税額控除額を倍増するなど、大幅に拡充すること
- 本社機能の移転・拡充に伴う雇用を促進するため、平成30年度から併用不可となったオフィス減税と雇用促進税制の併用を可能とすること

- ・本社に隣接する基幹工場など、本社機能と一体としてみなすことができる施設についても、対象とすること

<地方拠点強化税制の概要>

区分		内容
地方に所在する本社機能の拡充(拡充型)	オフィス減税	建物、附属設備（空調等）、構築物（駐車場等）を取得した場合、取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
	雇用促進税制	雇用増1名につき30万円の税額控除（最大）
	※併用は不可	
東京23区から地方へ本社機能を移転（移転型）	オフィス減税	建物等（拡充型と同じ）の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
	雇用促進税制	雇用増1名につき初年度50万円 + 上乗せ分40万円×3年の税額控除（最大）
	※併用は原則不可（上乗せ分40万円のみ併用可）	

・本県：14社認定（R3まで）。いずれの企業も両優遇措置の併用を希望

(3) 東京圏への立地規制の制度化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、経産】

- ・本社機能の集中が若者の東京一極集中を加速していることから、地域大学振興法により東京23区の大学の定員増を原則10年間禁じる措置と同様に、一定規模以上の本社や工場、事務所等の東京圏への新規立地（移転を含む。）を抑制する制度を創設すること

重点(4) 土地利用の規制緩和 【国交、農水】

- ・人口減少が進む中、地域の魅力を高め活性化を図るために、市街化調整区域や農振農用地区域などにおける規制緩和も含めた土地利用のあり方について、国においても検討を行うこと

【兵庫県 土地利用推進検討会の設置】

- ・各分野（法律・都市計画・地域振興・農林・商工）の有識者及び県内市町長で構成する検討会を令和3年度に開催し、市街化調整区域等の土地利用の促進方策について検討を実施。

[検討結果]

主な検討項目		検討結果
市街化調整区域等の土地利用	都市計画法改正に伴うイエロー区域の取扱い	都市計画法改正に対応し、市街化調整区域における災害イエロー区域において、一定の安全基準を満たすこと等を要件に開発ができるよう条例を改正（R4年3月）。
	地域活性化のための日影規制の合理化	まちづくりのニーズに的確に対応するため、地区計画等の区域その他これに準ずる土地利用に関する計画が定められた区域のうち、市町長の申出に基づき知事が指定する区域等については、日影規制の対象から除外できるよう条例を改正（R4年3月）。
	空家等の活用及び流通の促進	人口減少の本格化により空家が増加しているため、市町が申し出て、県が指定する「空家等活用促進特別区域」において、民間活力を活用した空家等の流通促進や都市計画法の規制緩和等を行えるよう条例を制定（R4年3月）。
農地の土地利用	農用地区域除外・農地転用許可にかかる事務処理手続の迅速化	手戻りや調整の長期化を防ぎ、手続を迅速化するため、市町における農業・農村の将来ビジョンの明確化に向けた研修会や、整備計画変更時の事前検討会等を開催し市町を支援。

※上記のほか、検討会での議論を踏まえ、令和4年度から都市計画審議会に専門委員会を設置し、令和7年度の都市計画区域マスター・プランの見直しに向け、4つの都市計画区域（阪神間、東播、中播、西播）ごとの区域区分の見直し方針を検討。

(5) UJIターン・二地域居住の促進

【内閣府、総務、農水、国交】

① 移住支援金制度による地方への人材環流の促進

- 制度の更なる活用促進に向け、国による周知・広報の充実を図ること
- 支給対象者の移住元地域等の要件の緩和を検討し、弾力的な運用を図ること

現行：東京23区に在住または通勤・通学

提案：移住元地域の東京圏（東京23区及び地方拠点強化税制対象外地域[※]）への拡大

※[東京都]武蔵野市、三鷹市、八王子市等 [神奈川県]横浜市、川崎市当
[埼玉県]川口市、川越市等 [千葉県]千葉市等 [茨城県]龍ヶ崎市等

- 移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること

【国制度の問題点】

- 全国統一的に実施されている事業であることから、国が周知・広報の充実を図るべき。
- テレワーカー、通学期間、専門人材の対象化及び子育て世帯に対して一定額が加算される等、要件等が拡充されたが、移住元地域の東京圏への拡大等の更なる要件緩和を行うことが必要。
- 移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年に渡り居住確認を行う等、煩雑な事務手続きが生じている。

【移住支援金制度の概要】

- UJIターンによる起業・就業者等創出のため、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ（地方創生推進交付金）」を活用し、都道府県において実施（支給事務は市町が実施）

支給要件	次の全ての要件を満たす者 ① 直近10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は通勤・通学していた者 ※住民票除票や戸籍附票の写しの添付が必要 ② 兵庫県に移住し、5年以上継続居住する意思のある者 ③ 県が支援対象と認めた企業に就職した者または社会的分野の起業をした者等
支給金額	世帯1,000千円、単身600千円 ※18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大30万円を加算
負担割合	国1/2、県1/4、市町1/4
返還要件 (一例)	① 1年未満で要件を満たす職を辞した場合：全額返還 ② 3年未満で当該市町から転出した場合：全額返還 ③ 5年未満で当該市町から転出した場合：半額返還 ※市町において、数年に渡る居住確認が必要。債権管理も市町が実施。

② 第二住民登録制度の創設

- ふるさとに親族・資産を残しながら都市で生活するなど二地域に関わりのある人々に対し、第二住民登録制度の創設等により、住民税納税地や投票権の選択・分割等が可能となるような制度を創設すること

【本県が実施する「ひょうごe-県民（県外県民）登録事業」の概要】

趣 旨	兵庫出身者やゆかりのある人を対象に、兵庫を第2の住所として登録する制度を創設し、地域情報の発信や県特産品の販売等を通じて、ふるさとの交流機会の拡大や移住人口の増大を図る。
実施内容	・ひょうごe-県民（県外県民）証カード（ポイント付与電子マネー付き会員証）の発行 ・スマートフォンアプリ及び兵庫県インターネットモールの運営
メリット	・兵庫にゆかりのある人々の増加（UJIターンの期待、観光など県訪問者数の増大） ・ふるさと意識の醸成（県政情報のタイムリーな提供、ふるさと納税の促進、同窓会、県人会等の活性化） ・地域経済の活性化（兵庫県インターネットモールでの県産品の販売拡大等による県内消費の喚起）

③ 空き家活用の促進・空き家対策の強化

ア 立入調査権限の強化

- 長屋等について、住戸単位で空き家となっている部分を空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とし、立入調査などの法に基づく対応が可能となるよう見直すこと

【提案の背景】

- 4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅（住戸）の一部が崩れ保安上危険な状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができない事例がある。
- 当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置（固定資産税等の住宅用地特例の適用除外）がないことから、その効果が限定的である。

イ 所有者が不明となっている空き家対策の強化

- 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助率を3/5（現行2/5）に拡充すること
- 空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと
- 所有者不明空家等（土地含む）の財産管理人選任申立てにかかる予納金に対し、跡地の利用を問わず財政支援を行うこと

【提案の背景】

- 所有者等が不明な場合は、市町の負担で略式代執行を行い、土地の売却益等で費用をまかなっているが、特に地価の低い地域では市町の財政負担が大きい。
- 応急的危険回避措置は、市町が独自に条例に基づき取り組んでおり、財政的負担が生じている。
- 略式代執行に至らない空家等について、予納金に係る支援対象が跡地を公共利用する場合に限られていることから、財産管理人制度の活用が進まない状況となっている。

ウ 住宅用地特例の適用対象の適正化

- 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、居住実態がなくなってからの期間など具体的な基準を示した上で、市町村が積極的に住宅用地特例を解除できるよう制度改正を行うこと
- また、上記のほか、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと

【提案の背景】

- 平成26年に空家特措法が施行され、空き家のうちそのまま放置すれば倒壊等のおそれのある「特定空家等」について、勧告の措置がなされたものは固定資産税の住宅用地特例（固定資産税（最大1/6）・都市計画税（最大1/3））の適用除外措置がなされた。
- しかし、それ以外の空き家に関しては依然として住宅用地特例の対象となるため、抜本的な空き家対策の解決に繋がっていない。
- また、現在の基準では特例を適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しい団体もある。

<空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例(R4.4.1施行)>
本県では、市町が特に空家の活用・流通促進を必要とする区域を県が「空家等活用促進特別区域」に指定して、当該区域内の空家所有者に利用・管理情報等の届出を義務づけ、住宅用地特例の適用に際しては、当該届出情報を踏まえた調査に努めることとする仕組を創設。

(6) 過疎地域の振興等 【内閣府、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の拡充と対象事業の拡充

ア 地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の拡充

- 各市町で策定した過疎計画、辺地の総合整備計画の事業を確実に、実施できるように、過疎対策事業債及び辺地対策事業債の地方債計画の計上額(4年度:過疎債5,200億円、辺地債530億円の拡充を図ること

イ 過疎対策事業債対象事業の拡充

- 道路ネットワークの整備など、効率性・一体性の観点から都道府県が広域的に実施するものについて、過疎対策に関する都道府県の役割として明確化し、過疎対策事業債の対象とすること

② 離島振興施策の一層の充実

ア 離島振興関係予算の確保と補助率の嵩上げ

- 島外との交流促進や風水害対策等、離島固有の財政需要に対処できるよう各省庁所管の離島振興関係予算の所要額を確保するとともに、補助率の更なる嵩上げを行うこと

イ 離島航路補助事業の予算の確保と補助率の嵩上げ

- 島民の命綱ともいべき航路を堅持するため、燃料代の高騰や新型コロナウイルス感染拡大等に伴う離島航路事業の欠損額の増加を踏まえた十分な予算を確保すること
- 人件費や船舶修繕費等の抑制など離島航路事業者の経営改善努力に応じた国庫補助率の嵩上げなど制度を拡充すること

(7) 地域おこし協力隊への支援

【内閣府、総務】

① 特別交付税措置の対象地域の拡大

- 特別交付税の対象となる地域おこし協力隊の活動経費について、対象地域を過疎法等の指定地域などに限定せず、高齢化や人口減少により人的支援が必要な集落を有する全市町村に拡げること
- 活動期間(最長3年)の延長など、制度の拡充を行うこと
- 「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されているため、移住要件を廃止し、地域外の人材が通いや二地域居住等を活用して継続的に行なう地域おこし活動についても、特別交付税の対象とすること

【国制度の問題点】

- 現行の対象地域は、3大都市圏においては、過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域に限定され、R1年度より人口減少率(2005-2015年度)11%以上の市町が対象とされたが、対象地域外でも、本県で実施している地域再生大作戦等により地域活性化に積極的に取り組んでいる市町や独自財源で制度を導入している市など、協力隊制度を必要としている市町がある。
- 現行制度は都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を対象としているが、全国的に人口減少が進むなか、移住者に限定せず、地域外の人材を地域づくりの担い手として取り込むことが重要である。
〔※ 総務省による「関係人口」の定義
移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。〕

② 起業を支援する特別交付税措置の充実

- 「地域おこし協力隊」の起業を支援する特別交付税措置について支援額の上限（現行：上限100万円）を引き上げるとともに、支援期間（現行：1年間）を複数年化すること

③ 地域おこし協力隊募集イベントの定期開催

- 人材確保のため、全国規模やブロック規模の地域おこし協力隊募集イベントを都市部において定期的に開催すること

④ 地域再生計画に基づく施設整備に対する財源の確保

- 令和4(2022)年度以降も、地域再生計画に基づく、道、汚水処理施設、港の整備が着実に実施できるよう、地方創生推進交付金制度を堅持し、十分な予算を確保すること

【地方創生推進交付金の活用を予定している地域再生計画（令和4年4月時点）】

地域再生計画の名称	計画作成主体	計画期間	総交付金額(千円)		交付金の種類	施設の種類	地区等の名称	事業主体
			うちR4年度要望額					
水・緑・人がともに生きるまちづくり計画	兵庫県、神河町、多可町、西脇市	H27～R3	3,050,000	253,061	道	林道	千ヶ峰・三国岳線	兵庫県
					道	市町村道	水走り中河原線ほか2地区	神河町
					道	市町村道	町道豊部35号線ほか3地区	多可町
					道	市町村道	市原羽安線	西脇市
『～食極めれば淡路島～』南淡路地域再生ネットワーク化計画	兵庫県、洲本市、南あわじ市	R3～R7	7,162,000	1,865,600	道	広域農道	南淡路4期地区	兵庫県
					道	市町村道	山神線	洲本市
					道	市町村道	大榎列古長田線	南あわじ市
あなたが好きなまち・朝来市計画	兵庫県、朝来市	H28～R4	786,650	144,625	道	林道	千ヶ峰・三国岳線ほか1地区	兵庫県
					道	市町村道	物部伊由市場線	朝来市
響きあう心世界へ拓く結の郷やぶ計画	兵庫県、養父市	H29～R5	347,500	60,050	道	林道	須留ヶ峰線	兵庫県
					道	市町村道	市道朝倉高柳線	養父市

2 デジタル化の本格的推進

重点 (1) 5Gなどデジタル基盤の整備加速

【デジタル、総務】

- 都市部だけでなく全ての地域で5G基地局の整備が進むよう、携帯電話事業者への支援等を充実すること
- 中小企業によるローカル5Gの利用促進に向け、システム構築等に要する技術的・財政的支援制度を拡充すること
- 自治体による地域間の情報通信格差是正対策などハード・ソフトのデジタル化推進事業に活用できる、自由度の高い交付金を創設すること

重点 (2) デジタルデバイド対策の推進

【デジタル、総務】

- デジタルデバイド対策を推進するため、デジタル活用支援推進事業について地域の実情を踏まえ、より使いやすい制度となるよう見直すこと

【国制度の問題点】

[デジタル活用支援推進事業の概要]

目的：高齢者等のデジタル活用に関する不安を解消

内容：高齢者等が身近な場所で身近な人からデジタル活用について学べる講習会やデジタル活用支援員を育成するための教材作成や研修等の実施

- ・講習会は携帯キャリア等により開催されるが、開催場所は主に携帯ショップであり、高齢者が身近な場所でデジタル活用を学ぶ「講習会」を受講できる機会が不足している。
- ・講師の育成はデジタル活用支援員に限られており、身边に相談できる者の育成は行われていない。
- ・携帯ショップのない市町への講師派遣制度は採択枠が少なく、今後、行政手続きのオンライン化が進んでいくことから、採択枠を増やしていく必要がある。

重点(3) デジタル人材の確保・育成

【デジタル、総務、経産、厚労】

- ・デジタル人材の育成・確保に向けた取組を国として強力に推進すること

(4) スマート自治体の構築

【デジタル、総務】

① スマートシティの推進

- ・ビッグデータや先端ICTを活用し地域課題解決を図るスマートシティの取組を推進するため、国が実施するスマートシティ関連事業について、以下の措置を講じること
 - データ連携基盤構築やデータ連携に必要なアプリケーション開発に対する専門人材派遣など技術的支援を拡充すること
 - 採択枠の拡大や当面の間の維持管理費の補助対象化など財政的支援を強化すること

[(国) スマートシティ関連事業の概要]

- ・内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省「スマートシティ官民連携プラットフォーム」多様なステークホルダーの積極的な参画及び官民連携を推進することにより、スマートシティ取組を加速することを目的とし、各府省におけるスマートシティ推進に資する活動や企業、大学・研究機関、地方公共団体、関係府省等会員間の課題・研究・技術・開発等の情報共有、相互啓発、連携強化に関する活動を実施
- ・内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）」（R3補正：200億円）デジタルを活用した、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、国が交付金により支援

	内閣府	総務省	国土交通省	経済産業省	国土交通省
事業名	未来技術社会実装事業	地域課題解決のためのスマートシティ推進事業	スマートシティ実装化支援事業（スマートシティモデルプロジェクト）	地域新MaaS創出推進事業	日本版MaaS推進・支援事業
概要	地域のSociety5.0の実現に向け、地方創生の観点から優れた自治体の未来技術の社会実装に向けた現地支援体制の構築等、関係府省庁による総合的な支援を実施	地域が抱える様々な課題（防災、セキュリティ・見守り、買物支援など）をデジタル技術やデータの活用によって解決することを目指すスマートシティの実装を関係府省と一緒に推進	スマートシティの分野で、世界の先導役となることを目指し、全国の牽引役となる先駆的な取組を行う先行モデルプロジェクトを募集。スマートシティの取組を支援	地域における新たなモビリティサービスの社会実装の実現に向け、事業面、体制面、受容・効果面など取組の中でも共通した課題の解決に向けた高度なMaaS実証を推進	感染症拡大などにより変容した利用者ニーズへの対応や、公共交通等の利便性を面向的に向上させるMaaS等の取組の普及により、公共交通等の移動サービスの高度化、利便性・効率性の向上を図る。
R4年度予算	0.8億円の内数	4.6億円	2.65億円	数億円程度	0.73億円（R3補正 285億円の内数）
主な支援対象	社会実装に向けた関係府省庁による総合的な支援（各種補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等）	デジタル技術を活用したサービス・アセットの導入、都市OSの導入（整備・改修）等	実証事業	地域の課題解決や全国での横展開のモデルとなる高度なMaaS実証を委託事業として実施。	社会実装に向けた関係府省庁による総合的な支援（各種補助金、制度的・技術的課題等に対する助言等）

【提案の背景】

- ・本県では、R4年度からスマートシティの取組に意欲がある市町を公募し、市町と県・企業等が連携して、横展開も見据え、先進事例の共有や技術的ノウハウの提供等による支援を行うスマートシティモデル事業をスタートしている。
- ・取組を推進していくためには、分野横断的なデータ連携を可能とする情報基盤やデータの標準化、アプリケーション開発が必要だが、そのための専門的知識やスキルが不足している。
- ・スマートシティ構築に必要なハード整備には多大な費用を要するため、国のスマートシティ関連事業を活用する必要あるが、現在の採択数では活用が難しいほか、取組を軌道に乗せるまでの間は維持管理についても支援する必要がある。

② スマート自治体構築に向けた情報システムの整備

- ・自治体情報システムの標準化・共通化のために必要な経費については、自治体の負担が生じないよう全額国庫で措置すること
- ・自治体クラウドの維持管理経費に係る特別交付税措置を令和5年度以降も継続すること

【提案の背景】

- ・国はガバメントクラウド上に、地方公共団体の20の基幹業務システム（住民基本台帳、国民健康保険など）を標準準拠システムに移行することとしている。
- ・ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行するために必要となる準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）やシステム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等）については、R2年度3次補正予算（※）において全額国費で地方公共団体情報システム機構に基金造成され、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）として市町に交付される。（※ 総務省「自治体情報システムの標準化・共通化」（1,509億円））
- ・デジタル基盤改革支援補助金には補助基準額の上限額が設定されており、各自治体においては上限額を超える部分の財政負担が生じる。
(補助基準額の算定式)
市区町村（～5万人） 1,800万円 + 人口×1,150.0円／人
市区町村（5～20万人） 7,550万円 + （人口－5万人）×920.0円／人
市区町村（20～100万人） 21,350万円 + （人口－20万人）×750.0円／人
指定都市 83,500万円 + （人口－50万人）×460.0円／人
- ・今後、都道府県の事務も含め、更なる業務やシステムの統一化を図る際にも、上記と同様、全額国費で措置すべきである。
- ・自治体クラウドの導入に係る特別交付税措置は、ガバメントクラウドの整備を踏まえて令和3年度から対象外とすることが示された。継続経費は令和4年度も対象とされたが、令和5年度以降の予定が示されていない状況である。

- ・国がオンライン化する行政手続のうち自治体に関連する手続については、スケジュールを早期に示し、自治体に経費負担が生じないよう全額国費で措置すること

【提案の背景】

- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画では、國の方針に基づきオンライン化の対象となる行政手続が具体的に示されているが、一部の手続についてはオンライン化の実施時期が明示されていないため、自治体側の対応を検討できない。
- ・国が主導するオンライン化に伴い、自治体側にデータ整備や端末購入などの負担が発生する場合は、國の責任において当該費用も國費措置するよう求める。

（5）セキュリティ対策の徹底

【デジタル、総務】

① 再点検と安全対策の提示

- ・セキュリティ対策を再点検し、國民の信頼が得られる安全対策を示すこと

② セキュリティ対策への財政措置

- ・セキュリティ対策に必要な経費について、引き続き財政措置を講じること

- ・次回（令和8年度予定）の自治体情報セキュリティクラウドの更新について、設計、テスト等の移行に要する経費のみでなく、機器購入または賃貸借に要する経費も補助対象とすること（平成27年度補助では、機器購入も対象）
- ・自治体情報セキュリティクラウドの維持・運用に必要な経費について、財政措置を講じること

(6) マイナンバーの活用

【デジタル、内閣府、個保委、総務、厚労】

① 円滑な制度運用に向けた一層の周知

- ・制度の概要やメリット、カードの取得方法や今後の利活用拡大等について、若者から高齢者までの各階層、民間事業者等の各ターゲットに応じた、分かりやすい周知・広報を強化すること
- ・広域的行政主体である都道府県における周知・広報の取組経費について、マイナポイント事業費補助金の基準額を市町並みとするなど、十分な財源措置を行うこと

② 安全性と利便性の向上

- ・経済対策としての活用や住民サービスの更なる向上に向け、「社会保障」「税」「災害対策」に限定されているマイナンバーの利用について、利用できる事務を拡充すること
- ・保険証利用に必要となる各医療機関等のシステム改修に要する経費については、診療所等の小規模医療機関等の財政負担の軽減という観点から、令和5年度の補助率(1/2等予定)を令和2年度と同様の補助率(10/10)とすること
- ・公的個人認証機能について、生体認証を用いるなど暗証番号だけに依存しない個人認証方法を確立すること
- ・各種免許証や障害者手帳等との一体化を図り、安全性と利便性を両立した仕組みを速やかに構築すること

③ マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限延長

- ・マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)にあわせて延長すること
- ・電子証明書の更新手続について、郵便事務取扱法の改正により可能となった郵便局のみならず、パソコンやスマートフォンによるオンライン申請や、コンビニエンスストア等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、更新手続の選択肢を更に拡大すること

【国制度の問題点】

- ・電子証明書は、e-TAXや証明書のコンビニ交付など、事務手続を行政の窓口に行かずにできることがメリットであるが、電子証明書の更新のために5年に1回窓口に行く必要がある。
- ・そのため、更新されないまま失効し、マイナンバーカード（多くの場合、有効期間は発行から10年）は有効であるのに、コンビニ交付等のサービスが使えないという状況が発生することで、カードの利用価値が下がり、取得率・利用率が低迷することが懸念される。

④ 効果的・効率的な制度への改善

ア 交付事務経費の負担軽減

- ・各市町の交付円滑化計画に基づいて行うマイナンバーカード交付体制の増強に関する費用については、カードの交付申請増加を見据え、市町に対して適宜適切な情報提供を行うとともに、引き続き市町負担を生じさせないよう十分な予算を確保すること

【国制度の問題点】

令和4年度中にほとんどの住民がカードを保有することが想定されており、そのためには、カード申請者の増加に対応するため、市町の窓口体制をさらに強化するための十分な予算を確保する必要がある。

イ 安定的なシステム稼働

- マイナンバーカードの円滑な交付のための安定的なシステム稼働について引き続き必要な措置を講じること

3 交流基盤の整備促進**(1) 社会基盤整備に必要な予算総額の確保****【国交】**

- 住民の暮らしを守り、地域の活力を支える社会基盤の整備の着実な推進に必要な直轄・補助事業の予算を確保すること（下表例示）

事 業 名	事業箇所等	※下線は直轄事業
道路整備事業	<u>【基幹道路】</u> 名神湾岸連絡線、大阪湾岸道路西伸部、神戸西バイパス、北近畿豊岡自動車道、 <u>東播丹波連絡道路</u> 、山陰近畿自動車道、東播磨道、 <u>姫路バイパス</u> 、 <u>加古川バイパス</u> <u>リニューアル</u> <u>【その他道路】</u> <u>国道176号名塩道路</u> 、 <u>国道2号相生有年道路</u> 、 <u>国道9号笠波峠除雪拡幅</u> 、 <u>国道28号洲本バイパス</u> 、 <u>国道29号姫路北バイパス</u> 、 <u>波賀町防災</u> 、 <u>豊岡竹野線(城崎大橋)</u> 、 <u>竜泉那波線等</u>	
街路整備事業	(都)尼崎宝塚線、(都)尼崎伊丹線(尼崎市) (都)国道2号線(加古川市)、(都)国道線(姫路市)等	
連続立体交差事業	JR山陽本線東加古川駅付近、山陽電鉄本線高砂駅～荒井駅付近	
交通安全施設整備事業	国道178号、川西篠山線、明石高砂線等	
道路防災事業	国道373号、国道429号等	
道路橋耐震対策事業	国道250号新網干大橋、福良江井岩屋線 御原橋等	
河川事業	<u>加古川</u> 、 <u>揖保川</u> 、 <u>円山川</u> 、 <u>猪名川</u> 武庫川、市川、猪名川、明石川、加古川、円山川、津門川、 <u>新川</u> ・ <u>東川</u> (統合排水機場)、水尾川、引原ダム(ダム再生)等	
砂防関係事業	六甲山系(グリーンベルト整備事業含む)、赤花川、水根川等	
港湾整備事業	姫路港、 <u>尼崎西宮芦屋港</u> 、東播磨港、家島港、柴山港等	
海岸整備事業	東播海岸、尼崎西宮芦屋港海岸、福良港海岸、淡路海岸等	
下水道整備事業	武庫川流域下水道、兵庫東流域下水汚泥広域処理場等	
市街地整備事業	英賀保駅周辺土地区画整理、三田駅前Cブロック地区市街地再開発等	
公園整備事業	国営明石海峡公園、明石公園、赤穂海滨公園等	
公営住宅整備事業	洲本宇原住宅、明石長坂寺住宅等	
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業(建築物耐震対策緊急促進事業)	ホテル・旅館等の耐震化、事業拡充 兵庫県庁舎の再整備	
住宅・建築物耐震改修事業	民間住宅の耐震化、土砂災害特別警戒区域に存する既存住宅・建築物の防護壁等整備、事業拡充	
がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域等内に存する既存住宅の除却・移転、事業拡充	
宅地耐震化推進事業	第2次スクリーニング対象箇所(三木市、小野市)、事業拡充、補助率嵩上げの継続	

(2) 基幹道路等の整備推進

【内閣府、総務、国交】

① 基幹道路ネットワーク整備の加速化

- ・基幹道路ネットワークの早期完成に向け、事業中路線の整備推進やミッシングリンク早期事業化、特に山陰近畿自動車道の直轄調査を踏まえた権限代行による早期事業化を実施すること

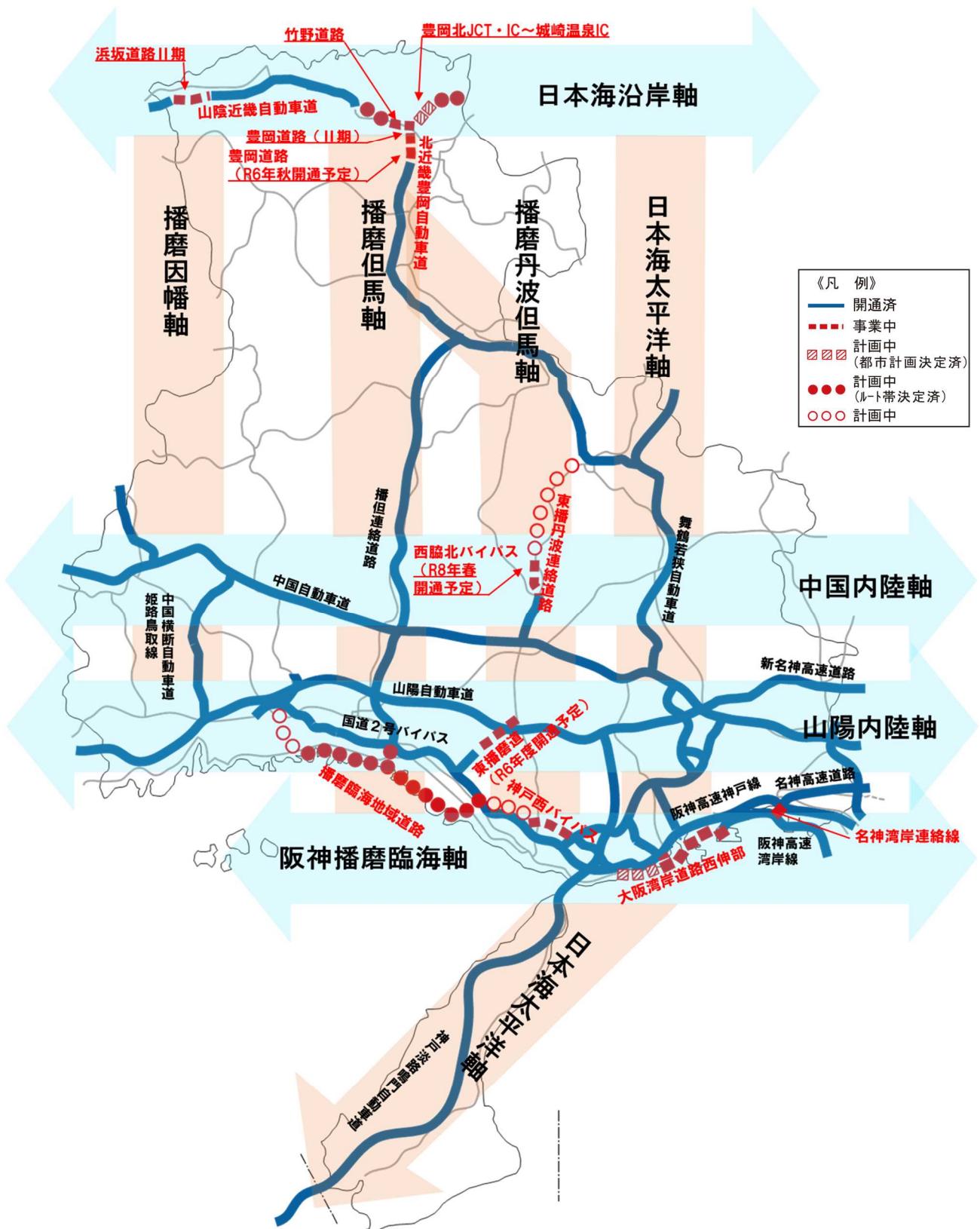
<事業中路線の整備推進>

路線名	要望内容
名神湾岸連絡線〔直轄〕	<ul style="list-style-type: none"> ・早期整備に必要な予算の確保、大阪湾岸道路西伸部に遅れることのない開通 ・有料道路事業の早期導入による整備財源の確保・事業推進 ・阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線へ交通転換が図られる料金の設定
大阪湾岸道路西伸部〔直轄・阪高〕 (六甲アイランド北～駒栄)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期完成に向けた事業推進 ・「みなと神戸」にふさわしい景観の創出
神戸西バイパス〔直轄・NEXCO〕	<ul style="list-style-type: none"> ・早期完成に向けた事業推進 ・一般道路部の着実な整備推進による専用道路部との同時開通
東播丹波連絡道路〔直轄〕	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇北バイパスの令和8年春の確実な開通に向けた事業推進
北近畿豊岡自動車道〔直轄〕	
豊岡道路 (但馬空港IC～豊岡IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年秋の確実な開通に向けた事業推進
豊岡道路(Ⅱ期) (豊岡IC～豊岡北JCT・IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期工事着手に向けた事業推進
東播磨道(北工区)〔県事業〕	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度全線開通に向けた事業推進に必要な予算確保
山陰近畿自動車道〔県事業〕	
浜坂道路Ⅱ期 (居組IC～新温泉浜坂IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル等大規模構造物施工に必要な予算確保
竹野道路 (竹野IC～豊岡北JCT・IC)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期用地買収に必要な予算確保

<ミッシングリンクの早期事業化>

路線名	要望内容
播磨臨海地域道路	<ul style="list-style-type: none"> ・早期事業化に向けた都市計画・環境影響評価手続きへの支援（ルート計画案の早期提示等） ・早期完成に向けた有料事業導入等の検討を推進
山陰近畿自動車道	<ul style="list-style-type: none"> ・豊岡北JCT・IC～城崎温泉IC間の直轄調査を踏まえた権限代行による早期事業化 ・直轄権限代行等が速やかに実施できる国（地整局）の体制・機能の強化・拡充 ・未事業化区間の早期事業化に向けた調査費の予算確保
東播丹波連絡道路	<ul style="list-style-type: none"> ・西脇北バイパス以北（西脇市黒田庄町～丹波市氷上地域）の早期事業化に向けた調査推進

兵庫県の基幹道路(八連携軸)



- ・国直轄事業で整備する全ての高規格道路^{*}について、高規格幹線道路並の地方交付税措置とすること（現行20%→45%）

【提案の背景】

- (ア) 国直轄事業で整備する高規格幹線道路の地方負担の地方交付税措置 45%
- (イ) 上記を除く国直轄事業で整備する高規格道路（例えば、大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線など）の地方負担の地方交付税措置 20%

※R3.7月に策定された「近畿ブロック新広域道路交通計画」において、高規格幹線道路、地域高規格道路等を含めて高規格道路と位置づけられたことから、(イ)についても(ア)と同等の地方交付税措置が必要である。

② 高速道路の持続的利用に向けた取組

ア 有料の高速道路における料金徴収期間の延長

- ・更新事業・維持管理等を安定的に実施するために、料金徴収期間を延長すること

イ 利用しやすい高速道路料金の実現

- ・ターミナルチャージの重複徴収の撤廃、経路によらない同一料金の拡大等、管理主体を超えたシンプルで、シームレスな料金体系への見直しを進めること
- ・本州四国連絡高速道路の料金について、令和6年度以降も現行料金水準を維持すること

ウ 高速道路の利活用

- 新・大鳴門橋の桁下空間を活用した自転車道（災害時は緊急避難路として活用）の実現に向け支援すること

③ 地域の交流や日常生活を支える道路整備の推進

ア 緊急輸送道路における大規模構造物の個別補助事業化

- ・緊急輸送道路における一定期間に多額の事業費を要する橋梁等の大規模構造物の整備について、個別補助事業の対象として補助制度を拡充すること

【提案の背景】

- ・老朽化に伴う橋梁架替え事業については、道路メンテナンス事業として個別補助事業の対象となつたが、新設橋梁は対象外となっている。
- ・激甚化する風水害や切迫する大規模地震等における災害発生後の初期段階から、救助・救援・物資輸送・復旧復興等の基盤となる緊急輸送道路の早急な機能強化が必要であるため、個別補助事業として強力に推進することが必要である。

※(国)2号〔和坂拡幅〕、(主)宗佐土山線〔天満大池バイパス〕等

イ 府県間にまたがる広域防災道路の早期接続

- ・都市計画道路山手幹線（平成22年度開通済）と接続する大阪府側の「三国塚口線」の早期開通に向け、更なる事業促進を支援すること

【提案の背景】

- ・国道2号、同43号を補完して、府県間にまたがる広域防災道路としての機能を發揮するため、早期接続が必要である。

ウ 通学路の安全対策、踏切の安全対策、自転車活用、無電柱化の推進

- ・日常生活を支える道路整備の取組が着実に進むよう、財政措置を充実すること

【提案の背景】

- ・各市町単位に、学校、PTA、警察、道路管理者等から成る協議会で策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、事故の発生状況、通学児童の利用状況などを勘査し、令和5年度までの5箇年で、40kmの歩道整備等を推進し、通学児童の安全を確保する。
- ・市町等と連携し、生活道路の交通安全に係る新たな連携施策である「ゾーン30プラス」により、人優先の安全・安心な通行空間の整備に取り組んでいく。
- ・踏切除却による渋滞の解消や歩行者の安全確保を図るため「踏切すっきり安心プラン

(2019(H31)～2023(R5)年度)」に基づき、立体交差化や踏切部の歩道拡幅等の対策を計画的に推進している。

- 「兵庫県自転車活用推進計画」に基づき、自転車ネットワーク路線や中高生の自転車通学経路において、令和5年度までの5箇年で、60kmの自転車通行空間整備を推進している。
- 防災機能の強化、安全で安心な通行空間の確保、良好な景観形成等を目的として、「兵庫県無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を実施している。

(3) 人と物の新たな流れを生み出す空港の整備

【国交】

① 関西3空港一体運営の効果を高める施策の推進

- 新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、回復後の拡大が期待される航空需要を関西全体で取り込み、関西経済を浮揚させていくため、人的交流と物流の拠点として、関西3空港が最大活用されるよう取り組むこと

【提案の背景】

- 神戸空港は、運用規制の緩和により1日80回に拡大された発着枠は令和4年夏ダイヤで78回と上限近くに達している。
- コロナ前において、関西空港の発着回数が環境アセス上限の23万回に迫っていることから、次回関西3空港懇談会では、関西空港の発着回数の拡大が議論される見込み。
- 需要低迷期における関西空港の運営や利用を前提とした、神戸空港の運用制約は撤廃し、政策的規制のない他の空港と同様に取り扱うことが必要である。

[関西3空港懇談会取りまとめ(R1.5)(概要)]

(2025年頃までの中期の視点に立った取組)

空港名	取組内容
関西空港	・旅客処理能力の拡大継続、環境影響調査の検証、将来需要に応じた発着容量の拡張可能性に関する検討、国際拠点空港としての競争力強化と需要拡大
神戸空港	・国際化を含む空港機能のあり方の検討

(上記以外の課題)

空港名	取組内容
伊丹空港	・存続協定を尊重し、地元関係者と対話しながら取組みを進めることが重要 ・運用時間外の発着便や代替着陸便等については、定時運航率向上などに取組み、周辺環境改善への努力と利用者利便の向上を図る。 ・上記の課題解決を図った上で、存続協定や国の経営統合方針、地元の意向、短中期の取組等を踏まえ、また、将来の大幅な需要変動を見据えて、国際便の就航可能性を含めた今後のあり方について、状況に応じて議論

(その他の取組)

ワールドマスターズゲームズ2021関西など、国際イベントの臨時の対応は、懇談会でその時々に議論

[関西3空港の発着回数の上限等]

関空	伊丹	神戸
上限：23万回 実績：20.7万回（R1暦年） 5.8万回（R2年度） 7.2万回（R3年度）	上限：370回/日 実績：370回/日（R4.4月ダイヤ）	上限：60→80回/日 ※3空港懇で合意（R1.5） 実績：78回/日（R4.4月ダイヤ）

[国際チャーター便の制限]

伊丹空港、神戸空港を発着する国際チャーター便については、オウンユースのための国際旅客及びオウンユースのための国際貨物チャーター便にのみ制限されている。

[国際チャーター便の種類]

伊丹空港、神戸空港は、チャーター便数の99%を占める包括旅行チャーターや、アフィニティチャーターの運航が認められていない。

種類	概要	割合(R1)
包括旅行チャーター	旅行会社がツアーのため、航空機を貸し切る形態	99.4%
アフィニティチャーター	旅行会社以外の団体・法人等が、その構成員のために航空機を貸し切る形態	0.1%
オウンユースチャーター	法人や個人が自らの利用のために料金を全額負担し、航空機を貸し切る形態	0.5%

ア 神戸空港の最大活用の推進

i) 運用制限の緩和

- ・ 発着回数・運用時間は実需要に応じて設定できるようにすること
- ・ 国際便の運航を認めること

[神戸空港の発着回数]

上 限	60→80回/日 ※3空港懇で合意 (R元. 5. 11)
	R3. 7. 1～ : 76→74回/日 (スカイマーク羽田便減便)
計 画	R3. 8. 27～ : 74→76回/日 (フジドリームエアラインズ 松本便増便) R4. 3. 27～ : 76→78回/日 (フジドリームエアラインズ 新潟便開設)

ii) CIQ体制の充実

- ・ 国際ビジネスジェット・チャーター便の利用促進のためCIQ体制を充実すること
 - 受入時間の延長
 - フライトプラン届出期間の緩和
 - 人員体制の拡充 等

イ 伊丹空港の最大活用の推進

i) 運用制限の緩和

- ・ 全ての国際チャーター便の運航を認めること
- ・ 国内長距離便枠（1日35.5回）を拡大すること

ii) 国の責任による安全・環境対策事業の適正実施

- ・ 国と地元との確認書を踏まえ、関西エアポート株式会社による安全・環境対策及び新関西国際空港株式会社によるモニタリングが適正に実施されるよう、国が責任を果たすこと

[大阪空港の存続及び今後の運用等に関する協定 (H2. 12) 拠粹]

空港周辺の関係地方公共団体等の理解と協力を得るため、今後とも環境基準の達成に向け不断の努力を尽くすとともに運航上の安全の確保・向上に最大の配慮を払うものとする。

② 空港整備事業の補助制度の拡充

- ・ 空港ターミナルビルや格納庫等の老朽化対策について、空港整備事業の補助対象とすること
- ・ 滑走路端安全区域(RESA)の確保についての国庫補助率の引上げ(現行：40%(その他の空港)→50%(地方管理空港並))及び必要な予算を確保すること

【提案の背景】

- ・ 空港整備事業は、空港基本施設(滑走路・エプロン等)の新設・改良のみが補助対象で、老朽化対策は補助対象となっていない。空港周辺施設(ターミナル・格納庫等)は、新設・改良も補助対象ではない。
- ・ 特に、空港周辺施設であるターミナルビル等の老朽化対策は、利用者の安全・安心を確保するために不可欠であるが、多大な費用を要するため補助対象化が必要である。
- ・ RESA対応については、航空法施行規則の改正に伴い、空港の種別を問わず一律に対応を求められるものである。短期間に多額の費用を要するため、現在40%の補助率を地方管理空港並みの50%まで引き上げ、地方負担を軽減する必要がある。

[「空港整備事業費補助制度」の概要]

趣 旨	地方公共団体の設置・管理するコムニーター空港において、一般の公衆の利用に供する目的で以下の工事に対し補助を行う。
対象範囲	・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン又は照明施設の新設又は改良工事 ・航空機の離着陸の安全を確保するため平らな空地として維持することを必要とする空港用地の造成又は整備 ・排水施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋又は気象観測施設の新設又は改良
補助率	40% (コムニーター空港)、50% (地方管理空港)

<但馬空港のRESA>

現状：両端とも40m → 改正後：令和9年(2027年)3月までに、両端とも90mの確保に向け実施設計着手

③ コウノトリ但馬空港の利便性向上

ア 但馬－羽田直行便の実現に向けた政策コンテストの継続・拡充

全国でも首都圏との時間距離が長い地域の1つである但馬地域と首都圏とを結び、首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬－羽田直行便の実現に向け、羽田発着枠に関する政策コンテストを継続するとともに、プロペラ機に特化した枠の創設や、プロペラ機が新規就航するための地上業務の体制づくり等への支援を行うこと。

また、コンテスト枠及び新規参入枠の活用について、航空会社への働きかけを行うこと。

【提案の背景】

- ・国の総合交通分析システム（NITAS）を用いた本県の分析では、但馬地域は本州134生活圏のうち、東京都庁から地方都市役場までの時間距離が最も遠い18地域の一つである。
- ・「羽田発着枠配分基準検討小委員会報告書」（令和元年8月29日）を受けて、国土交通省において、羽田空港（国内線）の発着枠の配分の見直しを実施。
- ・但馬地域の活性化のためには但馬－羽田の航空路線が不可欠であるが、発着枠は一杯の状況が続いている、小型機しか就航できない但馬空港の路線開設の可能性は政策枠または新設された新規参入枠の獲得しかない。
- ・現在、政策枠を獲得している路線は、いずれもジェット機であることから、地方路線の維持・充実には、プロペラ機に特化した枠の創設が必要である。

【羽田発着枠政策コンテストR2.3の概要】

配分枠	5枠（従前）3枠（従前の使用空港）山形、鳥取、石見
配分期間	当初期間を3年に延長。その間の効果検証を行い2年間延長（従前）当初期間2年。その間の効果検証を行い延長年数を決定
運航開始時期	R2年10月～（2020年冬ダイヤから運航開始）
配分空港	山形、鳥取、石見、大館能代、三沢又は下地島*

* 今後、1年間のトライアル運航（R4.3～R5.3）で最終的な配分先を決定

【新規参入枠】

- ・競争促進のため、将来、羽田空港に新規に参入しようとする航空会社が現れた場合に優先的に配分する「新規参入枠」を新設し3枠を留保。（新規に参入しようとする航空会社が現れるまでの間は、既存航空会社の暫定使用可）

イ 地域航空路線維持のための税制措置の拡充

- ・国内航空機に対する固定資産税の特例措置（課税標準が最初の5年間1/4または2/5に軽減）を拡大すること

【提案の背景】

- ・但馬－伊丹路線の運航機材の経年化を踏まえ、H30年度に、新型機材（ATR42-600）に更新した。採算性の厳しい但馬－伊丹路線の維持を図るため、更なる税制措置の拡充が必要。

(4) 経済と産業を支える港湾の整備

【国交】

① 港湾施設の整備促進

- 姫路港広畠地区国際物流ターミナル整備事業を確実に推進すること

【提案の背景】

- 広畠地区では民間の土地売却が進み、今後の更なる港湾利用が予定されている。
- 船舶の大型化に対応した公共ふ頭整備と、網干地区と広畠地区の物流機能強化につながる臨港道路の整備によって、姫路港の更なる活性化を図る。

② 快適な利用空間創出に対する支援

- 旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出など、快適な利用空間創出に対して支援すること

【提案の背景】

- 姫路の海の玄関口としての魅力向上を図るため、平成30年3月に策定した基本計画に基づき、姫路港において旅客ターミナルエリアのリニューアルに取り組んでいる。現行ではターミナル周辺のロータリーや駐輪場整備等、快適な利用空間創出における調査設計及び整備に対する国からの補助等の支援がない。

(5) 地域鉄道等に対する支援の充実

【国交、総務】

重点① JRローカル線の存続に向けた支援

- 新**
- 特定区間の採算性のみで廃止が議論されることがないよう、路線維持に向けた積極的な関与と必要な支援措置を講じること。
 - 鉄道ネットワークを維持するためのあるべき姿を国の責務として検討すること
 - JR赤字路線への支援制度を創設すること
 - 鉄道路線を維持・活性化するため、鉄道駅周辺での利用者の利便性向上や交通結節機能の向上に資する自由通路や駅前広場の整備等に対する財政支援を拡充すること

【提案の背景】

JRをはじめとする鉄道等の公共交通機関は、通学や通勤など地域住民の日常生活や、観光・交流による地域活性化に不可欠であるため、事業継続支援が必要

<本県の取組：JRローカル線維持・利用促進検討協議会の設置>

- 事業者と県・市町が対象路線の現状・課題等を共有し、維持・活性化に向けた利用促進策を検討する「JRローカル線維持・利用促進検討協議会」を設置(R4.6)
- 路線毎の実情に応じた検討を行うため、同協議会の下に沿線市町や交通事業者等で構成するWTを設置し議論を行う。

② 地域鉄道事業者等の運営経費への支援制度の創設

- 神戸電鉄粟生線など移動手段として維持すべき地域鉄道の赤字路線の運営を支援する制度を創設すること

【国制度の問題点】

- 従前の国補助事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業等）は、施設整備が主となっている。
- 赤字路線を運営する地域鉄道は、経営基盤が脆弱であり、経営悪化が直ちに利便性低下を招くことから、経営安定化に向け一定の支援が必要であるため、施設整備以外の用途にも使える制度を創設することが必要である。

③ 地域鉄道の輸送設備等の整備に対する支援の拡充

ア 輸送設備等の更新・修繕・検査に対する予算の確保

- 神戸電鉄、北条鉄道及び北近畿タンゴ鉄道の輸送設備等の更新・修繕・検査に対する補助事業の予算を十分に確保すること

イ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の対象拡充

- 駅舎改良やパーク＆ライド駐車場・駐輪場等の整備など地域公共交通計画等に基づく事業を推進するため、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助要件を緩和・拡充すること

ウ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率引上げ

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に対する国庫補助率を引き上げる（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）こと。また、予算を十分に確保すること

【国制度の問題点】

- 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国庫補助率は原則 $1/3$ であり、他の補助事業（道路、河川等）の補助率（ $1/2$ ）と比較して低くなっている。コロナ禍における収益悪化により先送を余儀なくされている老朽化施設等の更新や近年の激甚化する豪雨に対応するため、国庫補助率の引上げと予算確保が必要である。

エ 鉄道事業再構築事業の財政力指数要件の撤廃

- 「鉄道事業再構築事業」における国庫補助率引上げに必要な財政力指数要件（財政力指数 0.46 未満に限る）を撤廃した上で、国庫補助率を一律 $1/2$ に引き上げること

【国制度の問題点】

- 財政力指数が 0.46 未満の地方公共団体が支援する場合、国は $1/2$ を補助しているが、財政力指数が 0.46 以上の場合は $1/3$ の補助にとどまっている。（京都丹後鉄道宮津線において、豊岡市・宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町の財政力指数は 0.46 未満であり、国庫補助率が $1/2$ である。しかし、兵庫県・京都府・舞鶴市の財政力指数は 0.46 以上であるため、国庫補助率が $1/3$ となる。）

④ JR鉄軌道等の整備・防災対策・利用促進に対する支援の充実

ア 車両、鉄軌道等整備への支援制度の創設

- 在来線の高速化など鉄軌道等の整備を行う鉄道事業者への支援制度を創設すること
 - 山陰本線（城崎温泉駅以西）、播但線（寺前駅以北） 等

【提案の背景】

- JR西日本に対する高速化などへの補助制度がなく、採算性の乏しい地方路線で整備が遅れている。

イ 利用促進施策に対する支援制度の創設

- ICカード等キャッシュレス決済利用環境整備など地元が実施する鉄軌道等整備に向けた利用促進施策に対する支援制度を創設すること

ウ 防災対策事業に対する支援制度の創設

- 豪雨対策事業において、JR西日本が補助対象外となっていることから、鉄道事業者への支援制度を創設すること

⑤ 鉄道施設の災害復旧等に対する支援の拡充

ア 災害復旧事業における国庫補助率引き上げ等の国の支援の強化

- 豪雨等の災害が頻発・激甚化し、鉄道事業者と復旧を支援する自治体の資力では速やかな災害復旧が困難となる実情を踏まえ、国庫補助額上限（地方負担額以内）の要件を撤廃し、国庫補助率を引き上げ（ $1/4 \rightarrow 1/3$ ）すること。また、特別交付税算定率の引き上げ（現行 50% ）により、災害復旧事業に対する支援を強化すること。

【国制度の問題点】

- ・災害復旧事業については、事前防災（豪雨対策）事業と異なり、地方負担が必須となっており、鉄道事業者の資力が乏しくまた、沿線自治体の財政規模が小さい場合、鉄道事業者は鉄道施設を復旧することができず廃線となり、沿線住民の公共交通の確保が困難となる可能性がある。
- ・災害復旧事業における補助率については、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の国庫補助率（原則1/3）と比較して、緊急性の高い災害復旧事業の国庫補助率の方が低い。また、公共土木施設災害復旧事業における国庫補助率（2/3）と比較しても国庫補助率が低い。
- ・災害復旧事業における交付税措置については、特別交付税措置（補助額の50%）がなされているものの、近年の激甚、頻発化する災害を踏まえ、更なる特別交付税算定率の引き上げが必要。

イ 災害復旧事業における黒字事業者に対する補助要件の緩和・拡充

- ・豪雨等の災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、黒字事業者の赤字路線に対する補助要件の緩和など、補助要件の更なる拡充を図ること

【国制度の問題点】

- ・「鉄道軌道整備法」等により災害復旧事業に対する補助制度は整備されているものの、黒字事業者の赤字路線については、災害復旧費用が年間の路線収入以上の災害のみが補助対象となるなど厳しい補助要件となっており、また、黒字路線は補助対象外となっている。近年の災害の頻発・激甚化による鉄道事業者負担の増加により、公共交通機能の早期復旧が困難となるおそれがある。

ウ 被災鉄道におけるバス等を使った代替輸送に対する支援制度の充実

- ・被災鉄道においてバス等を使った代替輸送を実施する鉄道事業者に対する支援について、激甚災害等に満たない規模の災害についても支援対象とするなど制度を充実すること

【国制度の問題点】

- ・代行バス支援については、激甚災害等に限り「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」により、国において特定の災害に対し限定的に支援しているが、その他の災害については、災害復旧事業のように法整備がなされておらず、支援制度がない。

⑥ 路線バス等に対する支援の充実

ア バスの運行経費補助に対する国庫補助金予算額の確保

- ・日常生活を支える路線バスを確保維持するため、国の地域公共交通確保維持改善事業（バス運行費等補助）における国庫補助金予算額を十分に確保すること
- ・地方バス路線の運行維持に対する特別交付税について、補正係数を廃止し、単独事業においても市町村が要する経費の全額に対して措置すること

【提案の背景】

- ・人口減少に伴う利用者数の減等により交通事業者の収益が悪化し、減便や路線休止が増加している。このため、幹線系統等に対する国の運行経費補助により、県民生活を支えるバス路線を確保・維持する必要性が高まっている。

イ コミュニティバスの補助対象路線の拡大

- ・路線バス並みの重要な交通手段となっているコミュニティバスを確保維持するため、幹線系統に接続する等の要件を満たさない場合であっても国庫補助の対象に追加すること

【国制度の問題点】

- ・過疎地の路線バスの路線休止や減便により、地域の公共交通におけるコミュニティバス等の担う役割は一層高まっている。
- ・地域の実情に応じた生活交通ネットワークを確保・維持するためにも、コミュニティバスをはじめとする公共交通に対する補助制度の充実が必要である。

(6) 社会資本整備を進める各種制度の推進 【法務、総務、財務、国交、農水】

① 新しいモビリティサービスの確立に向けた環境整備

- ・自動運転によるコミュニティバス等の導入に向けて交通関連法規を見直すこと
- ・路車連携による社会実験に必要な白線の引き直し、GPSの埋込等への支援を行うこと
- ・日常生活や観光等に役立つMaaSの導入を促進するため、国の示したフォーマットに基づき、事業者、自治体等がバス情報の標準化に取り組むための十分な財政措置を講じること

【本県の自動運転の実証実験の実施状況】		
実施エリア	実施時期	内 容
神戸市北区筑紫が丘	H29.11.7～12.24	ラストマイル自動運転移動サービス実証実験
淡路市夢舞台	H30.3.3～6	自動走行実証実験
三木市緑が丘青山地区	H31.2.16～22	ニュータウンにおける自動運転移動サービス実証実験
播磨科学公園都市	R1.12.5～9	自動運転公道実証運行
三田市ウッディタウン地区	R2.7.20～8.23	公道を使った中型バスの自動運転の実証実験

② 公共事業用地取得に係る国庫補助対象の拡充

- ・公共事業用地取得にあたり必要となる不動産登記等業務(表示関係)の費用を全て国庫補助対象とすること

【提案の背景】

- ・従前工事雑費で支弁していた分筆登記等に必要な地積測量図の作成等に要する費用は、平成22年度以降補助事務費が廃止されたことから、登記事務の一環として委託していたものは、補助対象とはならないとされている。
- ・一方、分筆登記等に必要な地積測量図の作成等は、専門的知識と技術が必要なことから、土地家屋調査士へ業務委託を行わざるを得ず、財政的負担が生じている。

③ 地籍調査事業の予算確保

- ・地籍調査事業の予算を十分に確保すること
- ・担当する地方自治体職員確保への支援等の措置を講じること

【提案の背景】

- ・国直轄の「北近畿豊岡自動車道」では地籍調査の先行実施により、用地取得期間が約1/3に短縮されるなど、地籍調査が社会基盤整備等の円滑な実施に大きく寄与。
- ・また、東日本大震災からの復旧・復興に際しても、地籍調査実施の有無が復興スピードに大きく影響するなど、今後想定される災害発生への備えとして早急な調査実施が不可欠。
- ・このため、早急の調査実施に向け、国予算の十分な確保と事業を担当する地方自治体職員確保に向けた財政支援が必要。

【令和3年度本県地籍調査事業計画（令和2年度第3次補正予算含）】		
区分	実施主体	所要額（国費）
地籍調査費負担金	南あわじ市ほか20市町	226
社会資本整備総合交付金	加東市ほか5市町	55
防災・安全社会資本総合整備交付金	宍粟市ほか18市町、2組合	707
社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助	豊岡市ほか2市町	59
合 計	豊岡市ほか34市町、2組合	1,047

(7) 社会資本の老朽化対策の推進 【総務、厚労、国交、警察、環境】

① 社会基盤施設の老朽化対策の充実

ア 老朽化対策に必要な予算の確保

- ・老朽化対策の推進に必要十分な予算を、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策において、当初予算を含め、通常の予算とは別枠で計画的・安定的に確保すること

【提案の背景】

- ・ 兵庫県では計画的・効率的に老朽化対策を推進するため、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画（計画期間：R1～R10年度 事業費：約2,233億円）」を策定している。

イ 定期点検、小規模な修繕・更新工事等の補助対象化

- ・ 交付金事業を以下の工事等でも活用できるようにすること。
 - 社会基盤施設の定期点検
 - 小規模な修繕（予防保全対策）・更新工事
 - 舗装の表層に係る修繕工事

【提案の背景】

- ・ 社会基盤施設を将来にわたり安全に使用するためには、定期点検や小規模な修繕・更新工事が欠かせないが、地方単独事業では十分な対応が困難である。
- ・ 地方港湾に存在する事業規模の小さい港湾施設も、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。
- ・ 舗装構成1層が大半を占める市町道路の修繕対策について、実質負担が軽減される交付金事業でも行えるようにし、公共施設等適正管理推進事業債との柔軟な活用により、計画的に老朽化対策を進めていく必要がある。

[地方単独事業で実施している社会基盤施設の修繕・更新]

港 湾 施 設	岸壁・防波堤等で総事業費が2億円未満の修繕・更新
河川管理施設	矢板護岸の修繕・更新、排水機場等の非致命的機器（遠隔監視操作制御設備等）の修繕・更新等

ウ 下水道事業の広域連携への財政支援

- ・ 広域化・共同化のための処理場等の用途廃止に係る公営企業施設等整理債への公的資金充当や当該取組に伴い用途廃止になった処理場等に係る国庫補助金等の返還免除、繰上償還に伴う公的資金補償金免除を行うこと

【提案の背景】

- ・ 下水道事業の広域連携を促進するには、施設の統廃合に伴う財政負担を軽減する必要がある。
- ・ 今後、施設の統廃合を進めるにあたり、公営企業施設等整理債は、借入先が民間等資金に限定されており、公的資金に比べると償還年限が短く、市町の財政負担となる。
- ・ また、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還義務が生ずる場合がある他、繰上償還に伴う発生する補償金負担を軽減する必要がある。

[公営企業施設等整理債の概要]

対象事業	将来にわたって活用する見込みがない事業用施設を整理することで事業規模の適正化や経営の効率化を図る事業等
対象経費	用途廃止施設の処分に要する経費
充 当 率	100%
資 金	民間等資金

[公的資金補償免除の概要]

- ・ 地方公共団体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる貸し手の利息収入の損失に応じて補償金を支払う必要がある。

② 公共施設等適正管理推進事業債の対象拡大

ア 建設・整備事業

- ・ 個別施設計画を策定し長寿命化に取り組む庁舎・警察施設等の公用施設を対象とすること
- ・ 地方債充当率や地方交付税措置率の引上げを行うこと

〔 現行 充当率：90%、交付税措置率：30～50%
案 充当率：100%、交付税措置率：70%（緊急防災・減災事業債並） 〕

【国制度の問題点】

- ・発災時に業務継続の支障が生じるおそれがあることから、県本庁舎についても市町村本庁舎と同様に、公共施設等適正管理推進事業債の対象とする必要がある。
- ・警察施設等の公用施設は、令和元年度から公共施設等適正管理推進事業債の対象となった都市公園施設等と同様に必要な社会基盤であるが、対象外となっている。

【公共施設等適正管理推進事業債の概要】

対象事業			充当率	交付税措置率
長寿命化事業	公共用施設	施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業	90%	財政力に応じて30～50%
	社会基盤施設	所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(道路、農業水利施設、河川管理施設、砂防関係施設、海岸保全施設、都市公園施設、空港施設、治山施設、港湾施設、漁港施設、林道、農道、地すべり防止施設)		

イ 除却事業

- ・公共施設の老朽化が進む中、人口減少下における配置の適正化や効率的な管理を一層推進するため、地方債充当率の引き上げ(現行：90% → 100%)や、地方交付税措置(現行：交付税措置なし)を講じること

③ 公共施設等の老朽化対策の充実

- ・公共施設等の除却事業に対する地方債の元利償還や公共施設等の老朽化に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など財政措置を更に充実すること

【提案の背景】

- ・公共施設等適正管理事業債（除却事業）については、交付税算入のない資金手当債である。
- ・個別施設の老朽化度合いを把握するためには調査・点検等を実施する必要があるが、これらに要する経費に対しては何ら交付税措置がない。

④ 交通安全施設の老朽化対策の充実

- ・信号機をはじめとする交通安全施設の老朽化対策の予算を十分に確保すること

【提案の背景】

- ・交通の安全と円滑を確保するため、重点的、効果的かつ効率的な交通安全施設の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
- ・特に、信号制御機については、老朽化率が令和2年度末時点で全国ワースト2位となっており、突然の機能停止等に陥るおそれがあり、早急に老朽化対策を講じる必要があるため。

【老朽化した交通安全施設数（令和3年度末時点）】※老朽化更新基準：信号制御機（19年）、信号柱（40年）

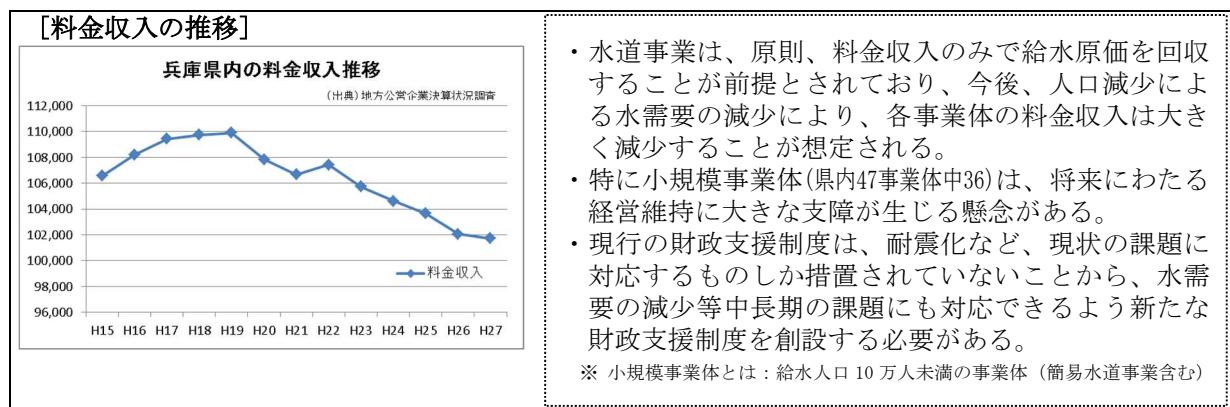
区分	信号制御機	信号柱
総 数	7,200	35,236
老朽化数	2,543	8,268
割 合	35.3%	23.5%

⑤ 水道事業への財政支援の拡充等

ア 将来にわたる経営維持に向けた新たな財政措置

i) 中長期課題に対応する取組への財政支援

- ・人口減少による需要の減少、施設の老朽化など、水道事業が抱える中長期の課題に対応するための取組に対して、財政支援を行うこと



ii) 繰出基準の拡充

- 水道事業に対する繰出し基準を拡充した上で財源措置を設けること

【国制度の問題点】

- 水道事業への一般会計繰出金に対する財政措置の対象が極めて限定されており、簡易水道の上水道への統合の進展により、事実上の切り下げが行われている。
 - 人口減少社会においては、個々の事業体の努力だけでは経営を維持することが困難な地域が増加することから、地域の実情に応じた財政措置が行われるよう対象を拡大する必要がある。
- ※ 一般会計繰出金とは：地方財政措置の対象となる一般会計等が負担する経費

【建設改良に要する経費への繰出基準】

上水道事業	なし
簡易水道統合後の上水道事業(旧簡易水道区域に限る)	地方負担の50%
簡易水道事業	地方負担の55%

イ 当面の経営維持に必要な現行制度の拡充・改正

- 生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金の必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること (1/4～1/2 → 一律1/2)

【国制度の問題点】

- 市町の財政力、資本費等により補助率が設定されているが、施設のダウンサイ징や建設投資の縮減など経営努力に取り組んだ結果、資本費が低減すると補助率が低くなるため、必要額が措置されない状況となっている。
- 補助率が下水道と比べ低いことから（下水道では1/2～2/3）、財政基盤の弱い事業者においては、耐震化等、必要な整備が進まない状況となっている。

ウ 水道事業の広域連携への財政支援

i) 地域の実情に応じた再編に対する財政支援の拡充及び要件緩和

- 事業統合等による広域化事業に加え、施設の共同利用など、事業統合等を伴わない広域連携を行った場合も交付金等の対象とすること

【国制度の問題点】

- 本県では、「兵庫県水道事業のあり方懇話会」からの提言を踏まえ、本県の地理的条件や地域ごとに抱える課題が異なるという特性から、事業統合等を伴わない広域連携を対応方策の一つとして進めることとしている。
- 施設の共有化や共同利用は施設の集約にもつながり、事業統合等と同様にコストの削減に資することから、広域連携を進めるための支援が必要である。

【生活基盤施設耐震化等交付金（水道事業運営基盤強化等推進事業等）】

現 行	課 題	提案する対象の拡大
市町域を越えた3事業以上(地理的条件が厳しい地域については市町域を超えた2事業以上)	事業統合や経営の一体化及び3以上の事業間の調整は、地理的条件、水道料金の格差等により困難であり、事業統合等を伴わない広域連携の推進に支障をきたす。	事業統合等を伴わない2事業間の広域化、共同施設の整備事業に拡大

ii) 統廃合・集約化に伴う施設整備への財政支援

- 運営基盤強化等事業に限らず、水道施設再編推進事業においても、施設の取り壊しについて交付金等の対象とすること
- 水道施設再編推進事業において、水道施設の統廃合に伴う管路の整備について交付金等の対象とすること
- 水道施設の廃止等における国庫補助金等の返還免除を行うこと

【国制度の問題点】

- 施設の取り壊しについては水道事業者の広域化事業による施設の統廃合に伴い廃止する施設のみが対象となっている。水道施設再編推進事業を活用し適正な事業規模で経営の効率化を図るためにには、使わない施設等を処分していかなければならない。そのため、取り壊しに要する経費に対しても運営基盤強化等事業と同様の取扱いが必要である。
- 水道施設再編推進事業では、水道施設の統合整備に伴う管路の整備について、対象となっていない。管路は水道事業者の資産の約7割であり、水道事業者の経営負担の軽減を図るためにも、対象を拡大する必要がある。
- 今後、水需要の減少を想定した施設の統廃合を進めるに当たり、過去に補助事業で整備した施設の廃止により、補助金の返還が生ずる場合がある。

4 スポーツ、芸術文化の振興

(1) 生涯スポーツの振興に向けた支援

【スポーツ】

- 総合型地域スポーツクラブの運営を行うクラブマネジャーや地域のスポーツ活動における指導者（マネージメントを含む）の養成等に対する支援を行うこと
- 総合型地域スポーツクラブの活性化及び広報に対する財政支援を行うこと
- 令和4年度から開始した登録認証制度に伴う中間支援組織の充実に向けて、国としての支援体制を整備すること

【提案の背景】

- 健康の保持増進と地域コミュニティの形成には、「総合型地域スポーツクラブ」の役割が期待され、その活性化に向けた取組が必要である。
- 活動の充実を図るために自立したクラブ運営が必要であり、その推進には、人材を養成する支援が必要である。
- クラブの活性化には経済的支援はもとより、ガイドラインを示すなどのスポーツクラブ運営のノウハウの周知が必要である。

(2) 芸術文化の振興

【財務、文化】

- 淡路島で発見された松帆銅鐸や弥生時代の遺跡群などを活用し、地元自治体が行う地域活性化策や歴史学習・研究に資する施設整備等に対する財政支援を行うこと

【提案の背景】

- 淡路島では、松帆銅鐸や国史跡五斗長垣内遺跡など、弥生時代の金属の使用に関する発見が相次いでおり、これらを地域活性化に活用する上で、専門的な調査・研究の成果を展示公開し、歴史学習や地域作りの拠点とする施設が必要である。
- 埋蔵文化財の展示公開等を行う施設について、既存施設の改修・整備を行うための補助制度（国1/2、県1/4、市1/4）はあるが、新たに施設を建設する場合の補助制度がない。

5 地方分権改革の推進

(1) 地方分権型の行政システムの確立【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 地方自治の本旨の明確化

- ・ 国民である住民から直接負託されている地方自治体の固有の権能が明確になるよう地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に規定すること

【現行憲法の問題点】

- ・ 現行の憲法第92条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定されているのみであり、抽象的で分かりにくいため、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記することが不可欠である。

② 国の事務を限定する規定の追加

- ・ 地方分権を実現するため、国の役割を外交、防衛等に限定し、その他の事務は地方が幅広く担うことを規定すること
- ・ 地方の統治機構のあり方等については、地方制度調査会を活用して検討すること

【提案の背景】

- ・ 地方自治に関する規定の検討に当たっては、現行の地方制度に関して全般的な検討を加えることを目的として設置された地方制度調査会において、国と地方の役割分担の見直しを前提として地方の統治機構のあり方等も併せて検討する必要がある。

③ 地方自治の根幹に関わる規定の追加

- ・ 地方公共団体の定義及び役割を明確化し、条例制定権、自主財政権、自主課税権等の具体的な権限に関する規定の追加を検討すること

【現行憲法の問題点】

- ・ 国による地方自治の侵害を防ぐため、法律に違反しない限り、地方が独自に立法権、財政権、課税権を有することを記載すべきである。
- ・ 地方公共団体の種類については憲法上規定がないことから、地方公共団体の種類（基礎自治体としての市町村、広域自治体としての都道府県）を明記する必要がある。

(2) 地方分権改革に関する提案募集方式における地方意見への真摯な対応

【内閣官房、内閣府、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 「提案募集方式」の更なる充実

ア 国から地方への事務・権限の移譲の提案に関する支障事例の不要化

- ・ 国から地方へ事務・権限の移譲を求める提案に対しては、地方から具体的な支障事例が示されなくても、関係府省との調整を行うこと

【国制度の問題点】

- ・ 現行の提案募集方式では、地方が支障事例を提示する必要があるが、現状で権限を持っていない方が、国から事務・権限を移譲されない場合の支障事例を提示することは困難である。
- ・ 権限移譲に当たっては、国と地方の役割分担を進めるという観点から具体的な支障事例がなくとも関係府省との調整を行うべきであり、移譲が不可能であれば、国が地方に権限移譲を行うに当たっての支障を立証すべきである。

イ 複数団体から再提案があった場合の再検討要請

- ・ 過去に関係府省との調整対象外とされた提案であっても、複数の団体から提案があつた場合は、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すること

【国制度の問題点】

- ・ 複数の団体から支障事例の提出があるものは、国の制度そのものが現状に沿っていないことの証左であるため、新たな課題として関係府省へ再検討を要請すべきである。

② 実証実験的な権限移譲の導入

- ・地方が求める事務・権限を財源と合わせて実験的に国から地方に移譲する実証実験的な方法を導入すること

【国制度の問題点】

- ・行政実務上の支障事例の解決を主な目的とする提案募集方式では、大括りの権限移譲が進まない現状を踏まえ、地方が求める場合に試験的に事務・権限の移譲を行う仕組みの創設が必要である。

(3) 国と地方の協議の場の運用【内閣官房、内閣府、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境】

① 国と地方の協議の場の積極的活用

ア 事前協議の義務付け

- ・地方との十分な協議がない状況で成立した高校無償化法の改正のような例を繰り返さないよう、地方自治に関わる重要法案については、地方との事前協議を義務付けること

イ 適時適切な協議の場の開催

- ・地方行政や地方財政、地方税制等、地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案等に当たっては、閣議決定前に十分な期間をおき、地方の意見を確実に反映させた上で、適時適切に国と地方の協議の場を開催すること

【現行の問題点】

- ・地方自治法第263条の3第5項の規定の趣旨に基づき、事前に情報提供されるが、閣議決定まで時間がなく、十分な協議を行う期間が形式的なものとなっている。

② 分科会の設置

- ・地方自治にとって重要なテーマについては、分科会を設置し、十分に活用すること

【提案の背景】

- ・社会保障・税一体改革の分科会が設置されているのと同様に地方自治にとって重要なテーマである、「地方財政対策」「国と地方を通じた税制改正」、「国から地方への事務・権限の移譲」などは、それぞれの分科会を設置して議論をすべきである。

(4) 地域の実情を踏まえた圏域行政の検討

【総務、国交、経産】

① 財政支援措置の拡充

- ・連携中枢都市圏及び定住自立圏の複数圏域に参加する場合、それぞれの制度において各市町が取り組む事務・事業に応じた財政需要が増加するため、各圏域での取組状況を踏まえた財政支援を行うこと

② 中心市要件の緩和

- ・定住自立圏における中心市の要件である昼夜間人口比率「1以上」について、連携中枢都市と同様に「おおむね1以上」とすること

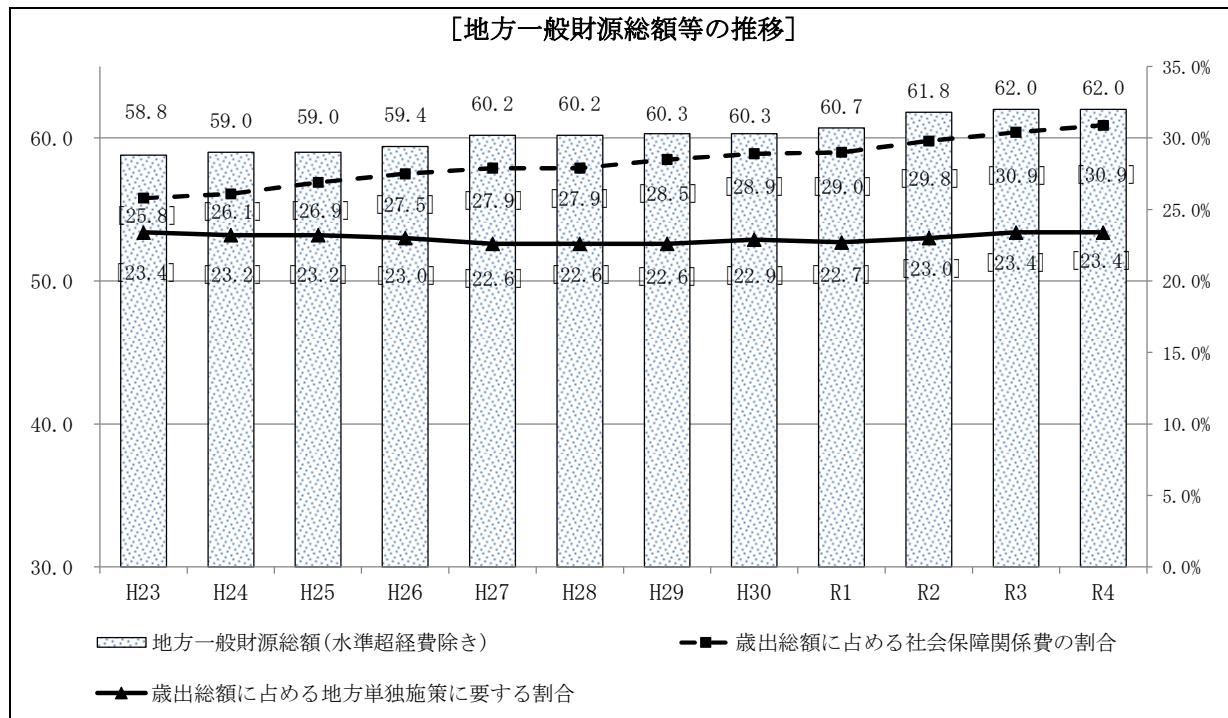
VI 地方税財政の充実・強化等

(1) 地方一般財源総額の充実・確保等 【内閣官房、内閣府、総務、財務、国交】

① 令和4年度地方財政計画の充実

ア 一般財源総額の確実な確保

- ・地方一般財源総額については、骨太の方針2021において、令和4年度から6年度まで令和3年度と実質同水準とするとされたが、今後とも増加が見込まれる社会保障関係費等に対応できるよう、地方の財政需要に見合った地方一般財源総額を国において確実に確保すること



【提案の背景】

消費税率等の引き上げに伴う增收分のうち、社会保障の充実、新しい経済政策パッケージ分や公経済負担増分として、少子化対策や医療・介護等の地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

【経済財政運営と改革の基本方針2021（地方の歳出水準）】

国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質同水準を確保

② 地方財政需要の地方財政計画への的確な反映

ア 社会保障の安定化に要する経費等の適切な積み上げ

- ・消費税率引き上げによる增收分は、年金、医療、介護保険、子育て環境の整備、幼児教育の無償化といった社会保障の充実・安定化や人づくり革命に要する経費に充てることになっている。令和4年度地方財政計画では、社会保障の充実分として、地方負担分に約4割が活用される一方、残り約6割は活用事業が明示されていない。

社会補償に係る地方単独事業についても、国と同じく増加することは不可避的であることから、地方が必要としている財政需要は地方財政計画に適切に積み上げること。

[令和4年度地方財政計画における一般行政経費]				(単位：兆円)
区分	R3	R4	R4-R3	備考
補助	23.0	23.5	+0.5	
国保・後期高齢者関係事業	1.5	1.5	0.0	
単独	14.8	14.9	+0.1	
うち、会計年度任用職員分	0.2	0.2	+0.0	伸び率が僅少であるため、社会保障支出の増に係る地方負担の増が反映されているか不明
うち、旧重点課題対応分	0.3	0.3	+0.0	
その他	14.3	14.4	+0.1	
まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	+0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	+0.0	
計	40.9	41.4	+0.5	

[令和4年度における社会保障の充実等]			(単位：兆円)
(地方)	(国)		
区分	R4	構成比	
消費税増収額等 ①	4.04	-	
地方消費税引上分	3.10	76.7%	
交付税法定率分	0.94	23.3%	
歳出	4.04	-	
社会保障の充実分 ②	0.90	22.3%	
新しい政策パッケージ分 ③	0.67	16.6%	
公経済負担増分 ④	0.17	4.2%	
差引き(安定化) ①-②-③-④	2.30	56.9%	
<臨時財政対策債H25→R3増減>	△4.43	-	

(国)	(単位：兆円)	
区分	R4	構成比
消費税増収額 ①	10.26	-
歳出	10.26	-
社会保障の充実 ②	2.16	21.1%
新しい政策パッケージ分 ③	0.95	9.3%
公経済負担増分 ④	0.46	4.5%
基礎年金 ⑤	3.50	34.1%
差引き(安定化) ①-②-③-④-⑤	3.19	31.0%

地財で活用事業が明示されている経費:43.1%(約4割)
※安定化に要する経費(残り約6割)は明示されていない

重点イ 地方公務員の定年引上げに係る給与関係費の適切な算定

- 新・ 令和5年度から施行される地方公務員の定年引上げにあたり、地方に過度な財政負担が生じないよう、確実に地方財政措置を講じること。

特に、定年引上げ期間中に、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること

ウ デジタル化推進への財政措置

- ・デジタル社会の推進を踏まえ、自治体DX推進計画でも推進することとされた行政手続きのデジタル化やICT環境の整備、これらの整備に伴う維持管理費(ランニングコスト・通信料・更新費用等)については、令和4年度地方財政計画においても地域デジタル社会推進費が計上されたところであるが、その継続・拡充を図るなど、引き続き、地方自治体のデジタル化に係る取組への支援を充実・強化すること

③ 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の確保

ア 業務改革の取組等の成果を反映した算定の見直し

- ・地方交付税の算定に当たっては、財源保障機能の観点から標準的な行政サービスを遂行するため必要な経費を基本とすべきであり、個々の団体の地方税の徴収努力や歳出削減努力をもって地方全体の地方交付税の削減を行う業務改革の取組等の成果を反映した算定を見直すこと。また、その拡大は厳に慎むこと

イ 包括算定経費の適切な算定

- ・平成23年度以降、地方一般財源総額が前年度と実質同水準に据え置かれ、社会保障関係費の自然増(+3.4兆円)に見合うだけの基準財政需要額の増加(+2.5兆円)となって

おらず、他の歳出を削減することで対応しているため、結果として包括算定経費が0.7兆円減少している。

このため、包括算定経費を圧縮する場合には、明確な積算根拠を示すこと

[一般財源総額と基準財政需要額の推移 (全国：不交付団体含む)] (単位：兆円)

区分	H19	H23	H26	R1	R3	H23-H19	R3-H23
個別算定経費	40.6	43.5	44.4	46.2	48.5	2.9	5.0
社会保障関係費(自然増等)	10.8	13.3	14.6	15.6	16.7	2.5	3.4
消費税增收分を活用した社会保障の充実等	0	0	0.3	1.2	1.7	0	1.7
包括算定経費	4.7	4.6	4.2	3.6	3.9	▲0.1	▲0.7
基準財政需要額 計	45.3	48.1	48.6	49.8	52.4	2.8	4.3
充実分除き	45.3	48.1	48.3	48.6	50.6	2.8	2.5
(参考)一般財源総額	56.9	58.8	59.4	60.7	62.0	1.9	3.2

※ H19：包括算定経費の算定初年度

H23：地方一般財源総額実質同水準に据え置かれた初年度

H26：消費税率引上げ(5%→8%) 初年度

R1：消費税率引上げ(8%→10%) 初年度

ウ 特別交付税におけるルール項目の確実な措置

- 特別交付税の算定において省令で算定方法が明記されているルール項目について、交付額が省令上の算定額を下回っている地方団体があり、特別交付税は、普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対し交付されるものであるため、ルール項目の算定額を下回ることがないよう、確実に措置すること

(2) 阪神・淡路大震災関連県債残高等に対する負担軽減

【総務】

- 厳しい財政環境が見込まれるため、他府県にない財政負担である阪神・淡路大震災の復旧・復興のために発行した震災関連県債などの元金償還や利子負担について、適切な財政措置を講じること

<震災関連県債残高等>

- 震災関連県債発行額：1兆3,000億円
→ R4末残高：2,158億円、R4公債費：362億円（当初予算ベース）

<東日本大震災 被災地との比較>

区分	阪神・淡路	東日本
復旧・復興総額	16.3兆円 (うち県2.3兆円、市町2.9兆円) ※後年度、一部交付税措置あり	32兆円程度(H27.6復興推進会議) (うち自治体0.03兆円)
災害復旧	一部自治体負担	
復興交付金事業	(制度なし)	
補助事業	一部自治体負担	
社会基盤整備	補助対象外	自治体負担は、ほぼゼロ
市町村仮庁舎等	補助対象外	
介護老人保健施設	(制度なし)	
被災者生活再建支援金	(制度なし)	
復興道路・復興支援道路	(制度なし)	

<阪神・淡路大震災復興事業のうちインフラ整備の地方債残高>

区分	地方債残高A	交付税措置B	実質的な負担A-B
兵庫県	709億円	157億円	552億円
被災市	267億円	64億円	203億円
計	976億円	221億円	755億円

(注1)被災市：尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、淡路市

(注2)地方債残高：令和2年度決算ベース

- 震災関連県債の繰上償還について、平成25年度に創設された、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対する旧公営企業金融公庫資金の補償金免除制度と同等の措置を適用すること

【提案の背景】

- 阪神・淡路大震災の被災地方公共団体の復旧・復興事業のため多額の借入を行った当時の金利水準である4%以上の公的資金借入残高（R2決算：240億円〔うち旧公営企業金融公庫資金借入金残高は31億円〕）に対する負担軽減措置が必要である。

(3) 国民健康保険に対する財政支援

【厚労】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、保険者が国民健康保険料(税)の減免を国基準に基づき行った場合に、令和3年度同様、その減免に要した費用の全額を財政支援すること

【国制度の問題点】

- 令和3年度の同財政支援措置は、減免に要した費用の全額が国庫補助の対象とされていたが、令和4年度は、各市町村の保険料収入等に占める減免額の割合に応じて、その一部のみが財政支援されることとなっており、保険者側に負担が生じている。

R 2	R 4
災害等臨時特例補助金 (コロナ減免の6割)	なし
	<コロナ減免が保険料収入等の3%以上である場合> コロナ減免の10割
国特別調整交付金 (コロナ減免の4割)	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%以上3%未満である場合> コロナ減免の6割
	<コロナ減免が保険料収入等の1.5%未満である場合> コロナ減免の4割

- ・現在、被用者に限定している新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給対象に、事業主・フリーランス等の労働者を加え、そのための財政措置を国が行うこと

【国制度の問題点】

- ・現在、国が財政支援の対象とする傷病手当金の給付対象は被用者に限られ、事業主やフリーランスが対象外とされており、国保被保険者間で新型コロナウイルス感染時の療養支援に格差が生じている状況である。

(4) 地方税体系の充実強化 【内閣官房、内閣府、総務、財務、文科、農水、経産】

① 自動車関係税の見直しに伴う慎重な検討

- 新**・自動車関係諸税は受益者である自動車ユーザーが適正な負担をすべきであり、これらの税の見直しを行う際は、税の性格や地方税財源の安定的な確保を前提に、慎重な検討を行うこと

【提案の背景】

- ・令和3年度税制改正では、車体課税について、自動車業界がCASEに代表される100年に一度ともいわれる大変革に直面する中、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予期間を設けることとされた。
- ・令和4年度与党税制改正大綱においては、令和3年度税制改正大綱の方針に基づき引き続き検討を行うとされた。
- ・自動車税は、財産税的性格や自動車の運行により生じる道路損傷負担金としての性格とともに環境損傷負担金的性格を有している。また、その税収は都道府県税全体の約1割を占め、道路の整備や維持を行う都道府県の重要な財源である。

② 國際課税ルールの見直しに伴う地方法人課税の制度検討

- ・国際課税ルールの見直しに伴い配分される税収が、国税のみならず地方法人課税にも反映される課税制度を検討すること
- ・地方団体間の配分にあたっては、例えば現行の特別法人事業譲与税の譲与基準を用いるなど、納税者及び地方団体の事務負担にも配慮すること

【提案の背景】

- ・令和3年10月の国際合意の実施に向け、令和5年内に多国籍条約の策定・批准や国内法の改正が必要となる。多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、地方法人課税分が含まれると考えるべき。
- ・特別法人事業譲与税は人口を譲与基準とするが、地方交付税不交付団体に対する譲与制限（75%控除）が設けられている。

③ 金融所得課税の適切な見直し

- ・個人住民税において勤労所得よりも低率となっている金融所得に対する課税のあり方にについて、税負担の公平性の観点から、適切な負担を求める見直しを行うこと

【提案の背景】

- ・令和4年度税制改正では、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方にについて検討する必要があるとされた。
- ・総合課税となる勤労所得等に対する個人住民税の税率は10%であるのに対し、分離課税となる利子所得、配当所得及び株式等に係る譲渡所得に対する個人住民税の税率は5%と低率となっている。

④ 固定資産税の安定的確保

ア 特例措置の廃止等

- ・課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が、令和3年度限りの臨時の措置として講じられたが、令和4年度においても、景気回復に万全を期すため、商業地に係る課税基準額の上昇幅を本来の5%から2.5%に引き下げる特別な措置が新たに講じられた。固定資産税は市町における基幹税であり、新型コロナウイルス感染症に関する経済的な負担軽減等は、本来、国の責任において実施すべきであることから、令和4年度限りで確実に廃止すること

<R3年度税制改正：固定資産税（土地）の負担調整措置>

- ・宅地等及び農地の負担調整措置について、R3年度からR5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、従来の負担調整措置の仕組みを継続
- ・その上で、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、R3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じられた。
- ・令和4年度においても、景気回復に万全を期すため、土地にかかる固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行5%）とする措置が新たに講じられた。

イ 債却資産に関する固定資産税の堅持

- ・債却資産に関する固定資産税は、企業活動が、土地と建物（家屋）、機械・設備等（債却資産）を一体的に活用して行われることに着目して課税している市町村の基幹税であり、市町村にとっても重要な財源であることから、現行制度を堅持すること

⑤ 応益性を反映する外形標準課税の拡充

- ・大企業の組織再編によりグループ内に資本金1億円以下の法人を複数設立したり、業績悪化等を理由に減資を行い資本金1億円以下とした等の事例も多く存在することから、事業活動の実態を踏まえ、応益性を反映する法人事業税の外形標準課税の適用対象法人の設定について見直しを行うこと
- ・適用対象法人の検討に当たり、中小法人の適用については、地域経済への影響を踏まえ、慎重に検討すること

【提案の背景】

- ・外形標準課税は、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人が対象である。
- ・外形標準課税対象法人は、平成18年度をピークとして、減少傾向が継続。
- ・R4与党税制改正大綱では、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討するものとされた。
- ・法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目して課税していることを踏まえ、法人事業税の応益性を反映した外形標準課税の拡充や、法人事業税が法人の事業活動の経費としての性格を持つことを踏まえた外形標準課税の対象拡大の検討が必要である。

⑥ 事業税の課税の仕組みの見直し

- 新**・個人事業税の対象業種の限定を廃止すること
- 新**・個人事業税の対象事業の認定基準を外形基準（不動産賃貸業の場合、戸建て住宅10棟以上など）から収入基準に改めること
- 新**・社会保険診療報酬の所得計算特例及び医療法人軽減税率を見直すこと

【提案の背景】

- ・個人事業税の課税対象は、限定例挙されている業種に限られており、第1～3種の事業区分に応じて3～5%の異なる税率を適用するが、事業形態が多様化し、業種認定に多大な労力とコストを要するとともに、課税の公平性からも問題がある。
- ・不動産貸付業と駐車場業について、所得税では同じ不動産収入として申告しているにも関わらず、個人事業税では両者を区分して外形基準（室数・駐車台数等）により課税対象か否かを判断した上で所得計算する必要があることから、課税実務が煩雑であり、課税の公平性からも問題である。
- ・社会保険診療報酬関係は、与党税制改正大綱において、実質的非課税措置及び医療法人の軽減税率のあり方について検討することとされているが、見直し等への動きが確認できない。

⑦ 電気・ガス供給業における法人事業税の課税方式の堅持

- ・送配電事業及びガス導管事業について、収入金額課税制度を堅持すること
- ・過年度の税制改正において課税方式が見直された小売電気事業等、発電事業等並びに特定卸供給事業及び特定ガス供給業については、外形標準課税及び所得課税の割合を拡大しないこと

【提案の背景】

- ・2020年の送配電部門の法的分離、2022年の導管部門の法的分離、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、電気供給業のうち発電・小売電気事業（R2税制改正）及びガス供給業のうち製造・小売事業（R4税制改正）に係る法人事業税の課税方式が見直された。
- ・R4年度与党税制改正大綱では、電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税のあり方について、引き続き検討するものとされた。

⑧ ゴルフ場利用税の堅持

- ・平成元年の消費税創設及び娯楽施設利用税廃止後も、ゴルフ場利用税として課税されているところであり、現在もその必要性に変わりはなく、都道府県及びゴルフ場所在市町村の貴重な自主財源であることから、現行制度を堅持すること

【提案理由】

- ア ゴルフ場利用に係る支出行為は、他の消費行為に比して十分な担税力が認められる。
- イ ゴルフ場として利用される広大な土地は、長期にわたり用途の固定化を招いており、その利用には、ゴルフ場周辺環境の保全等、都道府県も含め地方団体の行政サービスが密接に関連している。
- ウ ゴルフ場が所在する市町村の約57%が過疎地域や中山間地域にあり、自主的な財源に乏しい市町村が多いため、ゴルフ場利用税は貴重な財源となっている。
- エ ゴルフ場利用税が廃止された場合、全都道府県で約394億円（R2年度決算額）、本県では約33億円（うち市町への交付金約22億円。R2年度決算額）の減収が見込まれる。

⑨ 消費税インボイス制度導入に向けた事業者への支援

- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に当たって混乱が生じないよう、以下の取組みを引き続き行うこと
- 事業者に対する制度の十分な周知や広報
- 制度に対応したレジや受発注システムの導入支援など、事業者の準備行為への支援
- 制度導入後の取引条件に関する交渉における優越的地位の濫用への対応、相談窓口の設置など、消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取引環境の整備

【提案の背景】

- ・令和5年10月1日以降、適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができなくなる（経過措置はあるが、最初の3年間は80%控除、次の3年間は50%控除のみ）。

- ・国において、説明会の開催、個別相談窓口の設置、IT導入補助金、持続化補助金、インボイス制度への対応に関するQ&Aの公開、下請Gメンによる状況把握等の取組みを行っている。

⑩ 地球温暖化対策のための税における地方税財源の確保

- ・石油石炭税の税率上乗せ分に限らず地球温暖化対策のための税を充実し、地方の役割に応じた税財源を確保すること

【提案の背景】

- ・環境施策の推進は、地方公共団体が大きな役割を担っているが、「地球温暖化対策のための税（石油石炭税の税率上乗せ分）」による財源は、国策にのみ充てられ、地方への措置がない。

〔「地球温暖化対策のための税」の概要〕

- ・全化石燃料（原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭）に対してCO₂排出量に応じた税率（289円/CO₂トン）を上乗せし、税収（年2,600億円程度）は国の再生可能エネルギー導入施策等に充当

⑪ 森林環境税及び森林環境譲与税の円滑な導入のための措置

ア 国民の理解の促進

- ・森林環境税の導入に当たっては、その趣旨や目的などについて国民に丁寧に説明し十分な理解を得ること

イ 森林環境税の導入に伴う適切な財源措置

- ・森林環境税導入に伴い発生する、市町村の賦課徴収費用、市町村及び都道府県のシステム改修費用等について、森林環境譲与税の使途に追加するなど適切な財源措置を行うこと

〔賦課徴収事務の流れ〕

- ・森林環境税は、市町村が賦課徴収し、都道府県を経由して国へ払い込むとされている。

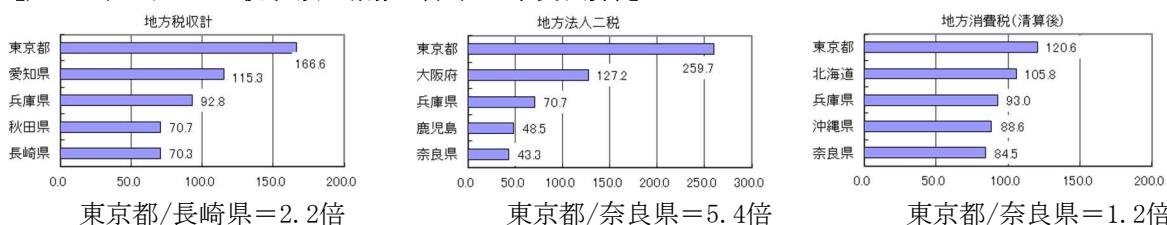
⑫ 国・地方間の税源配分のあり方の見直し

- ・地方法人課税と消費税との税源交換など税制の抜本的改革を行い、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国・地方間の税源配分のあり方を見直すこと

【提案の背景】

- ・社会保障と税の一括改革の一環として行われる消費税率の引上げや地方法人課税の偏在は正措置（特別法人事業税・譲与税の創設）にとどまらず、国・地方を通じた税財源の充実に向け中長期的な検討を進めていく必要がある。
- ・国と地方の税源配分は6：4、歳出費は4：6であり、比率が逆転している。
- ・地方が担うべき事務と責任に見合う国と地方の税源配分の見直しが必要であり、増大する社会保障等の行政サービス需要に対応し、地方が自らの発想で地域の多様性を生かした取組を進めるために、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築が必要である。

〔人口一人当たりの税収額の指標（令和2年度決算）〕



(5) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設

【総務、財務、文科、文化】

① 戰略的な取組を支援する地方債の創設

- ・緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付金算入率70%）に準じた客観的かつ公平な基準等に基づく地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること

【提案の背景】

- ・合併市町、過疎地域・辺地を有する市町以外にあっては、地域創生のための施設整備事業に対して、活用できる有利な起債がほとんどない。（過去には地域総合整備事業債があった）

② スポーツ・文化の振興を支援する地方債の創設

- 老朽化が進む公立スポーツ施設や文化施設の機能向上等に活用できる地方交付税措置のある特別な地方債を創設すること
- 特に、閣議了解された国家的なプロジェクトについて、早急に財政措置を講じること

(6) ふるさと納税の適切な制度設計

① 過度な返礼品に対する対応の検討

- ふるさと納税の趣旨は、本来、経済的な見返りを求める寄附であるため、過度な返礼品競争が行われないよう制度の適正な運用を図ること

【提案の背景】

- 寄附金は経済的利益の無償の供与であることや、ふるさと納税は通常の寄附金控除に上乗せした特例控除が適用されることを踏まえて、適正に運用すべきであるため

② ふるさと納税ワンストップ特例制度の是正

- ふるさと納税ワンストップ特例制度では、所得税控除分相当額も含めて個人住民税から控除され、本来地方の財源となるべき税収が損なわれているため、是正すること

【国制度の問題点】

- ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる。
- ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分については、原則として所得税及び個人住民税から全額が控除されるが、ワンストップ特例制度では、全額が住民税から控除されることになっており、国が負担すべき所得税控除分相当額まで地方の負担となっている。

【兵庫県へのふるさと納税における控除額の内訳（令和3年度課税）】

個人住民税（県民税・市町村民税）控除額	214.3億円
うち ワンストップ特例制度分控除額	78.1億円
うち 所得税控除分相当額	13.3億円

③ 個人住民税からの税額控除の見直し

- 個人住民税の特例控除の限度額（所得割額の2割）を見直すこと
- 市町村への寄附に関する住民税の控除は、市町村民税のみとすること

【国制度の問題点】

- ほとんどの都道府県において都道府県民税の控除額が寄附額を大きく上回っている。

【ふるさと納税における控除の概要】

控除額 28,000円(B+C+D)			
適用下限額(A) 2,000円	所得税の控除額(B) (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率 $(30,000円-A) \times 20\% = 5,600円$	住民税の控除額 (基本分)(C) (ふるさと納税額-2,000円) × 住民税率(10%) $(30,000円-A) \times 10\% = 2,800円$	住民税の控除額(特例分)(D) ※所得割額の2割を限度 $(30,000円-A) - (B+C) = 19,600円$
※年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合)が30,000円のふるさと納税をした場合のもの			

【ふるさと納税の寄附受入額と個人住民税控除額の状況(R2)】

(単位：百万円)

区分	件数	受入額①	翌年度税控除額②	差額①-②
兵庫県分	1,201	92	7,267	△7,175
県内市町分	941,938	22,707	14,166	8,541
合計	943,139	22,799	21,433	1,366

④ 「企業版ふるさと納税制度」の運用改善

ア 制度の運用見直し

- 寄附を通じて地方創生に貢献するという事業目的を踏まえ、個人版ふるさと納税と同様に、本社が所在する地方自治体への寄附を可能とすること

- ・令和2年度より事業ごとの認定から包括的な認定に簡素化されたが、充当可能な国の補助金や交付金の範囲を拡大するなど、更に弾力的に適用できる制度とすること
- ・着手済みの事業に対する寄附を可能とするなど、幅広い地方創生の取組に弾力的に適用できる制度設計とすること

【国制度の問題点】

- ・企業の創業地等、縁のある地方自治体が行う地方創生の取組に対して寄附することで、大都市部から地方への資金の流れを高めることを目的に、本社（地方税における主たる事務所または事業所）がある自治体に対する寄附は制度対象外とされている。
- ・地域再生計画の認定前に事業に着手することを想定しており、原則着手済みの事業は対象とならない。
- ・国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることができない。

イ 国税による税額控除への制度変更及び現行の減収相当分の財源補填

- ・税額控除による法人事業税と法人住民税の減収相当分については、国の責任による財源補填を講じること

【国制度の問題点】

- ・地方法人課税は、①地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有すること、②法人の寄附は事業所単位ではなく本社一括で行うことが多いことから、税額控除は国税で対応すべき。

(7) 宝くじの販売促進に向けた取組の推進

【総務】

- ・本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金帯を拡充した宝くじや、収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじがもつ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいる。

多様な購入者ニーズに応えられるよう、払い戻し率の見直しや発売等事務委託先の拡大、宝くじ売り場での決済手段の拡大、広報活動の充実など、さらなる販売促進に取り組むこと。

【提案の背景】

- ・宝くじの売上は、平成17年度の1兆1,047億円をピークに減少傾向にあり、令和2年度には8,160億円まで落ち込んでいる。
- ・本県では、より多くの人に宝くじが身近な存在となるよう、中間当せん金を拡充した宝くじや収益金の使途を明示した宝くじの発売、宝くじが持つ社会貢献性の若年層へのPRなどに取り組んでいるが、全国的に異なる対策を講じる必要がある。

<(一財)日本宝くじ協会調査(R元年度)>

- ・宝くじを買わない理由 1位：当たると思わない
- ・ジャンボ宝くじ未購入者が購入動機になる取組 1位：中間当せん金帯を拡充する
- ・宝くじについて知らせてほしいこと 1位：収益金の使いみち
- ・最近1年間の購入者の割合（全国アンケート（約6,000人）による）：41.8%（20歳代では26.1%）

<当せん金付証票法における規定>

- ・当せん金品の総額は、発売総額の5割が上限
- ・発売等事務委託先は、銀行や政令で定める金融機関（信用金庫等）に限定